

令和 2 年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の方法	1
3	審査の結果及び意見	2
(1)	審査の結果	2
(2)	意見	8
4	決算の概要	20
5	決算参考資料	23
(1)	一般会計	
ア	款別歳入額	23
イ	県税税目別課税収入状況	24
ウ	県税以外の収入未済状況	25
エ	款別歳出額	27
オ	前年度からの繰越額一覧表	28
カ	翌年度への繰越額一覧表	29
キ	四半期別資金の状況調	31
(2)	特別会計	
ア	会計別歳入額	33
イ	会計別歳出額	34
ウ	収入未済状況	35
エ	前年度からの繰越額一覧表	36
オ	翌年度への繰越額一覧表	36
カ	四半期別資金の状況調	37
(3)	財産等	
ア	公有財産	39
イ	重要物品	41
ウ	債務保証及び損失補償	41
エ	債権	41
オ	基金	45
カ	県債	48

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	-----	5 1
2	審査の方法	-----	5 1
3	運用の状況	-----	5 2
	(1) 土地基金	-----	5 2
	(2) 企業立地資金貸付基金	-----	5 3
	(3) 美術品等取得基金	-----	5 4
	(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	5 5
4	審査の結果及び意見	-----	5 6

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	-----	5 7
2	審査の方法	-----	5 7
3	審査の結果及び意見	-----	5 8

〈参考〉前年度意見に対する執行部の対応状況

・前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況	-----	6 3
・前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況	-----	9 4

宮監委 第 57 号

令和 3 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

令和 2 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和 2 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和 2 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

令和3年7月12日審査に付された令和2年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮 城 県 一 般 会 計 決 算
- (2) 宮 城 県 公 債 費 特 別 会 計 決 算
- (3) 宮 城 県 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 決 算
- (4) 宮 城 県 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 決 算
- (5) 宮 城 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 特 別 会 計 決 算
- (6) 宮 城 県 農 業 改 良 資 金 特 別 会 計 決 算
- (7) 宮 城 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (8) 宮 城 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (9) 宮 城 県 県 有 林 特 別 会 計 決 算
- (10) 宮 城 県 土 地 取 得 特 別 会 計 決 算
- (11) 宮 城 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 決 算

2 審 査 の 方 法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、別に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、これらに加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

令和2年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数並びに収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既の実施した定期監査等（令和2年9月から令和3年8月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[予算・決算関係事務]

- ① 歳入歳出予算に計上せず、他団体から義援金を受領して物品購入費等に充てていたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○他団体から受領した義援金等を、歳入歳出予算に計上せずに物品購入費等に充てていたもの【柴田農林高等学校】

[収入関係事務]

- ① 県税の収入未済額は、38億9,115万4,011円と前年度を6億1,799万4,537円（+18.9%）上回っているが、この主な要因は新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置として11億2,631万2,132円が徴収猶予されたためである。依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額【税務課・地方税徴収対策室】

現年度分	2,109,781,006円	(1,333,372,737円)	
過年度分	1,781,373,005円	(1,939,786,737円)	
合計	3,891,154,011円	(3,273,159,474円)	* ()内の数字は、令和元年度決算額を表す。以下同じ。

- ② 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、県営住宅使用料など一般会計及び特別会計の合計で16億3,747万6,265円と前年度を7,297万4,856円（+4.7%）上回った。これは、県営住宅使用料や母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金などの収入未済額が減少した一方で、特別納付金、生活保護扶助費返還金などの収入未済額が増加したことなどによるものである。収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額

【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室・放射性物質汚染廃棄物対策室】

現年度分	133,422,845 円	(37,623,954 円)
過年度分	704,603,166 円	(689,233,379 円)
合 計	838,026,011 円	(726,857,333 円)

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額【社会福祉課】

現年度分	20,263,067 円	(24,845,974 円)
過年度分	123,600,606 円	(111,203,077 円)
合 計	143,863,673 円	(136,049,051 円)

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等，児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金に係る収入未済額【子ども・家庭課・子育て社会推進室】

・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

現年度分	4,320,721 円	(6,165,251 円)
過年度分	57,041,778 円	(62,953,845 円)
合 計	61,362,499 円	(69,119,096 円)

・児童保護費

現年度分	2,401,570 円	(2,628,710 円)
過年度分	13,992,718 円	(14,127,328 円)
合 計	16,394,288 円	(16,756,038 円)

・児童扶養手当給付費返還金

現年度分	708,980 円	(167,440 円)
過年度分	13,095,970 円	(14,070,420 円)
合 計	13,804,950 円	(14,237,860 円)

○県営住宅使用料に係る収入未済額【住宅課】

現年度分	15,534,350 円	(18,316,075 円)
過年度分	22,124,027 円	(22,071,119 円)
合 計	37,658,377 円	(40,387,194 円)

○その他の収入未済額

現年度分	51,828,076 円	(41,058,097 円)
過年度分	474,538,561 円	(520,036,740 円)
合 計	526,366,637 円	(561,094,837 円)

③ 国庫支出金における調定取消の遺漏及び歳入欠損が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○国庫支出金において、調定取消の遺漏があったため、調定額及び収入未済額が誤った金額のまま決算となっているもの
【原子力安全対策課】

○国庫支出金において、実績報告に計上漏れがあったため、一部が県の持ち出しとなったもの【共同参画社会推進課】

○国庫支出金において、概算払い請求を行わなかったため、県の持ち出しとなったもの【道路課】

④ 調定の遺漏及び遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○電柱敷地使用料において、失念により調定遅延があったもの【仙台土木事務所】

○教育財産使用料及び雑入において、失念により調定遅延があったもの【岩ヶ崎高等学校】

⑤ 行政財産の使用許可において、減免措置に誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○電柱敷地の使用許可に係る使用料において、使用許可処理基準に定められた減免区分に該当しないものを免除していたもの
【東部地方振興事務所登米地域事務所】

⑥ 河川敷土地占用料に係る延滞金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○河川敷土地占用料の収入遅延において、督促を行わなかったことにより延滞金が徴収できなかったもの【東部土木事務所】

- ⑦ 過誤払返納金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
- 生活保護受給者の死亡による生活保護費の返還金について、債権が存在しない相続人を債務者とする調定を行ったもの【気仙沼保健福祉事務所】

[支出関係事務]

- ① 報酬などにおいて、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
- 需用費において、失念による支払遅延が認められたもの【社会福祉課】
 - 社会保険料において、進行管理の不徹底による支払遅延が生じ、延滞金の発生が認められたもの【東部保健福祉事務所】
 - 報酬において、担当者間の連携不足などによる支払遅延が認められたもの【警察本部】
 - 委託料において、失念による支払遅延が認められたもの【伊具高等学校】
 - 報酬において、失念による支払遅延が認められたもの【気仙沼向洋高等学校】
 - 賃金において、失念による支払遅延が認められたもの【支援学校小牛田高等学園】
- ② 補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
- 補助金の交付事務において、変更交付決定を行わないまま、指令額より高い補助金額を確定し、交付していたもの【オリンピック・パラリンピック大会推進課】
 - 補助金の交付事務において、補助申請者の名称が異なる交付申請書により補助金の交付決定を行うなどしていたもの【スポーツ健康課】

[財産管理関係事務]

- ① 公有財産の取得手続きにおいて、不適切な事務処理が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
- 取得した土地について、失念により土地取得の登録及び公有財産管理換えを行っていないもの【管財課】
- ② 財産現在高明細書において、不適切な事務管理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
- 各所属から管財課への公有財産の取得報告書等の提出遅れや、営繕課等に工事を執行委任した場合の所属への引継目録書の提供の遅れなどにより、取得した財産が財産現在高明細書へ適切に反映されていないもの【管財課】
- ③ 教育財産において、財産の取得及び処分手続きが行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○新校舎の取得に係る異動報告及び仮設校舎の撤去に係る異動報告がなされていなかったもの【気仙沼向洋高等学校】

④ 庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○庁舎の管理において、消防法により定められた防火管理者の解任・選任の手続きがなされていなかったもの

【気仙沼高等学校，仙台二華高等学校】

⑤ 寄附物品の受納手続きにおいて、不適切な事務処理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○寄附物品において、失念により寄附受納手続き及び備品登録を行っていなかったもの【松島高等学校】

[契約関係事務]

① 契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○工事目的物について、完了検査結果通知書及び目的物引受・引渡書の事務処理を失念したまま供用を開始し、料金を徴収していたもの

【観光課】

○工事請負契約において、工事を担当する地方機関から本庁に監督員変更依頼通知がなされなかったため、工期途中から監督員が不在のまま工事完成に至っていたもの【水産業基盤整備課・漁業復興推進室】

○設計委託業務について、進行管理が適切に行われなかったことなどにより、必要な仕様変更や成果品の誤りに対する修正指示等を行わず、業務完了を認め成果品を受理していたもの【畜産試験場】

○工事請負契約において、事務の遅延により災害復旧工事を早急を実施せず危機管理上の問題があったもの【泉松陵高等学校】

[その他の事務]

① 指定管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○指定管理者が、労働者災害補償保険法に基づく労災保険に加入していなかったもの【スポーツ健康課】

○指定管理者に対する指導・監督を怠ったほか、指定管理料において必要な経費の算定を誤り、追加支払を行ったもの【スポーツ健康課】

② 歳入歳出外現金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○契約保証金について、管理が不十分であったことなどにより、払出が行われていなかったもの【障害福祉課・精神保健推進室】

○県営住宅敷金及び駐車場保証金の管理において、保有金額と帳簿残高の不一致が認められたほか、それぞれの保有金額と実際の入居者数及び使用者数との確認を行っていなかったもの【住宅課】

○再任用職員に係る社会保険料について、失念により払出が行われていなかったもの【東部保健福祉事務所】

③ 物品調達事務において、不適切な処理が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○本庁で執行すべき物品調達について、誤った認識などにより、各学校で執行するよう指導したほか、予算を令達し執行させたもの【高校教育課】

④ 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○学校の後援団体への入会金を長年にわたり生徒の保護者から徴収し、管理するなどしていた同団体の通帳について、権利関係を整理せず同団体の元会計担当者へ引き渡したもの【石巻工業高等学校】

○寄附を受けた合宿所について、条例に定めのない使用料を徴収し管理していたもの【加美農業高等学校】

(2) 意見

「宮城県震災復興計画」(平成23年度～令和2年度)の最終年度である令和2年度は、「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」に基づき、復興の総仕上げに向けた事業及びその後を見据えた事業が実施された。これらの事務事業の実施状況について、付託された令和2年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 財政の運営について

本県の財政状況

(決算状況)

本県の令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,374億2,877万7,258円、歳出決算額は1兆6,295億312万8,337円で、歳入歳出差引額(形式収支額)は1,079億2,564万8,921円の黒字となった。形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源702億708万5,690円を控除した実質収支額は、377億1,856万3,231円の黒字で、このうち一般会計の実質収支額は276億7,914万9,856円の黒字となった。

基金は計41基金で、令和2年度末現在高の総額は3,327億3,582万4,478円であり、前年度と比べ250億4,604万3,689円の減少となっている。

県債残高は1兆6,804億3,964万743円で前年度と比べ155億3,297万200円(+0.9%)増加し、7年ぶりの増加となった。県債管理基金残高は1,591億327万9,956円で、前年度と比べ94億7,222万2,376円(+6.3%)増加し、財政調整基金残高は2年連続で200億円を下回り、175億6,161万2,399円と前年度と比べ9億452万1,704円(△4.9%)の減少となっている。

このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上しているものの、県税収入はわずかに減少傾向にあり、また、地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、財源不足に対応するため、さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に充てるため財政調整基金の取崩しを行っている。今後は、国税及び県税を問わず新型コロナウイルス感染症拡大による税収入への影響が懸念されることから、より一層、堅実な財政運営が必要な状況にある。

(経済性・効率性・有効性重視の財政運営)

最終年度となる「宮城の将来ビジョン」「宮城県地方創生総合戦略」については、ものづくり産業の県内立地・集積促進や雇用の創出など、「富県宮城の実現」に向けた様々な取組が実を結んだほか、保育所の整備や医学部設置による医師確保対策など「安心と活力に満ちた地域社会づくり」や、クリーンエネルギーの利活用促進、震災の教訓を活かした災害に強いまちづくりや防災体制整備に取り組むなど「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」が進展し、掲げた将来像の実現に向けて着実に前進してきた。一方において、依然、合計特殊出生率が全国平均を大きく下回るなど、少子化対策や出産・子育て環境の整備は喫緊の課題であり、子どもの学力及び体力向上、いじめ対策、不登校児童生徒への支援等でも改善に向けた取組が強く求められている。また、最終年度を同じくする「宮城県震災復興計画」については、インフラの復旧や災害に強いまちづくりなどハード面の整備は概成したものの、被災した方々の心のケア、地域コミュニティの再生、被災事業者の経営基盤の強化など、今後も、中長期的に対応が必要な多くの課題が残されている。これらの検証を踏まえ、令和3年度からスタートした「新・宮城の将来ビジョン」では、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を新たに政策推進の基本方向として柱立てしたほか、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」にも継続して取り組むこととしている。

今後、国において「第2期復興・創生期間」と位置付けられた令和7年度までに、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」の理念を継承した取組をさらに前に進めつつ、「新・宮城の将来ビジョン」により、施策や事業を実施していくこととなる。多くの人々の負担と支援で成り立ってきた復興事業による資産を十分に活かし、これまで以上に経済性・効率性・有効性を重視した財政運営に努められたい。

(精度の高い予算管理と執行)

国庫支出金の受入りに係る事務処理において、誤った調定の取消遺漏や、事業費の精算誤り等により歳入欠損となった事案が認められた。事業の進行管理は、歳出予算の執行に重点をおいて行われている状況にあるが、繰越事業に係る国庫支出金など未収入特定財源も多額に及んでいる現状から、事業執行の前提となる財源についても厳密な管理に努められたい。

健全な財政運営と県民への説明責任

(健全な財政運営)

本県では、平成11年の財政危機宣言以降、間断なく行政改革に取り組み、平成30年度から令和2年度までの「新・みやぎ財政運営戦略」では、「実質公債費率と将来負担比率の安定推移」及び「プライマリー・バランスの黒字安定推移」の実現を目標としながら、歳入確保や歳出削減に取り組んできた。財政力指数は0.62649で、前年度と比べ0.00465ポイント低下したものの、経常収支比率は96.3%であり、前年度と比べ1.6ポイント改善した。財政構造の硬直化が常態化しているものの、全体として安定的に推移しており、令和2年度も前年度に引き続き実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は0.9ポイント、将来負担比率は2.8ポイント改善するなど、健全化判断比率はいずれも健全な基準の範囲内である。今後は、懸念される新型コロナウイルス感染症拡大に伴う県税収入の動向も見据えて、令和2年度に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」を全庁的に共有し、掲げた目標である「単年度収支均衡予算の編成」「優先度の高い施策への予算の積極的配分」及び達成指標である「実質公債費率と将来負担比率の安定推移」「県債残高の適正管理」に向けた取組を着実に進められたい。

(県民への説明責任)

毎年、当初予算編成過程においては財源不足が生じている厳しい現状であることから、県民に対しては、「中期的な財政見通し」等を通じて県財政の現状と見通しについて明示するとともに、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、行政評価指標等を適宜見直しながら分かりやすい情報提供に努められたい。また、特に、令和5年2月まで延長することとなった「みやぎ環境税」や平成20年3月から導入している「みやぎ発展税」など、一定の政策目的のため、県民が負担している超過課税等に関しては、その目的等に照らして、実施事業の有効性について検証の上、その成果について積極的に説明されたい。

(公社等外郭団体の経営改善と自立的運営)

県政の推進のために県が関与している公社等外郭団体は、県組織と同様に健全な運営を行っていくことが必要であり、「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画」（平成30年度～令和3年度）に基づき、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが進められている。令和2年度の財政的援助団体等監査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより債務超過となっている団体や長期未収金を抱えている団体が認められたため、今後とも、公社等の健全な運営のために必要な助言や指導に努め、その自立的な取組を促進さ

りたい。

統一的な基準による地方公会計制度への対応

(本県における対応状況)

本県では、統一的な基準による地方公会計により、令和元年度財務書類等及びその前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、令和3年5月に公表したところである。これらの財務書類等については、他県との比較や施設別あるいは事業別のセグメント分析などを行うことにより、資産管理や受益者負担の適正化及び業務の効率化などで試行的に活用されている。今後も、財政運営の効率化・適正化、財務活動上の課題や成果の明確化、公有財産の有効活用など、更なる活用を図りたい。

(必要な研修の充実とシステム導入等)

地方公会計制度では、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を用いるため、財務諸表の作成に簿記などの知識が必要である。これらは、地方公会計制度のみならず公営企業会計及び公社等外郭団体や民間企業の経営状況を知る上でも有益なものであることから、担当職員のみならず、管理監督者も含め、職階に応じた各種研修を一層充実されたい。また、令和5年度に予定されている基幹業務システムの運用開始に伴い、公有財産台帳管理システムについては、特定所属での一括入力から日々仕訳による各所属での入力に変わるなど、運用において大きな変更があることから、所属への周知や研修の開催など、円滑にシステムが移行できるよう着実な準備を進められたい。

② 財務の執行について

収入未済の縮減と債権管理

(収入未済額の状況)

令和2年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、総額55億2,863万446円で、前年度に比べ6億9,096万9,563円増加している。このうち、県税の収入未済額は38億9,115万4,011円で、前年度と比べ6億1,799万4,537円増加した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例分が大半である徴収猶予額が、11億8,483万1,367円と前年度に比べ約

5.8倍に増加したことによるものであり、収入率も98.6%と前年度を0.2ポイント低下している。徴収猶予額を除いた収入未済額は、令和元年度30億6,804万7,979円に対し、令和2年度27億632万2,644円となり、前年度と比べ3億6,172万5,335円減少している。また、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、16億3,747万6,435円で、前年度に比べ7,297万5,026円増加した。

（収入未済額のさらなる縮減）

収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において取組方針を定め、令和元年度から3か年において、県税以外では3億円を縮減する目標を定め様々な取組を実施しているところであり、県税についても令和3年度末における収入未済額を30億円以下とする目標を設定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、着実に成果を上げてきていることは評価するところである。今後も、現年度分の収入未済の発生抑制に努めながら、確実に目標を達成されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例分についても、猶予期間終了後も見据えて適切な管理に努められたい。

（貸付金における債権管理の徹底）

貸付金における債権管理については、十分な効果があったと言えないまでも、困難事案について債権回収会社に委託するなど、債権回収に努めている状況が認められ、徴収猶予や免除手続等の失念や時効による不納欠損が認められなかったことも評価するところである。しかし、複数の貸付金において、連帯保証人に督促や催告が行われていない事案や債務者の承認等の時効更新措置を講じていない事案が認められた。今後は、引き続き、貸付時において、連帯保証人も含め分かりやすい返済手続の説明に努めるほか、債務者の償還状況に応じて、連帯保証人への督促等に加え、債務承認等による時効の更新や完成猶予の措置を講じることにより、より厳格な債権管理に努められたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合は、負担の公平性や県の取組について、県民に対する説明責任を十分に果たされたい。

補助金等事務の適正な執行について

（適正な事務手続）

補助金交付手続については、平成29年度の包括外部監査において、14項目にわたる監査結果や意見が示され、令和元年度に「補助金交付手続の改善方針」が改定されたところである。しかし、定期監査において、実績報告書の提出期限が守られていない事案や変更交付決定を行うことなく補助金額を確定している事案、年度内に完了したものの事業完了年度内に履行確認を行っていない事案が確認さ

れるなど、不適切な事務処理が散見され、改善方針が遵守されているとはいえない状況である。今後、当該不適切事務の改善状況調査などを通して職員への周知徹底を図るほか、「補助金交付事務に係る確認用チェックリスト」の有効活用等により、事務の適正な執行に努められたい。また、発生した不適切な事務を内部統制上のリスクとして認識の上、再発防止に努められたい。

（履行確認の徹底）

平成29年度の包括外部監査では、申請時におけるヒアリングや現地調査及び実績確認時におけるヒアリングや写真確認、証憑書類の検証の徹底など、補助対象事業の確実な履行確認が特に求められ、改善方針においても定められたところである。事業効果を把握する上でも必要に応じ現地調査を行うなど、事業の確実な履行確認に努められたい。

③ 組織の運営について

内部統制の取組の推進

（本県の取組状況）

本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成27年3月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年7月から全国に先駆けて、会計事務分野において内部統制の取組を取り入れてきたところである。さらに、地方自治法の改正により、財務事務全般の内部統制の実施が義務付けられたことから、内部統制行動計画を、これまでの会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」として改正し、令和元年7月からの仮運用を経て、令和2年4月から正式運用を開始した。内部統制評価部局から提出された令和2年度内部統制評価報告書について、「評価が評価手順に従って適切に行われているか」「内部統制の不備とした事案が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか」について審査を行った結果、評価手続及び評価結果における記載は概ね相当であるものの、重大な不備とした案件については、運用上の不備と分類していることに対し、整備上の不備と分類することが適切であり、内在するリスクについて対応策を整備し、モニタリングが適切に行われるよう対応を図られたい旨の意見を述べたところである。

（内部統制導入後の状況）

地方公共団体における内部統制とは、自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。本県においても、組織内全ての職員によって遂行されるべき取組であるため、

その周知を図り、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、不適正な事務処理等の未然防止に努めてきたところである。

しかし、定期監査では、「知識不足」「連携不足」「進行管理不足」による事務処理の誤りが依然として後を絶たない状況にある。国庫支出金の概算払請求を行わなかったことにより歳入欠損となった事案、補助金の変更交付決定を行わないまま補助金額を確定した事案、非常勤職員への報酬を支給定日に支給しなかった事案、工事目的物の引継ぎを行わないまま施設を供用し使用料を徴していた事案といった大きなミスも発生しており、県民の信頼に応える県政の品質の向上のためには、内部統制システムが組織全体にさらに「溶け込む」ことが必要である。

(内部統制機能の一層の有効性確保)

内部統制については、様々な取組により浸透し始めているものの、監査結果からは十分とはいえない状況である。今後、不適正な事務処理の改善のためには、事務執行担当者が規定等を理解し遵守するとともに、組織として、認識の共有のための的確な情報伝達や効果的な取組の横展開、内部統制上のエラーの見える化・見つける化を進めることに加え、所属内で発生したミスを整理し、次に引き継ぎ、同じミスを繰り返さない工夫を凝らすなど、一層取り組んでいく必要がある。内部統制は、リスクコントロールであり、県業務における危機管理の手法であることを認識し、有効に機能するよう、「整備上の不備」と「運用上の不備」の分類を含め、より一層深い浸透を図られるとともに、良好な取組を組織横断的に拡大させる仕組みづくりを進められたい。内部統制の推進は、組織をあげて取り組むものであり、庶務担当者など特定の職員に過大な負担が生じることのないよう配慮されたい。

さらに、出納整理期間中において必要な手続が行われていない事案が認められたことから、当該期間において、歳入歳出の確定を遺漏なく行うことはもとより、定期的に事業の進捗状況及び財源、予算の執行状況を把握し、組織として進行管理を行うよう努められたい。

なお、付託された資料と監査結果において一部差異が生じていることから、資料への追加表示を含め適切に対応されたい。また、歳入歳出外現金の収支及び残高の確認、公有財産現在高明細書における異動財産の適切な反映について、引き続き適正な事務処理を行うとともに、備品についても台帳の整理・確認など適切な管理に努められたい。

人材の育成と働き方改革の推進

(震災後の職員の状況)

行政需要が多様化・複雑化・高度化し続けている中でも、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくことが県の責務である。震災後の知事部局においては、若手職員への世代交代が進む中、各職員は復興という目標に向かって通常ではない量と質の業務に追われながら、得がたい経験を積んできた反面、基本的な仕事のルールの指導や組織的人材育成に手が回らない状況にもあった。現在の職員の年齢構成は、40歳前後の事務執行上の中核となる中堅職員が最も少ないM字型になっていることも、組織が力を発揮する上で懸念される状況となっている。定期監査では、委託業務の変更契約に当たり、受注者から提出された見積書をもって契約変更している事案や、見積決定後7日以内に契約締結を行っていない事案など、担当職員の基本的な理解の不足に起因する事案が少なからず見受けられている。

現在、震災の復旧・復興の総仕上げに向けた業務に加え、頻発する自然災害やコロナ禍への対応などにより、職員の負担は大きく、時間外勤務についても、震災前の平成22年度までは1人・1月平均時間10時間未満に対し、令和2年度は18.8時間と増加している状況にある。また、精神疾患による7日以上 of 病休取得者については、震災前の平成22年度は67人に対し、令和2年度は90人と増加している。先の見えないコロナ禍への対応が続き、モチベーションの維持も懸念される中、職員は多くの業務を抱え、限られた人員での対応を余儀なくされており、改めて、新型コロナウイルス感染予防も含めた職員の健康管理と業務改善による負担軽減は喫緊の課題であり、また同時に、子育て世代男性の育児参加や、中高年世代での親の介護等により、これまで以上に柔軟な働き方を必要としている職員は年々増加しており、女性職員の活躍や働き方改革の推進とともに対応が求められている。

(職員の育成指導)

本県では、「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員を目指した人材育成に努めてきたところである。今後、特に震災後に入庁した若手職員の育成指導については、まず、管理監督者を含む中堅・幹部職員自らが研鑽を怠らず、コロナ禍も踏まえて各種研修を工夫、充実するとともに、震災後、十分な実施が難しい状況にあった職場内での育成指導を充実させ、ともに学びながら職場全体で責任を持って若手職員を育て上げる体制の再構築を図るなど、組織力の向上に向けて全力を尽くされたい。また、震災後の迅速な処理のための特例的な事務執行しか経験していない職員もいることから、平常時の基本に則った事務を理解し適

切に執行できるよう、内部統制の仕組みの充実と合わせて職員の育成指導に努められたい。

(働き方改革の推進)

本県では、県庁組織の活性化による県民サービスの向上と、職員が健康で充実した時間を過ごすこと、また、様々な事情を抱える職員を含め、全ての人材が活躍できる環境をつくりあげることを目指し、「職員の意識改革」「業務の生産性向上」「柔軟な働き方の推進」の3本柱を軸に取組を進めているところである。令和2年度においては、コロナ禍における働き方の変化も踏まえて、テレワーク（モバイルワーク・在宅勤務）やペーパーレス会議システムの導入に向けた実証事業等を開始するとともに、Web会議システムの本格導入に向けたネットワーク環境の検証やシステム数の拡充など運用体制を整備したほか、実証により業務時間の削減効果が確認できた議事録作成支援システムについて本格的に運用を開始した。特に、RPAを活用した業務改善については、令和元年度の実証結果を踏まえ、令和3年度に小・中学校旅費の旅行命令登録処理、特定医療費（指定難病）支給認定等申請書のシステム入力業務の2業務を導入する予定となっている。今後は、さらなる事務の効率化及び時間外勤務の削減を目指し、県庁業務のDX推進等により、働き方改革を強力に進められたい。また、働き方改革を推進するに当たっては、幹部及び管理監督者を始めとする職員一人ひとりの意識改革が枢要であることから、働き方改革への理解が浸透するよう全庁を挙げて努められたい。

④ 特に配慮すべき事項

東日本大震災からの復旧・復興

(復旧・復興の状況)

東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度～令和2年度）」に基づき、復旧・復興事業が進められ、最終年度を迎えたところである。

公共土木施設（被災箇所2,296か所）については、令和3年6月末現在で2,249か所（98%）が完成しており、災害公営住宅については、整備計画戸数15,823戸が平成30年度中に全て完成している。このほか、農地（復旧対象面積約13,000ha）については、令和3年3月に完成し、漁港（被災箇所数1,255か所）については、令和3年5月末現在で94%が完成済みであり、概ね順調に進んでいるといえるが、防潮堤については、令和3年7月末現在で計画延長233.1kmに対し、実完了延長204.8km（88%）と進捗管理になお注意を要する

ものも残っている。

(ハード事業の完遂と被災者への支援の継続)

震災からの復旧・復興に係るハード事業については、進捗管理に努め早期に完遂を図られたい。また、国の復興会議において令和3年度からの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付けられており、県としても引き続き被災者の心のケアや地域コミュニティの再生など必要な施策を継続して実施するとともに、福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求や風評被害対策も含め、適切な対応を継続されたい。

(震災の記憶の伝承と「復興五輪」のレガシーの反映)

震災発生から10年を過ぎ、震災対応したベテラン職員が減少し、震災後に入庁した職員が3割を超える状況となるなど、危機意識の低下も懸念される。原子力災害を含めた複合災害発生等に迅速に対応できる体制の構築に努めるとともに、各伝承施設及び震災遺構の活用や研修により職員の震災の記憶を風化させず、その教訓が県組織及び県民に確実に伝承される手立てを継続して講じられたい。

また、新型コロナウイルス感染症のため大会運営の大幅な見直しが求められた「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催され、本県においては、厳正な感染防止対策の下、沿岸市町での聖火リレーや有観客によるサッカー競技が行われた。本県の復興状況や多くの支援に対する感謝の気持ちを、大きく制限された環境下、一定程度発信することができた。今後は、「復興五輪」のレガシーが県政に反映されるよう努められたい。

(民間企業、NPO、ボランティア等とのパートナーシップの深化)

震災からの復興の過程において、県と民間企業、NPO、ボランティアなどとのパートナーシップが拡大してきている。今後も、被災者の心のケアのほか、震災による移転や災害公営住宅における孤立化防止や新たな地域コミュニティ構築、地域おこしや移住・定住に向けた取組などにおいて、県以外の主体が担い手として大変重要であるとともに、人口減少・少子高齢化社会を迎えた状況においては、持続可能な行政経営という観点からも、NPOを始めとした地域に根ざした活動を行っている団体との協働は重要不可欠である。今後も、これまで蓄積されてきた関係性やノウハウ、仕組み等を維持、継承、発展させながら、協働の理念のもとにパートナーシップの一層の深化を図られたい。

共生社会の形成と推進

(本県の取組状況)

本県では、「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」に基づく男女共同参画社会の実現に向けた取組と、「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づく多文化共生社会の形成推進のための取組を、それぞれ進めてきたところである。さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」及び手話を言語として認識し、手話及びろう者に対する理解の促進と手話の普及を図り、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指す「手話言語条例」を令和3年4月1日から施行し、今後、具体的取組を進めることとしている。

(共生社会の形成と多様性への配慮)

これまで、共生社会の形成に向けて、男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、目指すべき目標を掲げ、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでおり、また、多文化共生社会の実現のために、3つの視点で計画を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に実施している。さらに、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）の達成に向け、県施策を総合的に推進していくこととしており、国が優先課題に掲げる、あらゆる人々が活躍する社会の実現、ジェンダー平等の実現に向け注力されたい。

(男女共同参画の推進)

本県では、平成13年に宮城県男女共同参画推進条例を施行し、平成15年に「宮城県男女共同参画基本計画」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきたところである。県庁内では、女性職員の割合は年々増加し、役職段階に占める割合も増えている状況である。また、審議会等の女性委員の登用割合も増加傾向にあり、さらには、男性の育児休暇取得率も年々増えているなど、一定の進展が見られる。

一方、男女雇用機会均等法が施行されて30年以上が経過し、女性の社会進出が進んではいるものの、県全体としては、女性の活躍が地域活力の維持・活性化に欠かすことができないことから、引き続き県庁内において、男女共同参画の一層の推進に努めるとともに、県の全ての事業において、男女共同参画の視点を持ち、女性がより活躍するための環境の醸成にも努められたい。

新型コロナウイルス感染症への対応

(本県の取組状況)

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、診療・検査体制の構築として、県民の健康相談窓口となるコールセンターの設置・運営、PCR検査体制の順次拡大、地域外来・検査センターの設置や外来検査協力医療機関の設備整備支援などを進め、患者数の動向に応じて、受入病床や軽症・無症状者のための宿泊療養施設の確保・運営、入院協力医療機関や重点医療機関の設備整備への支援、営業時間短縮要請に全面的に協力した事業者に対する協力金の支給を行ったほか、ワクチン接種体制の構築などの感染症対策を講じてきた。また、経済対策として、業績が悪化した中小企業等の販路開拓や感染防止対策等の取組への支援、資金需要に対応する実質無利子・無担保の融資など、その時々の実情に合わせて関係機関と精力的に調整を重ね、県民の理解を求めながら部局の枠を超えて対策を実施してきたところである。今後とも、感染拡大の防止及び経済状況の回復に向け、引き続き総力をあげて対応されたい。

(「新しい生活様式」に対応した施策展開)

コロナ禍に対応する直接的な対策に加えて、県政の各分野において、人との接触機会の減少や十分な距離を保った上でコミュニケーションを充実させるなど、いわゆる「新しい生活様式」に対応した施策の展開が求められている。こうした中、「みやぎ情報化推進ポリシー（2021～2024）」では、「最適化による県民サービスの向上」「地域の課題解決と活力の創出」「デジタル化による働き方改革の推進」を重点目標に、デジタル技術による各分野の施策について目標指標を定めて進めることとしている。当該ポリシーは、少子高齢社会や「新しい生活様式」にも対応し、地域により良い変容をもたらすことを目指すものであり、着実な実行を期待する。

4 決 算 の 概 要

令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,374億2,877万7,258円で、前年度の1兆6,355億723万439円と比較し1,019億2,154万6,819円（+6.2%）増加している。

歳出決算額は1兆6,295億312万8,337円で、前年度の1兆5,372億4,385万2,131円と比較し922億5,927万6,206円（+6.0%）増加している。

歳入歳出差引額（形式収支額）は1,079億2,564万8,921円の黒字となり、前年度の982億6,337万8,308円の黒字と比較し96億6,227万613円（+9.8%）増加している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源702億708万5,690円を控除した実質収支額は377億1,856万3,231円で、このうち一般会計の実質収支額は276億7,914万9,856円となり、前年度の一般会計の実質収支額145億8,997万7,700円と比較し130億8,917万2,156円（+89.7%）増加している。

一般会計の歳入決算額は1兆3,177億1,550万4,640円で、前年度に比べ1,297億1,861万7,517円（+10.9%）増加している。これは、地方譲与税が37億3,550万8,809円、地方交付税が71億5,023万9,000円、繰入金が91億8,123万5,352円減少した一方、地方消費税清算金が183億3,417万2,338円、国庫支出金が554億5,558万8,990円、諸収入が421億4,805万4,194円、県債が287億4,079万8,666円増加したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆2,204億6,753万444円で、前年度に比べ1,254億7,859万1,992円（+11.5%）増加している。これは、総務費が240億1,546万278円、災害復旧費が134億424万5,474円、公債費が32億1,708万6,492円減少した一方、衛生費が315億1,062万2,947円、商工費が607億8,939万3,145円、土木費が226億2,465万6,917円増加したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は4,197億1,327万2,618円で、前年度に比べ277億9,707万698円（△6.2%）減少し、歳出決算額は4,090億3,559万7,893円で、前年度に比べ332億1,931万5,786円（△7.5%）減少している。これは、公債費特別会計、国民健康保険特別会計、農業改良資金特別会計、土地取得特別会計及び港湾整備事業特別会計において歳入及び歳出決算額が減少したこと、また、土地区画整理事業特別会計の廃止によるものである。

一時借入金是一般会計では借入限度額1,800億円に対し、最高借入額は令和2年6月1日の32億406万6,000円であった。特別会計では国民健康保険特別会計150億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

令和2年度末における県債現在高は1兆6,804億3,964万743円で、公共事業等債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債、減収補填債、臨時財政対策債については増加しており、その他の県債は減少となっているが、全体としては前年度に比べ155億3,297万200円（+0.9%）増加している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,766億6,489万2,355円となり、前年度よりも85億6,770万672円（+5.1%）増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.62649（前年度0.63114）と前年度より微減となったほか、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は96.3%（前年度97.9%）と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が常態化している。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	令和2年度(イ)	1,509,323,582,028	1,317,715,504,640	△191,608,077,388	87.3	1,220,467,530,444	288,856,051,584	80.9	97,247,974,196
	令和元年度(ロ)	1,377,066,701,765	1,187,996,887,123	△189,069,814,642	86.3	1,094,988,938,452	282,077,763,313	79.5	93,007,948,671
	比較増減(△) (イ)-(ロ)(ハ)	132,256,880,263	129,718,617,517	-	-	125,478,591,992	-	-	4,240,025,525
	(ハ)/(ロ)	9.6%	10.9%	-	-	11.5%	-	-	4.6%
特 別 会 計	令和2年度(ニ)	414,407,341,938	419,713,272,618	5,305,930,680	101.3	409,035,597,893	5,371,744,045	98.7	10,677,674,725
	令和元年度(ホ)	445,585,358,116	447,510,343,316	1,924,985,200	100.4	442,254,913,679	3,330,444,437	99.3	5,255,429,637
	比較増減(△) (ニ)-(ホ)(ヘ)	△31,178,016,178	△27,797,070,698	-	-	△33,219,315,786	-	-	5,422,245,088
	(ヘ)/(ホ)	△7.0%	△6.2%	-	-	△7.5%	-	-	103.2%
計	令和2年度(ト)	1,923,730,923,966	1,737,428,777,258	△186,302,146,708	90.3	1,629,503,128,337	294,227,795,629	84.7	107,925,648,921
	令和元年度(チ)	1,822,652,059,881	1,635,507,230,439	△187,144,829,442	89.7	1,537,243,852,131	285,408,207,750	84.3	98,263,378,308
	比較増減(△) (ト)-(チ)(リ)	101,078,864,085	101,921,546,819	-	-	92,259,276,206	-	-	9,662,270,613
	(リ)/(チ)	5.5%	6.2%	-	-	6.0%	-	-	9.8%

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成27～令和2年度)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
財 政 力 指 数	0.59597	0.61443	0.62784	0.62902	0.63114	0.62649
経 常 収 支 比 率	96.3%	96.0%	97.2%	96.8%	97.9%	96.3%
実 質 公 債 費 比 率	14.5%	14.9%	14.5%	13.6%	12.9%	12.0%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		Cの前 年度比 R2/R1	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度				
1 県 税	292,489,000,000	297,018,809,921	20.4	22.3	292,886,140,161	22.2	24.6	98.6	98.8	97.9	247,839,982	3,891,154,011	100.1
2 地方消費税清算金	101,738,000,000	101,744,047,353	7.0	6.3	101,744,047,353	7.7	7.0	100.0	100.0	115.3	0	0	100.0
3 地方譲与税	35,655,000,000	35,668,844,008	2.4	3.0	35,668,844,008	2.7	3.3	100.0	100.0	88.7	0	0	100.0
4 地方特例交付金	1,480,473,000	1,480,473,000	0.1	0.2	1,480,473,000	0.1	0.2	100.0	100.0	162.3	0	0	100.0
5 地方交付税	196,550,311,000	196,550,311,000	13.5	15.3	196,550,311,000	14.9	17.1	100.0	100.0	102.9	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	455,161,000	455,161,000	0.0	0.0	455,161,000	0.1	0.0	100.0	100.0	102.3	0	0	100.0
7 分担金及び負担金	(560,680,000) 8,075,116,000	8,083,366,775	0.6	0.5	7,593,442,727	0.6	0.5	93.9	90.4	133.1	2,190,540	487,733,508	94.0
8 使用料及び手数料	13,214,993,000	13,305,904,087	0.9	1.0	13,256,177,129	1.0	1.1	99.6	99.6	97.8	0	49,726,958	100.3
9 国庫支出金	(130,715,871,630) 403,796,919,630	395,518,801,107	27.1	25.7	266,342,365,380	20.2	17.8	67.3	61.9	112.4	0	129,176,462,659	66.0
10 財産収入	1,411,335,000	1,613,813,962	0.1	0.1	1,613,733,192	0.1	0.2	100.0	100.0	80.0	0	80,770	114.3
11 寄附金	645,450,000	915,386,824	0.1	0.1	915,386,824	0.1	0.1	100.0	100.0	103.6	0	0	141.8
12 繰入金	(911,104,786) 70,168,797,786	65,990,903,118	4.5	5.7	65,990,903,118	5.0	6.3	100.0	100.0	93.1	0	0	94.0
13 繰越金	(78,417,970,971) 93,007,947,971	93,007,948,671	6.4	6.7	93,007,948,671	7.1	7.5	100.0	100.0	81.1	0	0	100.0
14 諸収入	(3,508,454,641) 139,442,591,641	137,581,449,138	9.4	7.0	130,819,186,078	9.9	7.5	95.1	94.6	137.8	24,962,455	6,737,300,605	93.8
15 県債	(31,398,800,000) 151,192,486,000	109,391,384,999	7.5	6.1	109,391,384,999	8.3	6.8	100.0	100.0	139.8	0	0	72.4
計	(245,512,882,028) 1,509,323,582,028	1,458,326,604,963	100.0	100.0	1,317,715,504,640	100.0	100.0	90.4	89.5	106.5	274,992,977	140,342,458,511	87.3
前 年 度	(200,271,703,765) 1,377,066,701,765	1,327,261,408,172	—	—	1,187,996,887,123	—	—	—	—	—	684,872,562	138,581,686,110	86.3
比 較 増 減 (△)	(45,241,178,263) 132,256,880,263	131,065,196,791	—	—	129,718,617,517	—	—	—	—	—	△ 409,879,585	1,760,772,401	—

(注1) () 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額6,351,165円(県税6,324,233円、国庫支出金26,932円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額1,184,831,367円を含んでいる。

(注4) 国庫支出金の調定額及び収入未済額には誤調定の取消漏れ額46,691,630円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	(B)/(A)	収入済額 (C)	(C)の 前年度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不納欠損額 (D)	(D)/(B)	収入未済額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	73,045,000,000	75,690,641,780	103.6	(3,610,433) 73,231,162,401	96.7	100.3	96.8	200,284,102	0.3	2,262,805,710	3.0
個 人	59,792,000,000	62,244,918,488	104.1	(2,916,936) 59,921,639,548	100.0	100.2	96.3	195,249,617	0.3	2,130,946,259	3.4
法 人	10,116,000,000	10,291,786,122	101.7	(692,700) 10,155,584,886	76.6	100.4	98.7	5,034,485	0.0	131,859,451	1.3
利 子 割	292,000,000	296,389,272	101.5	296,389,272	104.6	101.5	100.0	0	—	0	—
配 当 割	1,335,000,000	1,343,677,637	100.7	(797) 1,343,678,434	94.5	100.7	100.0	0	—	0	—
株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,510,000,000	1,513,870,261	100.3	1,513,870,261	172.2	100.3	100.0	0	—	0	—
2 事 業 税	74,948,000,000	76,282,442,970	101.8	(2,114,700) 75,044,379,343	96.7	100.1	98.4	27,041,420	0.0	1,213,136,907	1.6
個 人	3,085,000,000	3,235,744,000	104.9	3,110,872,045	97.6	100.8	96.1	11,742,162	0.4	113,129,793	3.5
法 人	71,863,000,000	73,046,698,970	101.6	(2,114,700) 71,933,507,298	96.7	100.1	98.5	15,299,258	0.0	1,100,007,114	1.5
3 地 方 消 費 税	75,124,000,000	75,134,929,780	100.0	75,134,929,780	114.1	100.0	100.0	0	—	0	—
4 不 動 産 取 得 税	5,747,000,000	6,028,682,614	104.9	(317,900) 5,799,627,255	81.3	100.9	96.2	2,620,989	0.0	226,752,270	3.8
5 県 た ば こ 税	2,639,000,000	2,642,895,060	100.1	2,642,890,596	95.1	100.1	100.0	0	—	4,464	0.0
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	638,000,000	638,413,889	100.1	638,413,889	88.4	100.1	100.0	0	—	0	—
7 軽 油 引 取 税	25,315,000,000	25,317,402,446	100.0	25,317,402,446	98.0	100.0	100.0	0	—	0	—
8 自 動 車 税	34,346,000,000	34,451,479,482	100.3	(281,200) 34,373,534,645	101.3	100.1	99.8	432,100	0.0	77,793,937	0.2
9 鉱 区 税	2,000,000	2,498,400	124.9	2,498,400	98.5	124.9	100.0	0	—	0	—
10 狩 猟 税	11,000,000	11,785,900	107.1	11,785,900	99.8	107.1	100.0	0	—	0	—
11 核 燃 料 税	181,000,000	181,020,000	100.0	181,020,000	100.0	100.0	100.0	0	—	0	—
12 産 業 廃 棄 物 税	395,000,000	398,479,808	100.9	398,479,808	99.0	100.9	100.0	0	—	0	—
13 旧 法 に よ る 税	98,000,000	238,137,792	243.0	110,015,698	皆 増	112.3	46.2	17,461,371	7.3	110,660,723	46.5
計	292,489,000,000	297,018,809,921	101.5	(6,324,233) 292,886,140,161	100.3	100.1	98.6	247,839,982	0.1	3,891,154,011	1.3
前 年 度	291,830,000,000	295,536,411,098	101.3	(1,702,023) 292,034,914,921	97.7	100.1	98.8	230,038,726	0.1	3,273,159,474	1.1
比 較 増 減 (△)	659,000,000	1,482,398,823	—	(4,622,210) 851,225,240	—	—	—	17,801,256	—	617,994,537	—

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	24,222,008 円	
負担金	24,222,008	
民生費負担金	24,222,008	
児童福祉費	24,222,008	さわらび学園費 233,800 円 児童保護費 17,163,138 扶養保険費 6,569,870 啓佑学園費 255,200
使用料及び手数料	49,726,958	
使用料	49,726,958	
民生使用料	6,147,621	
社会福祉費	1,904,863	船形の郷 620,816 第二啓佑学園 1,284,047
児童福祉費	4,242,758	拓桃医療療育センター 1,869,403 啓佑学園 2,373,355
商工使用料	339,680	
観光費	339,680	公園地 339,680
土木使用料	42,556,557	
道路橋りょう費	2,760	道路敷 2,760
河川海岸費	371,640	河川海岸敷 371,640
港湾費	1,094,130	港湾施設 1,094,130
住宅費	41,088,027	県営住宅 37,658,377 特定公共賃貸住宅 256,000 県営住宅駐車場 3,173,650
教育使用料	683,100	
高等学校費	683,100	全日制高等学校授業料 356,400 定時制高等学校授業料 326,700
財産収入	80,770	
財産運用収入	80,770	
財産貸付収入	80,770	
総務管理費	80,770	普通財産 80,770

科 目	金 額	摘 要
諸収入	1,458,338,258 円	
延滞金, 加算金及び過料等	52,256,427	
延滞金	12,780,506	
延滞金	12,780,506	12,780,506 円
加算金	34,827,921	
加算金	34,827,921	34,827,921
過料等	4,648,000	
過料等	4,648,000	放置違反金 4,648,000
貸付金元利収入	278,222,381	
民生費貸付金元利収入	925,715	
社会福祉費	925,715	介護福祉士等修学資金貸付金元金 925,715
衛生費貸付金元利収入	5,209,589	
医薬費	5,209,589	看護学生等修学資金貸付金元金 60,000 医学生修学資金等貸付金元金 3,980,000 医学生修学資金等貸付金元金利子 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,204,077	
林業費	271,204,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金 271,204,077
教育費貸付金元利収入	883,000	
高等学校費	883,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金 883,000
雑入	1,127,859,450	
弁償金	544,580	
弁償金	544,580	民間借上げ住宅に係る損害費用等 544,580
違約金及び延納利息	9,206,320	
違約金	1,021,844	建設事業不履行違約金 516,092 その他 505,752
延納利息	8,184,476	損害賠償金 8,184,476
雑入	1,118,108,550	
返還金	93,793,070	補助金等精算返還金 26,647,056 返還金 32,697,565 児童扶養手当給付費返還金 13,804,950 過誤払返納金 20,643,499
雑入	1,024,315,480	特別納付金 848,533,351 損害賠償金 31,279,202 生活保護扶助費返還金 143,863,673 扶養保険扶助費 430,000 補助金返還加算金 209,254
合 計	1,532,367,994	

(注) 収入未済額(分担金及び負担金487,733,508円, 使用料及び手数料49,726,958円, 国庫支出金129,176,462,659円, 財産収入80,770円, 諸収入6,737,300,605円)のうち, 繰越事業に係る未収入特定財源等(分担金及び負担金463,511,500円, 国庫支出金129,176,462,659円, 諸収入5,278,962,347円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額			翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A) %	(C)/(A) %
			構 成 比		年度対比 R2/R1	繰越明許費	事故繰越し	計			
			当年度	前年度							
	円	円	%	%	%	円	円	円	円	%	%
1 議 会 費	1,552,765,000	1,538,534,408	0.1	0.1	94.0	0	0	0	14,230,592	99.1	0.9
2 総 務 費	(1,017,619,265) 68,324,617,801	63,735,888,394	5.2	8.0	72.6	2,622,325,026	3,568,000	2,625,893,026	1,962,836,381	93.3	2.9
3 民 生 費	(4,636,487,000) 161,190,802,000	154,444,025,557	12.7	12.6	112.3	1,112,991,163	276,850,000	1,389,841,163	5,356,935,280	95.8	3.3
4 衛 生 費	(898,177,000) 70,416,715,536	61,493,267,620	5.0	2.7	205.1	3,273,827,649	9,512,000	3,283,339,649	5,640,108,267	87.3	8.0
5 労 働 費	(16,236,202) 3,531,572,202	3,210,167,188	0.3	0.2	115.2	108,910,000	0	108,910,000	212,495,014	90.9	6.0
6 農 林 水 産 業 費	(50,548,918,519) 136,233,016,519	77,191,981,168	6.3	6.4	109.7	40,945,458,518	12,249,674,896	53,195,133,414	5,845,901,937	56.7	4.3
7 商 工 費	(18,068,579,750) 188,428,693,275	156,811,149,657	12.9	8.8	163.3	21,687,272,838	1,742,367,991	23,429,640,829	8,187,902,789	83.2	4.3
8 土 木 費	(89,398,704,843) 240,906,487,323	142,708,205,696	11.7	11.0	118.8	79,183,290,347	15,006,702,267	94,189,992,614	4,008,289,013	59.2	1.7
9 警 察 費	(888,586,636) 53,271,892,607	51,815,762,776	4.3	4.7	101.5	356,815,699	0	356,815,699	1,099,314,132	97.3	2.1
10 教 育 費	(6,232,270,434) 197,129,675,126	181,936,037,479	14.9	16.3	102.1	10,719,937,986	200,651,700	10,920,589,686	4,273,047,961	92.3	2.2
11 災 害 復 旧 費	(73,807,302,379) 139,462,052,379	77,088,791,670	6.3	8.3	85.2	43,456,920,702	13,110,554,972	56,567,475,674	5,805,785,035	55.3	4.2
12 公 債 費	109,052,085,000	109,035,404,236	8.9	10.2	97.1	0	0	0	16,680,764	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	139,823,200,000	139,458,314,595	11.4	10.7	119.4	0	0	0	364,885,405	99.7	0.3
14 予 備 費	7,260	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	7,260	0.0	100.0
計	(245,512,882,028) 1,509,323,582,028	1,220,467,530,444	100.0	100.0	111.5	203,467,749,928	42,599,881,826	246,067,631,754	42,788,419,830	80.9	2.8
前 年 度	(200,271,703,765) 1,377,066,701,765	1,094,988,938,452	—	—	—	214,168,805,851	31,344,076,177	245,512,882,028	36,564,881,285	79.5	2.7
比 較 増 減 (△)	(45,241,178,263) 132,256,880,263	125,478,591,992	—	—	—	△ 10,701,055,923	11,255,805,649	554,749,726	6,223,538,545	—	—

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	1,017,619,265	853,151,430	164,467,835
3 民 生 費	4,636,487,000	3,964,052,925	672,434,075
4 衛 生 費	898,177,000	830,713,250	67,463,750
5 労 働 費	16,236,202	14,292,900	1,943,302
6 農 林 水 産 業 費	50,548,918,519	47,449,283,817	3,099,634,702
7 商 工 費	18,068,579,750	10,558,357,065	7,510,222,685
8 土 木 費	89,398,704,843	86,776,889,239	2,621,815,604
9 警 察 費	888,586,636	413,488,250	475,098,386
10 教 育 費	6,232,270,434	4,365,562,803	1,866,707,631
11 災 害 復 旧 費	73,807,302,379	68,098,978,272	5,708,324,107
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	245,512,882,028	223,324,769,951	22,188,112,077

(注1) 繰越額は、前年度からの事故繰越しを含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越しを含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
1 議 会 費	1 議 会 費	0円	0円	0円
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	236,372,683	0	236,372,683
	2 企 画 費	161,303,000	3,568,000	164,871,000
	6 防 災 費	41,280,000	0	41,280,000
	10 生 活 環 境 費	2,183,369,343	0	2,183,369,343
	計	2,622,325,026	3,568,000	2,625,893,026
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	983,931,374	276,850,000	1,260,781,374
	2 児 童 福 祉 費	129,059,789	0	129,059,789
	計	1,112,991,163	276,850,000	1,389,841,163
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	2,297,649,120	0	2,297,649,120
	2 環 境 衛 生 費	153,494,529	0	153,494,529
	3 公 害 対 策 費	51,284,000	9,466,000	60,750,000
	5 医 薬 費	771,400,000	46,000	771,446,000
	計	3,273,827,649	9,512,000	3,283,339,649
5 労 働 費	3 雇 用 対 策 費	108,910,000	0	108,910,000
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	1,491,789,717	2,843,710,800	4,335,500,517
	2 畜 産 業 費	24,970,000	0	24,970,000
	3 農 地 費	17,029,004,044	3,364,050,402	20,393,054,446
	4 林 業 費	3,912,424,253	1,648,735,567	5,561,159,820
	5 水 産 業 費	18,487,270,504	4,393,178,127	22,880,448,631
	計	40,945,458,518	12,249,674,896	53,195,133,414
7 商 工 費	1 商 業 費	9,543,261,201	9,533,393	9,552,794,594
	2 工 鉱 業 費	10,736,364,637	1,108,357,903	11,844,722,540
	3 企 業 指 導 費	78,130,000	0	78,130,000
	4 観 光 費	1,329,517,000	624,476,695	1,953,993,695
	計	21,687,272,838	1,742,367,991	23,429,640,829

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	1,019,650,933	0	1,019,650,933
	2 道 路 橋 り よ う 費	43,838,541,729	7,111,914,160	50,950,455,889
	3 河 川 海 岸 費	22,248,609,258	5,766,075,843	28,014,685,101
	4 港 湾 費	3,986,976,522	161,126,020	4,148,102,542
	5 都 市 計 画 費	7,815,001,505	1,967,586,244	9,782,587,749
	6 住 宅 費	234,510,400	0	234,510,400
	7 空 港 費	40,000,000	0	40,000,000
		計	79,183,290,347	15,006,702,267
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	174,909,199	0	174,909,199
	2 警 察 活 動 費	181,906,500	0	181,906,500
		計	356,815,699	0
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	47,844,000	0	47,844,000
	3 中 学 校 費	2,400,000	0	2,400,000
	4 高 等 学 校 費	8,749,219,878	140,108,700	8,889,328,578
	7 特 別 支 援 学 校 費	1,428,576,167	0	1,428,576,167
	9 社 会 教 育 費	274,524,600	60,543,000	335,067,600
	10 保 健 体 育 費	217,373,341	0	217,373,341
		計	10,719,937,986	200,651,700
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	6,063,211,328	518,425,464	6,581,636,792
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,262,998,454	638,949,670	10,901,948,124
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	27,130,710,920	11,953,179,838	39,083,890,758
		計	43,456,920,702	13,110,554,972
合 計		203,467,749,928	42,599,881,826	246,067,631,754

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
県 税	292,489,000,000	収入額	90,442,115,817	30.9	63,597,581,619	21.7	71,193,073,594	24.3	54,855,347,604	18.7	12,798,021,527	4.4
		累計	90,442,115,817	30.9	154,039,697,436	52.6	225,232,771,030	76.9	280,088,118,634	95.6	292,886,140,161	100.0
地方消費税清算金	101,738,000,000	収入額	9,475,918,000	9.3	13,301,084,000	13.1	5,765,984,000	5.7	73,201,061,353	71.9	0	—
		累計	9,475,918,000	9.3	22,777,002,000	22.4	28,542,986,000	28.1	101,744,047,353	100.0	101,744,047,353	100.0
地方譲与税	35,655,000,000	収入額	3,034,467,000	8.5	6,978,795,000	19.6	12,551,985,000	35.2	13,103,597,008	36.7	0	—
		累計	3,034,467,000	8.5	10,013,262,000	28.1	22,565,247,000	63.3	35,668,844,008	100.0	35,668,844,008	100.0
地方特例交付金	1,480,473,000	収入額	621,681,000	42.0	858,792,000	58.0	0	—	0	—	0	—
		累計	621,681,000	42.0	1,480,473,000	100.0	1,480,473,000	100.0	1,480,473,000	100.0	1,480,473,000	100.0
地方交付税	196,550,311,000	収入額	68,790,756,000	35.0	77,232,522,000	39.3	37,705,674,000	19.2	12,821,359,000	6.5	0	—
		累計	68,790,756,000	35.0	146,023,278,000	74.3	183,728,952,000	93.5	196,550,311,000	100.0	196,550,311,000	100.0
交通安全対策特別交付金	455,161,000	収入額	0	—	235,290,000	51.7	0	—	219,871,000	48.3	0	—
		累計	0	—	235,290,000	51.7	235,290,000	51.7	455,161,000	100.0	455,161,000	100.0
分担金及び負担金	8,075,116,000	収入額	2,063,775,777	27.2	141,154,365	1.9	64,355,934	0.8	1,395,908,686	18.4	3,928,247,965	51.7
		累計	2,063,775,777	27.2	2,204,930,142	29.0	2,269,286,076	29.9	3,665,194,762	48.3	7,593,442,727	100.0
使用料及び手数料	13,214,993,000	収入額	2,822,722,444	21.3	2,581,934,969	19.5	4,237,718,637	32.0	2,875,506,080	21.7	738,294,999	5.6
		累計	2,822,722,444	21.3	5,404,657,413	40.8	9,642,376,050	72.7	12,517,882,130	94.4	13,256,177,129	100.0
国庫支出金	403,796,919,630	収入額	9,676,160,663	3.6	51,868,423,095	19.5	29,920,297,485	11.2	153,503,121,443	57.6	21,374,362,694	8.0
		累計	9,676,160,663	3.6	61,544,583,758	23.1	91,464,881,243	34.3	244,968,002,686	92.0	266,342,365,380	100.0
財産収入	1,411,335,000	収入額	623,419,405	38.6	229,896,647	14.2	344,628,540	21.4	344,569,910	21.4	71,218,690	4.4
		累計	623,419,405	38.6	853,316,052	52.9	1,197,944,592	74.2	1,542,514,502	95.6	1,613,733,192	100.0
寄附金	645,450,000	収入額	137,630,218	15.0	260,370,438	28.4	255,737,039	27.9	209,839,803	22.9	51,809,326	5.7
		累計	137,630,218	15.0	398,000,656	43.5	653,737,695	71.4	863,577,498	94.3	915,386,824	100.0
繰入金	70,168,797,786	収入額	2,054,261,540	3.1	117,315,429	0.2	0	—	57,281,768,603	86.8	6,537,557,546	9.9
		累計	2,054,261,540	3.1	2,171,576,969	3.3	2,171,576,969	3.3	59,453,345,572	90.1	65,990,903,118	100.0
繰越金	93,007,947,971	収入額	93,007,948,671	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	93,007,948,671	100.0	93,007,948,671	100.0	93,007,948,671	100.0	93,007,948,671	100.0	93,007,948,671	100.0
諸収入	139,442,591,641	収入額	11,232,731,323	8.6	△ 1,373,833,768	△ 1.1	6,620,532,146	5.1	108,425,153,633	82.9	5,914,602,744	4.5
		累計	11,232,731,323	8.6	9,858,897,555	7.5	16,479,429,701	12.6	124,904,583,334	95.5	130,819,186,078	100.0
県債	151,192,486,000	収入額	0	—	0	—	36,200,000,000	33.1	36,252,391,999	33.1	36,938,993,000	33.8
		累計	0	—	0	—	36,200,000,000	33.1	72,452,391,999	66.2	109,391,384,999	100.0
歳入合計	1,509,323,582,028	収入額	293,983,587,858	22.3	216,029,325,794	16.4	204,859,986,375	15.5	514,489,496,122	39.0	88,353,108,491	6.7
		累計	293,983,587,858	22.3	510,012,913,652	38.7	714,872,900,027	54.3	1,229,362,396,149	93.3	1,317,715,504,640	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
			円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
議会費	1,552,765,000	支出額	570,159,353	37.1	239,938,315	15.6	492,094,663	32.0	227,385,790	14.8	8,956,287	0.6
		累計	570,159,353	37.1	810,097,668	52.7	1,302,192,331	84.6	1,529,578,121	99.4	1,538,534,408	100.0
総務費	68,324,617,801	支出額	9,652,618,870	15.1	8,510,279,678	13.4	24,241,759,768	38.0	11,662,553,606	18.3	9,668,676,472	15.2
		累計	9,652,618,870	15.1	18,162,898,548	28.5	42,404,658,316	66.5	54,067,211,922	84.8	63,735,888,394	100.0
民生費	161,190,802,000	支出額	33,459,254,251	21.7	25,851,419,298	16.7	35,106,492,638	22.7	44,120,682,777	28.6	15,906,176,593	10.3
		累計	33,459,254,251	21.7	59,310,673,549	38.4	94,417,166,187	61.1	138,537,848,964	89.7	154,444,025,557	100.0
衛生費	70,416,715,536	支出額	6,112,410,264	9.9	9,777,993,247	15.9	13,483,292,057	21.9	16,201,377,443	26.3	15,918,194,609	25.9
		累計	6,112,410,264	9.9	15,890,403,511	25.8	29,373,695,568	47.8	45,575,073,011	74.1	61,493,267,620	100.0
労働費	3,531,572,202	支出額	969,355,860	30.2	503,463,299	15.7	828,708,789	25.8	620,854,645	19.3	287,784,595	9.0
		累計	969,355,860	30.2	1,472,819,159	45.9	2,301,527,948	71.7	2,922,382,593	91.0	3,210,167,188	100.0
農林水産業費	136,233,016,519	支出額	13,616,113,563	17.6	13,096,573,453	17.0	14,061,655,875	18.2	22,708,339,044	29.4	13,709,299,233	17.8
		累計	13,616,113,563	17.6	26,712,687,016	34.6	40,774,342,891	52.8	63,482,681,935	82.2	77,191,981,168	100.0
商工費	188,428,693,275	支出額	108,284,023,915	69.1	12,046,753,630	7.7	9,963,713,060	6.4	22,038,491,874	14.1	4,478,167,178	2.9
		累計	108,284,023,915	69.1	120,330,777,545	76.7	130,294,490,605	83.1	152,332,982,479	97.1	156,811,149,657	100.0
土木費	240,906,487,323	支出額	14,036,006,165	9.8	19,840,587,743	13.9	24,713,434,798	17.3	45,137,413,379	31.6	38,980,763,611	27.3
		累計	14,036,006,165	9.8	33,876,593,908	23.7	58,590,028,706	41.1	103,727,442,085	72.7	142,708,205,696	100.0
警察費	53,271,892,607	支出額	12,166,703,687	23.5	9,676,604,140	18.7	14,132,404,235	27.3	10,278,779,656	19.8	5,561,271,058	10.7
		累計	12,166,703,687	23.5	21,843,307,827	42.2	35,975,712,062	69.4	46,254,491,718	89.3	51,815,762,776	100.0
教育費	197,129,675,126	支出額	40,131,256,841	22.1	36,133,165,061	19.9	50,781,214,918	27.9	35,763,527,824	19.7	19,126,872,835	10.5
		累計	40,131,256,841	22.1	76,264,421,902	41.9	127,045,636,820	69.8	162,809,164,644	89.5	181,936,037,479	100.0
災害復旧費	139,462,052,379	支出額	7,632,025,001	9.9	8,566,114,956	11.1	12,485,585,075	16.2	27,347,741,058	35.5	21,057,325,580	27.3
		累計	7,632,025,001	9.9	16,198,139,957	21.0	28,683,725,032	37.2	56,031,466,090	72.7	77,088,791,670	100.0
公債費	109,052,085,000	支出額	45,446,608,628	41.7	11,296,978,558	10.4	23,380,180,125	21.4	13,359,566,083	12.3	15,552,070,842	14.3
		累計	45,446,608,628	41.7	56,743,587,186	52.0	80,123,767,311	73.5	93,483,333,394	85.7	109,035,404,236	100.0
諸支出金	139,823,200,000	支出額	14,092,885,000	10.1	26,680,344,126	19.1	16,088,161,314	11.5	82,596,924,155	59.2	0	-
		累計	14,092,885,000	10.1	40,773,229,126	29.2	56,861,390,440	40.8	139,458,314,595	100.0	139,458,314,595	100.0
予備費	7,260	支出額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
		累計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
歳出合計	1,509,323,582,028	支出額	306,169,421,398	25.1	182,220,215,504	14.9	239,758,697,315	19.6	332,063,637,334	27.2	160,255,558,893	13.1
		累計	306,169,421,398	25.1	488,389,636,902	40.0	728,148,334,217	59.7	1,060,211,971,551	86.9	1,220,467,530,444	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比 R2/R1	不納欠損額	収入未済額
	円	円	円	%	円	円
公債費	209,579,840,000	209,577,774,925	209,577,774,925	88.5	0	0
母子父子寡婦福祉資金	247,324,000	311,969,284	250,375,387	87.1	231,398	61,362,499
国民健康保険	195,870,218,000	200,011,941,681	200,011,941,681	99.9	0	0
中小企業高度化資金	3,196,302,000	3,899,739,105	3,881,575,065	119.1	0	18,164,040
農業改良資金	38,137,000	219,431,474	200,149,572	83.9	0	19,281,902
沿岸漁業改善資金	50,746,000	603,406,928	603,406,928	100.1	0	0
林業・木材産業改善資金	51,471,000	386,697,338	378,411,338	102.0	1,986,000	6,300,000
県有林	(94,592,000)	573,206,000	569,315,625	136.7	0	0
土地取得	911,000	1,114,110	1,114,110	0.8	0	0
港湾整備事業	(930,699,938)	4,799,186,938	4,239,207,987	85.0	0	0
歳入合計	(1,025,291,938)	419,820,598,457	419,713,272,618	93.8	2,217,398	105,108,441
前年度	(1,492,973,116)	445,585,358,116	447,510,343,316	—	13,816,187	116,707,655
比較増減(△)	(△467,681,178)	△27,820,268,701	△27,797,070,698	—	△11,598,789	△11,599,214

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

イ 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額 の年度対比 R2/R1	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
				繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	円	円	円	円
公 債 費	209,579,840,000	209,577,774,925	88.5	0	0	0	2,065,075
母子父子寡婦福祉資金	247,324,000	101,240,847	294.9	0	0	0	146,083,153
国 民 健 康 保 険	195,870,218,000	192,227,037,877	97.3	0	0	0	3,643,180,123
中小企業高度化資金	3,196,302,000	3,019,163,431	124.5	0	0	0	177,138,569
農 業 改 良 資 金	38,137,000	37,665,534	99.5	0	0	0	471,466
沿岸漁業改善資金	50,746,000	12,066,015	16,947.4	0	0	0	38,679,985
林業・木材産業改善資金	51,471,000	104,727	55.0	0	0	0	51,366,273
県 有 林	(94,592,000) 573,206,000	475,788,167	156.7	16,379,000	13,175,000	29,554,000	67,863,833
土 地 取 得	911,000	911,000	0.7	0	0	0	0
港 湾 整 備 事 業	(930,699,938) 4,799,186,938	3,583,845,370	78.8	1,167,519,650	13,566,700	1,181,086,350	34,255,218
歳 出 合 計	(1,025,291,938) 414,407,341,938	409,035,597,893	92.5	1,183,898,650	26,741,700	1,210,640,350	4,161,103,695
前 年 度	(1,492,873,116) 445,585,358,116	442,254,913,679	—	847,626,718	177,665,220	1,025,291,938	2,305,152,499
比 較 増 減 (△)	(△467,581,178) △31,178,016,178	△33,219,315,786	—	336,271,932	△ 150,923,520	185,348,412	1,855,951,196

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

会 計 名	金 額	摘 要
母子父子寡婦福祉資金	61,362,499	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入 母子父子寡婦福祉資金違約金 過年度過払金等返還金
中小企業高度化資金	18,164,040	設備導入資金 高度化資金
農業改良資金	19,281,902	改良資金貸付金 違約金
林業・木材産業改善資金	6,300,000	改善資金貸付金
計	105,108,441	

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	科 目 (款)	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
県 有 林	1 農 林 水 産 業 費	94,592,000	50,067,100	44,524,900
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	930,699,938	927,589,016	3,110,922
計		1,025,291,938	977,656,116	47,635,822

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
県 有 林	1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	16,379,000	13,175,000	29,554,000
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	1,167,519,650	13,566,700	1,181,086,350
計			1,183,898,650	26,741,700	1,210,640,350

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	209,579,840,000	収入額	69,430,241,036	33.1	52,514,039,023	25.1	44,858,773,758	21.4	26,127,256,050	12.5	16,647,465,058	7.9
		累計	69,430,241,036	33.1	121,944,280,059	58.2	166,803,053,817	79.6	192,930,309,867	92.1	209,577,774,925	100.0
母子父子寡婦福祉資金	247,324,000	収入額	196,148,938	78.3	17,808,703	7.1	14,629,113	5.8	18,281,124	7.3	3,507,509	1.4
		累計	196,148,938	78.3	213,957,641	85.5	228,586,754	91.3	246,867,878	98.6	250,375,387	100.0
国民健康保険	195,870,218,000	収入額	51,829,616,031	25.9	52,981,596,378	26.5	39,836,655,847	19.9	39,222,240,243	19.6	16,141,833,182	8.1
		累計	51,829,616,031	25.9	104,811,212,409	52.4	144,647,868,256	72.3	183,870,108,499	91.9	200,011,941,681	100.0
中小企業高度化資金	3,196,302,000	収入額	2,303,616,675	59.3	67,443,284	1.7	89,272,564	2.3	1,476,424,948	38.0	△55,182,406	△1.4
		累計	2,303,616,675	59.3	2,371,059,959	61.1	2,460,332,523	63.4	3,936,757,471	101.4	3,881,575,065	100.0
農業改良資金	38,137,000	収入額	199,219,668	99.5	171,000	0.1	1,132,910	0.6	66,000	0.0	△440,000	△0.2
		累計	199,219,668	99.5	199,390,668	99.6	200,523,578	100.2	200,589,578	100.2	200,149,572	100.0
沿岸漁業改善資金	50,746,000	収入額	604,078,871	100.1	90,000	0.0	160,000	0.0	90,000	0.0	△1,011,943	△0.2
		累計	604,078,871	100.1	604,168,871	100.1	604,328,871	100.2	604,418,871	100.2	603,406,928	100.0
林業・木材産業改善資金	51,471,000	収入額	371,037,609	98.1	7,339,995	1.9	15,000	0.0	15,000	0.0	3,734	0.0
		累計	371,037,609	98.1	378,377,604	100.0	378,392,604	100.0	378,407,604	100.0	378,411,338	100.0
県有林	573,206,000	収入額	127,944,135	22.5	37,243,220	6.5	320,921,254	56.4	37,999,970	6.7	45,207,046	7.9
		累計	127,944,135	22.5	165,187,355	29.0	486,108,609	85.4	524,108,579	92.1	569,315,625	100.0
土地取得	911,000	収入額	463,194	41.6	445,446	40.0	0	—	0	—	205,470	18.4
		累計	463,194	41.6	908,640	81.6	908,640	81.6	908,640	81.6	1,114,110	100.0
港湾整備事業	4,799,186,938	収入額	694,789,073	16.4	1,281,016,798	30.2	339,050,337	8.0	1,532,124,965	36.1	392,226,814	9.3
		累計	694,789,073	16.4	1,975,805,871	46.6	2,314,856,208	54.6	3,846,981,173	90.7	4,239,207,987	100.0
歳入合計	414,407,341,938	収入額	125,757,155,230	30.0	106,907,193,847	25.5	85,460,610,783	20.4	68,414,498,300	16.3	33,173,814,458	7.9
		累計	125,757,155,230	30.0	232,664,349,077	55.4	318,124,959,860	75.8	386,539,458,160	92.1	419,713,272,618	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
	円		円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
公債費	209,579,840,000	支出額	65,737,241,036	31.4	46,586,268,841	22.2	43,328,350,285	20.7	53,925,914,763	25.7	0	—
		累計	65,737,241,036	31.4	112,323,509,877	53.6	155,651,860,162	74.3	209,577,774,925	100.0	209,577,774,925	100.0
母子父子寡婦福祉資金	247,324,000	支出額	5,266,732	5.2	46,759,063	46.2	6,280,240	6.2	40,061,611	39.6	2,873,201	2.8
		累計	5,266,732	5.2	52,025,795	51.4	58,306,035	57.6	98,367,646	97.2	101,240,847	100.0
国民健康保険	195,870,218,000	支出額	32,483,248,297	16.9	45,257,235,213	23.5	47,800,924,392	24.9	46,824,518,903	24.4	19,861,111,072	10.3
		累計	32,483,248,297	16.9	77,740,483,510	40.4	125,541,407,902	65.3	172,365,926,805	89.7	192,227,037,877	100.0
中小企業高度化資金	3,196,302,000	支出額	1,477,660,046	48.9	122,804,066	4.1	62,375,734	2.1	19,751,279	0.7	1,336,572,306	44.3
		累計	1,477,660,046	48.9	1,600,464,112	53.0	1,662,839,846	55.1	1,682,591,125	55.7	3,019,163,431	100.0
農業改良資金	38,137,000	支出額	35,454,540	94.1	2,010,456	5.3	82,570	0.2	47,000	0.1	70,968	0.2
		累計	35,454,540	94.1	37,464,996	99.5	37,547,566	99.7	37,594,566	99.8	37,665,534	100.0
沿岸漁業改善資金	50,746,000	支出額	5,000	0.0	27,000	0.2	31,650	0.3	0	—	12,002,365	99.5
		累計	5,000	0.0	32,000	0.3	63,650	0.5	63,650	0.5	12,066,015	100.0
林業・木材産業改善資金	51,471,000	支出額	0	—	5,500	5.3	0	—	1,540	1.5	97,687	93.3
		累計	0	—	5,500	5.3	5,500	5.3	7,040	6.7	104,727	100.0
県有林	573,206,000	支出額	14,348,898	3.0	13,695,290	2.9	328,514,543	69.0	85,488,097	18.0	33,741,339	7.1
		累計	14,348,898	3.0	28,044,188	5.9	356,558,731	74.9	442,046,828	92.9	475,788,167	100.0
土地取得	911,000	支出額	445,446	48.9	0	—	0	—	465,554	51.1	0	—
		累計	445,446	48.9	445,446	48.9	445,446	48.9	911,000	100.0	911,000	100.0
港湾整備事業	4,799,186,938	支出額	58,554,044	1.6	458,376,162	12.8	1,354,100,876	37.8	372,036,420	10.4	1,340,777,868	37.4
		累計	58,554,044	1.6	516,930,206	14.4	1,871,031,082	52.2	2,243,067,502	62.6	3,583,845,370	100.0
歳出合計	414,407,341,938	支出額	99,812,224,039	24.4	92,487,181,591	22.6	92,880,660,290	22.7	101,268,285,167	24.8	22,587,246,806	5.5
		累計	99,812,224,039	24.4	192,299,405,630	47.0	285,180,065,920	69.7	386,448,351,087	94.5	409,035,597,893	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,271,203.17 m ²	85,077.96 m ²	81,356,281.13 m ²
	う ち 山 林	61,502,986.95 m ²	△ 14,277.77 m ²	61,488,709.18 m ²
	普 通 財 産	3,232,973.25 m ²	△ 12,058.33 m ²	3,220,914.92 m ²
	土 地 取 得 特 別 会 計 財 産	52,446.47 m ²	0.00 m ²	52,446.47 m ²
	計	84,556,622.89 m ²	73,019.63 m ²	84,629,642.52 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,363,693.11 m ³	25,077.24 m ³	1,388,770.35 m ³
	分 収 林	1,703,994.15 m ³	17,596.23 m ³	1,721,590.38 m ³
	計	3,067,687.26 m ³	42,673.47 m ³	3,110,360.73 m ³
建 物	行 政 財 産	2,683,783.37 m ²	△ 1,630.57 m ²	2,682,152.80 m ²
	普 通 財 産	106,847.74 m ²	△ 1,147.90 m ²	105,699.84 m ²
	計	2,790,631.11 m ²	△ 2,778.47 m ²	2,787,852.64 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	5 隻	0 隻	5 隻
		1,362.00 総ト	0.00 総ト	1,362.00 総ト
	航 空 機	0 機	0 機	0 機
物 権	地 上 権	65,784,527.08 m ²	△ 1,243,427.00 m ²	64,541,100.08 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	26 件	2 件	28 件
	実 用 新 案 権	0 件	0 件	0 件
	育 成 者 権	16 件	△ 3 件	13 件
	著 作 権	6 件	2 件	8 件
	商 標 権	24 件	2 件	26 件
有 価 証 券	株 券	1,067,770 千円	0 千円	1,067,770 千円
出 資 に よ る 権 利	出 資 証 券	3,269,759 千円	△ 2,697 千円	3,267,062 千円
	出 資 に よ る 権 利	64,934,846 千円	455,509 千円	65,390,355 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	3,670 個	41 個	3,711 個
船 舶	40 隻	0 隻	40 隻
車 両	1,446 台	6 台	1,452 台
合 計	5,156	47	5,203

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	13,082,670,133 千円	地方債共同発行連帯債務保証 他
損 失 補 償	5,998,000 千円	みやぎ産業振興機構みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業損失補償 他

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	133,596,181,231 円	△ 4,184,471,309 円	129,411,709,922 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
レオネクスト桜式番館敷金	107,000	△ 53,000	54,000
一般公共施設整備事業貸付金	830,232,708	△ 434,916,509	395,316,199
公営企業安定化資金貸付金	203,180,000	△ 12,240,000	190,940,000
東京事務所借上宿舍敷金	680,000	0	680,000
災害援護資金貸付金	12,554,546,632	△ 1,350,733,542	11,203,813,090
看護学生修学資金貸付金	104,784,420	△ 11,589,368	93,195,052
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	2,230,875,000	△ 358,475,000	1,872,400,000
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	4,258,247,017	296,287,711	4,554,534,728
地方独立行政法人宮城県立こども病院法人移行前地方債償還債務負担金	5,217,866,547	△ 385,271,943	4,832,594,604
地方独立行政法人宮城県立病院機構法人移行前地方債償還債務負担金	2,378,004,466	△ 611,298,822	1,766,705,644
医学生修学資金等貸付金	832,800,000	△ 42,000,000	790,800,000
介護福祉士等修学資金貸付金	2,534,150	△ 1,674,852	859,298
母子父子寡婦福祉資金貸付金	339,904,673	△ 36,756,123	303,148,550
東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	83,060,193,341	△ 1,400,553,948	81,659,639,393
令和元年台風第19号等に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	0	1,250,000,000	1,250,000,000
企業振興等投資育成事業資金貸付金	30,000,000	△ 30,000,000	0
機械類貸与資金貸付金	126,978,000	△ 25,396,000	101,582,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	15,000,000	△ 3,000,000	12,000,000
中小企業支援センター経営基盤強化支援貸付金	100,000,000	0	100,000,000
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000
中小企業高度化資金貸付金	1,897,055,000	△ 137,701,000	1,759,354,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	42,420,000	△ 23,630,000	18,790,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金(新設備貸与)	948,587,000	65,927,000	1,014,514,000

名 称	前年度末現在高（円）	決算年度中増減高（円）	決算年度末現在高（円）
小規模企業者等設備貸与資金貸付金（旧設備貸与）	38,820,000	△ 24,320,000	14,500,000
工場立地基盤整備事業貸付金	620,220,000	△ 373,420,000	246,800,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
農業改良資金貸付金（就農支援資金）	37,393,000	△ 14,136,000	23,257,000
沿岸漁業改善資金貸付金	1,910,000	11,570,000	13,480,000
林業・木材産業改善資金貸付金	38,762,000	△ 16,041,000	22,721,000
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
宮城県農業公社退職手当等資金貸付金	80,748,813	△ 13,098,000	67,650,813
新規参入者定着支援資金貸付金	615,000	△ 123,000	492,000
就農支援資金県貸付金	14,999,997	△ 9,545,453	5,454,544
林業公社貸付金	976,567,305	18,000,000	994,567,305
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	184,805,726	△ 16,631,460	168,174,266
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,109,000,000	△ 150,000,000	6,959,000,000
仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	3,135,996,000	△ 261,333,000	2,874,663,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金	1,290,890,000	0	1,290,890,000
昭和44年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	84,000,000	△ 84,000,000	0
昭和45年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	70,000,000	0	70,000,000
昭和46年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	18,620,000	0	18,620,000
昭和47年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	77,000,000	0	77,000,000
昭和48年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	90,677,000	0	90,677,000
昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	74,740,000	0	74,740,000
昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	41,238,000	0	41,238,000
平成27年(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金	1,280,000	△ 440,000	840,000
高等学校の定時制及び通信制課程修学資金貸付金	28,560,000	2,352,000	30,912,000
塩釜警察署署長宿舍敷金	87,000	0	87,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
岩 沼 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	207,000	0	207,000
石 巻 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	213,000	0	213,000
気 仙 沼 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	58,000	0	58,000
河 北 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	56,000	0	56,000
古 川 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	130,000	0	130,000
遠 田 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	106,000	0	106,000
築 館 警 察 署 署 長 宿 舎 敷 金	55,000	0	55,000
泉 警 察 署 南 光 台 交 番 仮 庁 舎 敷 金	230,000	△ 230,000	0
合 計	133,596,181,231	△ 4,184,471,309	129,411,709,922

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金	現 金	272,490,701	△ 47,510,069	224,980,632
財 政 調 整 基 金	現 金	18,466,134,103	△ 904,521,704	17,561,612,399
県 債 管 理 基 金	計	149,631,057,580	9,472,222,376	159,103,279,956
	有 価 証 券	29,500,000,000	3,000,000,000	32,500,000,000
	現 金	120,131,057,580	6,472,222,376	126,603,279,956
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	35,377,642,193	△ 5,066,686,405	30,310,955,788
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	14,255,974,408	△ 3,095,922,696	11,160,051,712
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	26,438,088,098	△ 26,438,088,098	0
土 地 基 金	計	10,510,391,451	911,000	10,511,302,451
	現 金	10,510,391,451	911,000	10,511,302,451
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
県 庁 舎 等 整 備 基 金	現 金	14,924,380,491	277,892,610	15,202,273,101
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	—	—	—
ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	現 金	0	239,215,000	239,215,000
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金	現 金	0	191,411,570	191,411,570
地 域 環 境 保 全 基 金	現 金	2,227,710,302	△ 433,541,192	1,794,169,110
環 境 創 造 基 金	現 金	641,063,829	130,436,282	771,500,111
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	29,566,199	△ 23,754,403	5,811,796
宮 城 み ど り の 基 金	現 金	11,270,417	545,586	11,816,003
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	617,723,231	△ 15,364,823	602,358,408
文 化 振 興 基 金	現 金	5,881,007,286	29,080,945	5,910,088,231
災 害 救 助 基 金	現 金	1,964,730,518	12,093,742	1,976,824,260
社 会 福 祉 基 金	現 金	1,675,666,145	△ 167,723,801	1,507,942,344
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	268,480,835	△ 95,885,939	172,594,896
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	現 金	6,928,121,889	△ 1,279,626,415	5,648,495,474
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	1,449,649,216	142,371	1,449,791,587
子 育 て 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	現 金	159,752,684	771,874,577	931,627,261
自 殺 対 策 緊 急 強 化 基 金	現 金	57,917,417	△ 48,035,994	9,881,423
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	現 金	2,139,942,078	210,166	2,140,152,244
国 民 健 康 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	4,532,409,734	305,798,637	4,838,208,371

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
富 県 宮 城 推 進 基 金	現 金	17,053,232,998	1,066,068,839	18,119,301,837
	計	737,891,365	18,007	737,909,372
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	現 金	526,155,315	62,223,307	588,378,622
	貸 付 金	211,736,050	△ 62,205,300	149,530,750
緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金	現 金	16,665,694,472	△ 134,592,957	16,531,101,515
	計	678,796,853	△ 5,315,000	673,481,853
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	有 価 証 券	479,748,000	60,018,600	539,766,600
	現 金	199,048,853	△ 65,333,600	133,715,253
農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金	現 金	1,084,903,709	△ 89,990,403	994,913,306
農 地 中 間 管 理 事 業 等 推 進 基 金	現 金	286,846,212	△ 106,892,833	179,953,379
	計	555,245,261	31,078,326	586,323,587
県 有 林 基 金	有 価 証 券	8,086,050	0	8,086,050
	現 金	547,159,211	31,078,326	578,237,537
森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 基 金	現 金	29,556,649	△ 1,968,171	27,588,478
森 林 環 境 整 備 基 金	現 金	3,130,400	91,295,484	94,425,884
	計	619,765,150	11,528,690	631,293,840
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	有 価 証 券	450,000,000	0	450,000,000
	現 金	169,765,150	11,528,690	181,293,840
	計	776,336,840	6,721,986	783,058,826
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	有 価 証 券	449,800,000	0	449,800,000
	現 金	326,536,840	6,721,986	333,258,826
東 日 本 大 震 災 み や ぎ こ ど も 育 英 基 金	現 金	7,603,937,777	△ 338,600,333	7,265,337,444
	計	7,805,471,933	△ 134,345,912	7,671,126,021
高 等 学 校 等 育 英 奨 学 資 金 貸 付 基 金	現 金	1,882,364,913	413,964,388	2,296,329,301
	貸 付 金	5,923,107,020	△ 548,310,300	5,374,796,720
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	現 金	3,290,687,336	743,719,754	4,034,407,090
	計	2,129,200,407	57,511	2,129,257,918
美 術 品 等 取 得 基 金	現 金	585,593,127	57,511	585,650,638
	美 術 品 等	598点	0点	598点
		(1,543,607,280)	(0)	(1,543,607,280)

項 目		前年度末現在高（円）	決算年度中増減高（円）	決算年度末現在高（円）
合 計	計	357,781,868,167	△ 25,046,043,689	332,735,824,478
	有 価 証 券	30,887,634,050	3,060,018,600	33,947,652,650
	現 金	319,215,783,767	△ 27,495,546,689	291,720,237,078
	貸 付 金	6,134,843,070	△ 610,515,600	5,524,327,470
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
	美 術 品 等	598点	0点	598点
(1,543,607,280)		(0)	(1,543,607,280)	

(注) 各基金における（ ）書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て（戻し入れ）た被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金4,668,000円、財政調整基金2,813,909,000円、地域整備推進基金2,405,938,956円、東日本大震災復興基金206,136,406円、東日本大震災復興交付金基金658,599,378円、県庁舎等整備基金243,134,839円、地域環境保全基金55,832,692円、地域環境保全特別基金155,530,000円、環境創造基金290,192,013円、産業廃棄物税基金27,127,774円、文化振興基金9,298,774円、社会福祉基金63,247,777円、地域医療介護総合確保基金151,718,134円、子育て支援対策臨時特例基金64,263,000円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金419,512,623円、自殺対策緊急強化基金13,117,970円、富県宮城推進基金97,804,143円、緊急雇用創出事業臨時特例基金36,786,115円、中山間地域等農村活性化基金28,000円、農林水産業担い手対策基金12,427,211円、農地中間管理事業等推進基金34,450,000円、森林環境整備基金52,689,000円、スポーツ振興基金211,804,754円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金8,359,345,000円、災害救助基金176,030,589円、森林環境整備基金96,226,579円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	345,494,152,487	23,192,300,000	21,000,354,807	347,686,097,680
	一 般 単 独 事 業 債	332,064,270,131	18,518,600,000	20,006,148,055	330,576,722,076
	防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	2,992,000,000	4,029,100,000	0	7,021,100,000
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	4,757,510,352	183,900,000	338,725,649	4,602,684,703
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	391,542,420	0	54,988,185	336,554,235
	災 害 復 旧 事 業 債	11,016,782,989	8,377,700,000	1,177,376,167	18,217,106,822
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(1,631,215,011)	(1,437,500,000)	(140,221,373)	(2,928,493,638)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(9,385,567,978)	(6,940,200,000)	(1,037,154,794)	(15,288,613,184)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	7,322,839,664	560,000,000	39,387,797	7,843,451,867
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	9,489,591,638	0	838,427,244	8,651,164,394
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	96,820,124	0	51,317,097	45,503,027
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	24,153,504,062	2,702,400,000	185,527,508	26,670,376,554
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	489,814,884	0	70,924,035	418,890,849
	減 収 補 填 債	41,699,784,160	13,520,146,000	2,672,683,168	52,547,246,992
	上 水 道 事 業 出 資 債	6,547,379,541	41,700,000	1,001,033,045	5,588,046,496
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	473,678,134	0	160,455,884	313,222,250
	観 光 そ の 他 事 業 債	146,000,000	0	0	146,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,051,395,576	0	105,756,608	945,638,968
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	16,812,298,168	995,000,000	2,572,733,583	15,234,564,585
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	399,000,000	0	111,699,952	287,300,048
臨 時 財 政 特 例 債	68,475,382	0	58,217,470	10,257,912	
減 税 補 填 債	30,386,929,940	0	1,609,910,030	28,777,019,910	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 填 債	円 656,100,000	円 0	円 72,900,000	円 583,200,000
	臨 時 財 政 対 策 債	634,139,761,352	37,181,347,000	34,524,134,397	636,796,973,955
	調 整 債	0	0	0	0
	財 政 健 全 化 債	7,941,430,000	0	3,769,343,934	4,172,086,066
	地 域 再 生 事 業 債	7,095,810,584	0	400,832,208	6,694,978,376
	行 政 改 革 推 進 債	13,993,625,000	0	189,200,000	13,804,425,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,329,000,000	0	0	4,329,000,000
	退 職 手 当 債	27,623,000,000	0	332,000,000	27,291,000,000
	財 源 対 策 債	3,116,098,821	0	220,248,559	2,895,850,262
	借 換 債	0	70,000,000,000	70,000,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	14,360,594,844	89,191,999	1,416,553,870	13,033,232,973
	小 計	1,549,109,190,253	179,391,384,999	162,980,879,252	1,565,519,696,000
	特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	257,617,115	0	46,413,959
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債		88,498,975,772	1,300,751,000	1,551,107,231	88,248,619,541
県 有 林 整 備 債		1,988,320,947	0	155,970,970	1,832,349,977
港 湾 整 備 事 業 債		25,052,566,456	1,495,800,000	1,920,594,387	24,627,772,069
小 計		115,797,480,290	2,796,551,000	3,674,086,547	114,919,944,743
合 計		1,664,906,670,543	182,187,935,999	166,654,965,799	1,680,439,640,743

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

令和3年7月12日審査に付された令和2年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品等取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行われた例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 3 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 10,510,391,451	円 911,000	円 0	円 10,511,302,451
貸 付 金	0	0	0	0
土 地	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²	0.00m ²
	0	0	0	0
計	10,510,391,451	911,000	0	10,511,302,451

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (令和3年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 526,155,315	円 112,223,307	円 50,000,000	円 588,378,622
貸 付 金	211,736,050	50,000,000	112,205,300	149,530,750
計	737,891,365	162,223,307	162,205,300	737,909,372

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成 27 年 度	11 件	円 461,501,750	3 件	円 67,200,000	0 件	円 40,300,750	14 件	円 488,401,000
平成 28 年 度	14	488,401,000	1	13,000,000	1	173,315,300	14	328,085,700
平成 29 年 度	14	328,085,700	0	0	0	29,254,800	14	298,830,900
平成 30 年 度	14	298,830,900	0	0	3	47,411,550	11	251,419,350
令和 元 年 度	11	251,419,350	0	0	2	39,683,300	9	211,736,050
令和 2 年 度	9	211,736,050	2	50,000,000	2	112,205,300	9	149,530,750

(注) 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品等取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令和3年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 585,593,127	円 57,511	円 0	円 585,650,638
美術品等	1,543,607,280	0	0	1,543,607,280
計	2,129,200,407	57,511	0	2,129,257,918

(美術品等増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売却(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 43	円 473,797,500	点	円	点	円	点 43	円 473,797,500
版 画	241	133,112,950					241	133,112,950
彫 刻	20	298,337,330					20	298,337,330
写 真	154	14,180,000					154	14,180,000
素 描	80	320,716,500					80	320,716,500
日 本 画	41	283,297,000					41	283,297,000
工 芸	16	11,586,000					16	11,586,000
博 物 館 資 料	3	8,580,000					3	8,580,000
計	598	1,543,607,280	0	0	0	0	598	1,543,607,280

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和3年3月31日現在)
		増	減	
現金(銀行預金)	円 1,882,364,913	円 1,466,030,615	円 1,052,066,227	円 2,296,329,301
貸付金	5,923,107,020	1,050,766,000	1,599,076,300	5,374,796,720
計	7,805,471,933	2,516,796,615	2,651,142,527	7,671,126,021

※ 貸付金の減少額については、貸付金の償還のほか、償還免除した金額を含む。

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸付(増)		償還等(減)		決算年度末現在高	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
令和2年度	人 12,735	円 5,923,107,020	人 1,399	円 1,050,766,000	人 2,380	円 1,599,076,300	人 11,754	円 5,374,796,720

【参 考】

区 分	前年度末現在高		貸付(増)		償還等(減)		決算年度末現在高	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	
平成27年度	円 8,362,484,057	円 1,366,460,000	円 940,493,789	円 8,788,450,268				
平成28年度	8,788,450,268	1,583,759,200	3,524,829,969	6,847,379,499				
平成29年度	6,847,379,499	1,476,198,000	1,660,797,009	6,662,780,490				
平成30年度	6,662,780,490	1,365,914,000	1,544,914,991	6,483,779,499				
令和元年度	6,483,779,499	1,169,505,000	1,730,177,479	5,923,107,020				

(収入未済の状況)

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減				決算年度末現在高	
	人数	金額	増		減		人数	金額
			人数	金額	人数	金額		
奨学資金	人 1,898	円 341,302,167	人 189	円 78,538,308	人 407	円 63,311,943	人 1,680	円 356,528,532

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億5千7百万円で、前年度に比べ約1千5百万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮監委 第 58 号

令和 3 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

令和 2 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 2 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，令和 2 年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

令和2年度は、実質赤字が発生しなかったことから、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また、実質公債費比率は12.0%、将来負担比率は159.1%と、いずれも前年度と比較して微減した。

今回算定された比率は、昨年度同様、健全化判断比率については早期健全化基準、資金不足比率については経営健全化基準、それぞれの範囲内ではあるが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

県の財政状況は、県税収入がわずかに減少傾向にあるなど地方一般財源の伸びが期待しにくい中、震災復興については中長期的に対応が必要な様々な課題が残されているほか、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など支出の避けられない経費が年々増加することに伴い、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移とその要因等についての的確に分析するとともに、令和2年度に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」の目標達成に向けた堅実な財政運営と、「中期的な財政見通し」などを通じた県民への分かりやすい情報提供に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

令和2年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和2年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25 %）

令和2年度の実質公債費比率は12.0 %となっており，前年度と比較し微減した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400 %）

令和2年度の将来負担比率は159.1 %となっており，前年度と比較し微減した。

(5) 資金不足比率

令和2年度の資金不足比率は，各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから，算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	12.0	12.9	25.0	35.0
④将来負担比率	159.1	161.9	400.0	
資金不足比率	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヶ年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

（本県における「ヘ」該当法人）

宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，宮城県信用保証協会

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額に関する一般会計等の負担見込額

チ 地方公共団体が設立した法人以外の者に対する貸付金に関する一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（将来負担額から控除されるもの）

③ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

③ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 前記1の各比率において対象とした会計名

（1）「一般会計等」は以下のとおりである。

- ① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④ 中小企業高度化資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計
⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計

（2）「公営企業会計」は以下のとおりである。

- （地方公営企業法適用企業） ① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計 ④ 流域下水道事業会計
（地方公営企業法非適用企業） ⑤ 港湾整備事業特別会計

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 本県の財政状況

意 見 の 内 容
<p>(決算状況)</p> <p>本県の令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆6,355億723万439円、歳出決算額は1兆5,372億4,385万2,131円で、歳入歳出差引額(形式収支額)は982億6,337万8,308円の黒字となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源788億7,187万909円を控除した実質収支額は、193億9,150万7,399円で、このうち一般会計の実質収支額は145億8,997万7,700円の黒字となった。</p> <p>基金は、計39基金で、現在高総額3,577億8,186万8,167円であり、前年度と比べ9億1,738万9,471円の減少となっている。</p> <p>県債残高は1兆6,649億667万543円で前年度と比べ251億381万8,944円(△1.5%)の減少で、6年連続の減少となっており、県債償還のための基金である県債管理基金残高は1,496億3,105万7,580円で、前年度と比べ195億9,168万4,424円(+15.1%)増加している。また、財政調整基金残高は184億6,613万4,103円で、前年度と比べ47億2,172万5,827円(△20.4%)の減少となっている。</p> <p>このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上しているものの、県税収入は減少傾向にあるなど地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、財源不足に対応するため財政調整基金の多額の取崩しを余儀なくされており、平成31年度(令和元年度)当初予算編成時には、最終的に起債に至らなかったとはいえ、前年度に引き続き退職手当債を計上せざるを得ない厳しい財政状況にある。さらに、今後は新型コロナウイルスの経済への影響による大幅な県税収入の減少が懸念されるなど、厳しい財政運営を迫られる状況である。</p> <p>(経済性・効率性・有効性重視の財政運営)</p> <p>県では今年度、「宮城県震災復興計画」における復興の総仕上げに向けた取組を進めているところであるが、復興期間終了後の令和3年度以降においても、復興の状況に応じた取組が必要である。国においても、令和3年度から令和7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるとしているものの、予算規模については、大きく縮小することとなる。また、令和3年度からは、今年度策定中の「新・宮城の将来ビジョン」を基に県の施策や事業を進めていくこととなるが、これまで以上に経済性・効率性・有効性の観点を重視した財政運営に努められたい。</p> <p>(精度の高い予算管理と執行)</p> <p>定期監査において、所要額の見込み違いにより、年度末に予算が不足し他課から多額の予算流用を行った事例や、所要額を誤り必要以上の補正予算措置を講じ、多額の不用額が生じた事例などが認められた。各課室・地方公所においては、真に必要な事業の予算が確保できるよう、各事業の進捗のチェックや今後所要額の把握等を的確に実施して予算要求と執行管理の精度を高め、年度途中で必要以上の予算補正や年度末での多額の不用額発生を抑制するなど、予算の適切な執行に努められたい。また、支出に当たってはよりの確な審査に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新・宮城の将来ビジョン」の初年度となる令和3年度は、これまでの県政運営の成果や課題、社会情勢の変化を踏まえながら、持続可能な財政運営を意識した予算編成及び効率的な財源配分の実現に努める。(継続) ○令和3年度当初予算編成に向けた個別管理事業や懸案事項等について事業の進捗や今後所要の把握などを行い、施策の実現に必要な財源の確保及び効果的・効率的な予算配分に努める。(継続) <p>《成果(取組結果)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新・みやぎ財政運営戦略に定める取組を着実に実施し、通常分については、既存事業の効果や実施方法について、検証・見直しを行うとともに、令和3年度からの「新・宮城の将来ビジョン」の推進に向けて、部局横断的な政策議論を行うPROGRESS会議の導入により政策事業を選定し、重点的かつ適切に予算配分を行った。また、震災分については、国の制度や支援を最大限活用するとともに、独自財源も効果的に活用しながら必要な予算を確保することができた。 ○令和2年度の予算執行については、令和2年3月末に予算執行基準について庁内に通知を行い、適正な予算執行を促した。また、今後の新型コロナウイルス感染症への対応に備え、感染症の影響に伴い実施が困難な事業や内部管理経費を中心に事務事業見直しを行い財源確保に努めた。 <p>令和3年度当初予算編成に当たっては、個別管理事業や懸案事項等について事業の進捗や今後所要の把握を行い、予算要求の精度を高め、効果的・効率的な予算配分を行うことができた。</p>

<p>《今後の課題》</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により県税をはじめとして大幅な減収が見込まれる一方、感染の再拡大に備え適時適切な対策を講じていく必要がある。</p> <p>《令和3年度以降の取組》</p> <p>令和3年2月に策定した「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる歳入歳出両面にわたる取組を着実に実施し、健全で持続可能な財政運営を図っていく。また、新型コロナウイルス感染症対応については、引き続き感染症対策や経済対策に努めるとともに、国による財政支援を強く求めていく。</p>
<p>【担当：出納局 会計課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法令及び予算に違反することがないように、財務規則に基づき、支出負担行為の的確な審査に努めた。また、必要に応じ、確認に必要な資料等を求める等、支出命令者に対し、是正を求めた。(継続) ○ニュースレターにより誤りやすい事項等を提示し、注意喚起を図った。(継続) <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度の審査時指摘等件数は、928件であった。 ○年6回のニュースレターに記事を掲載し、注意喚起を行った。 <p>《今後の課題》</p> <p>会計年度任用職員等の給与等の支払いについて、昨年度から制度化されたが、給与システムへの反映が難しいことから、財務システム（支出金額、庶務担当者による手計算）により支出している。制度も複雑なため、疑義が生じる支出命令決議書が散見されている。</p> <p>《令和3年度以降の取組》</p> <p>誤りやすい事項等を引き続きニュースレター等で発信することで、誤りを未然に防ぎ、また各主務課の作成した支出書類等を迅速かつ適正に審査事務を行う。</p>

事項名：(2) 健全な財政運営と県民への説明責任

意 見 の 内 容
<p>(健全な財政運営)</p> <p>県では、平成30年度から令和2年度の3年間を計画期間とした、「新・みやぎ財政運営戦略」に基づき、健全化判断比率及びプライマリー・バランスの動向に配慮しながら、歳入確保策や歳出削減策に取り組んでいるところである。県の財政力の強さを示す財政力指数は0.63114で、前年度と比べ0.00212ポイント上昇した。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については97.9%であり、前年度と比べ1.1ポイント上昇し、依然として財政構造の硬直化が続いている。令和元年度も実質赤字は発生しておらず、健全化判断比率についてみると、実質公債費比率は12.9%で前年度から0.7ポイント低下し、将来負担比率も161.9%と2.7ポイント低下している。いずれも、指標は改善しており、健全な基準の範囲内であるものの、財政構造が硬直化している現状と、今後懸念される大幅な県税収入の減少を踏まえ、実質公債費比率、将来負担比率の安定推移とプライマリー・バランスの黒字安定推移の達成に努められたい。</p> <p>(県民への説明責任)</p> <p>毎年、当初予算編成過程においては財源不足が生じている厳しい現状であることから、県民に対しては、今後の見通しなど、現下の県財政の状況全般はもとより、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、できるだけわかりやすく継続的に、情報提供を実施されたい。特に、令和2年度が最終年度となる震災復興関連事業については、その実績、成果、効果、さらに今後のあり方などを丁寧に説明されたい。また、平成20年3月から導入し、令和5年2月まで延長することとなった「みやぎ発展税」や、平成23年4月から導入している「みやぎ環境税」など、一定の政策目的のための超過課税等に関しても、その目的等に加え、事業実施の有効性などについても引き続き説明されたい。</p> <p>(公社等外郭団体の経営改善と自立的運営)</p> <p>県が財政的に関与している点で、公社等外郭団体が健全で自立的な運営を行っていくことが重要であり、平成30年度からは「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づき、毎年度公社等を指定し、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが進められているところである。しかしながら、令和元年度の財政的援助団体等監査では、依然として累積赤字を有している団体や県からの財政的支援に依存している団体も少なからず認められた。なかには、回収困難な未収債権を抱えている団体もあるなど、経営改善や経営基盤の強化が不可欠な状況にある。今後とも、公社等への県の関与の適正化を図るとともに、公社等の自立的運営の更なる促進が図られるよう、各団体への必要な助言や指導等を実施されたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新・みやぎ財政運営戦略」に掲げる取組の実施により、持続可能な財政運営の実現と同戦略の達成指標である実質公債費比率、将来負担比率の安定推移、プライマリーバラ

ンスの黒字安定推移に努める。また、「新・みやぎ財政運営戦略」が計画期間を満了することから、その後継となる新たな財政運営戦略を策定する。(継続・新規)

○県の財政状況について、県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。(継続)

《成果（取組結果）》

○新・みやぎ財政運営戦略に定める取組を着実に実施し、必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、特例的な県債の活用を抑制し将来負担を軽減することができた。また、令和元年度決算の実質公債費比率は12.9%（前年度比▲0.7%）、将来負担比率は161.9%（前年度比▲2.7%）と改善し、プライマリーバランス（臨時財政対策債を除く。）も黒字に推移していることから、達成指標は安定推移しており取組は着実に進んでいる。

また、復興事業を含む「新・宮城の将来ビジョン」の推進と持続可能性な財政運営の両立に向け、令和3年度から6年度を計画期間とする「みやぎ財政運営戦略（第3期）」を令和3年2月に策定した。

○県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行った。特に多くの県民の目に留まる県政だよりについては、グラフや図を多用するとともに表現を平易にするなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、年代を問わず広く県民理解が促進されるよう工夫を行った。

《今後の課題》

公債費が高止まりする中、社会保障関係経費や自然災害対策、公共施設の老朽化対策などへの財政需要の増加が見込まれており、これらの対応について計画的に財源を確保しながら取り組んでいくことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で税収が減少しており、減収補填債や臨時財政対策債の増発を余儀なくされていることから、県債残高の増加などにより指標の悪化が懸念される。

《令和3年度以降の取組》

安定した財政運営に向け、「みやぎ財政運営戦略（第3期）」に掲げる歳入・歳出両面にわたる対策の着実な実施と県債残高の適正管理はもとより、予算執行段階における節減や更なる財源確保対策などの取組を進めていく。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

○「第V期公社等外郭団体改革計画」に基づき、各団体が自ら経営改善のための目標を設定の上、事業実施後の実績評価を行い、県がその評価結果に対して指導・助言を行った。(継続)

○経営改善や組織等のあり方を検討する必要がある「改善支援団体」のうち、令和2年度は2団体について、外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議し、委員会における意見に基づき必要な助言・指導を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

○県は公社等外郭団体改革計画に基づき指導・助言等を行ってきたが、累積欠損金を有していた団体のうち、1団体については、令和元年度に経営基盤を確立するための減資や事業収益の改善により、累積欠損金の解消に至った。

○補助金等の県の財政的関与については、団体の自立的運営を促進するため、段階的な縮減に努めているところであり、令和元年度は49団体中、補助金交付等がない団体が10団体で、前年度よりも補助金等の額が減少した団体が26団体となった。

《今後の課題》

○「改善支援団体」に対して重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する。

○平成31年3月に策定した「経営健全化方針」の対象2団体については、方針に基づく取組が着実に進むよう指導・助言を行う。

○県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導・助言を引き続き行う。

《令和3年度以降の取組》

○「第V期公社等外郭団体改革計画」及び「経営健全化方針」に基づき、各団体の経営改善や自立的運営に向けた取組を継続する。

○「第V期公社等外郭団体改革計画」が令和3年度で計画期間の終期を迎えることから、令和3年度中に各団体がより一層、経営改善や自立的運営に向けた取組を行えるよう、次期計画を策定する。

【担当：企画部 総合政策課】

《取組内容》

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に基づく施策や事業の成果、効果等については、政策評価・施策評価において効率性、有効性等の観点から分析を行い、外部有識者からなる審議会での審議により客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により透明性を確保するなど、県民への説明責任の徹底に努めている。(継続)

《成果（取組結果）》

県政の成果及び評価結果を「成果と評価」として取りまとめた。評価の結果については、実施計画の改訂など、次年度以降の施策展開に活用し、その内容を「評価の結果の反映状況説明書」として公表した。

《今後の課題》

引き続き、行政評価の結果をもとに政策課題を設定し、事業の組替えや新規事業の検討等を行い、次年度の予算にしっかりと反映させていく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

今後とも、県の方針・取組などについて、マスコミ等も活用しながら、より分かりやすく公表するなど透明性を確保するとともに、政策評価・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた施策展開や事務事業の執行に努める。

【担当：環境生活部 環境政策課】

《取組内容》

「みやぎ環境税」を財源とする事業の実施に当たっては、地球温暖化の主要因となっている二酸化炭素の吸収源確保や排出削減対策のほか、野生鳥獣の適正保護・管理や次世代を見据えた環境教育・人材育成など、「みやぎ環境税」を充当する環境施策を取りまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、実施の目的や事業の進捗状況、成果を県政だよりや河北新報へ掲載するとともに、県ホームページなどでも公表している。(継続)

《成果（取組結果）》

令和2年度は、「みやぎ環境税」の活用事業の計画や実績などについて県政だよりで2回、実際に「みやぎ環境税」を活用して事業に取り組んだ県民や事業者の生の声などについて河北新報に1回掲載したほか、県内の地球温暖化防止運動を一体的に図るため県民、事業者、行政等118団体からなる『『ダメだっちゃ温暖化』宮城県民会議』において、各種取組の状況等を紹介した。また、「みやぎ環境税」の今後の在り方の検討に当たっては、これまでの活用実績を取りまとめた上で、県内7か所における県民説明会の開催や、県民から広く意見を公募するパブリックコメントの実施などにより、事業実施の有効性や必要性に関する周知を図った。

《今後の課題》

これまで、県政だより等により「みやぎ環境税」に関する理解を深めてもらうため、事業の進捗状況や成果についての広報を実施しているが、環境教育や普及啓発などの事業は、その性格上、成果を定量的な指標で示すことが難しいため、事業実施の有効性をより分かりやすく示していく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

県政だよりや新聞などでの広報活動については、引き続き、環境税活用事業の進捗状況や成果について、より分かりやすく伝えるよう努めるとともに、普及啓発イベントでも積極的に環境税事業の取組を紹介する。また、事業実施に当たっては、県事業のほか市町村事業を含め、印刷物、ウェブコンテンツ、事業者への補助事業により導入された設備などの掲示可能なものには「みやぎ環境税」の活用事業である旨を明記・周知することを徹底し、県民への説明責任を果たしてまいりたい。

【担当：環境生活部 循環型社会推進課】

《取組内容》

産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県ホームページでの公表等により情報提供を行っている。

(1) 県民向けの説明としては、県ホームページ上での公表を行っている。(継続)

- ①産業廃棄物税の概要について（税務課ホームページ）
- ②産業廃棄物税を活用した事業について（循環型社会推進課ホームページ）
- ③産業廃棄物税の課税期間の延長について（循環型社会推進課ホームページ）

(2) 事業者向けの説明としては、(1)の他に、以下を実施している。(継続)

- ①県ホームページ上で公表している事業者向けの適正処理の手引きに概要を掲載
- ②平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しているが、3回目の更新時期（平成31年度）に、以下の日程で聞き取り調査や意見徴収を行い、令和7年3月末まで再延長を行った。

H30.9 産業廃棄物税の課税期間延長に関するアンケート調査（産業廃棄物税を活用した取組に対する意見等）

H30.12 産業廃棄物処理業者を中心に産業廃棄物税の使途事業の成果や今後活用できる補助事業に関する説明会を3回（仙台、大崎、仙南）開催し、延べ231名の参加者を得た。

R1.7 パブリックコメント実施
産業廃棄物税関係団体への訪問

R1.10 パブリックコメントの結果公表

R1.11 議会に提出 R2.3 条例施行

《成果（取組結果）》

県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるため、その指針として平成18年3月に第1期の、平成28年3月に第2期の宮城県循環型社会形成推進計画（以下「循環計画」という。）を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた。

令和元年度実績において、一般廃棄物の最終処分率は目標を達成している（11.8%、令和2年度目標値12%以下）が、1人1日当たり排出量（990g/人・日、令和2年度目標値930g/人・日以下）、リサイクル率（24.9%、令和2年度目標値30%以上）については達成が難しい状況である。また、産業廃棄物の排出量（1,049万トン、令和2年度目標値1,000万トン以下）、リサイクル率（33.7%、令和2年度目標値35%以上）、最終処分率（1.6%、令和2年度目標値1%以下）は令和元年度実績で目標を達成していない。

《今後の課題》

第1期循環計画期間（平成18年度～27年度）においては、県民・事業者・NPO等の関係団体・行政が協力して廃棄物等の3Rに取り組み、その結果、ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上などの成果が見られた。しかし、東日本大震災の影響により、多くの廃棄物が発生し、これまで進展してきた3Rの取組も大きく後退した。

第2期循環計画期間（平成28年度～令和2年度）においても、廃棄物の排出量等は震災前の状況までには戻っておらず、3Rの取組のうち、手間のかかる行動（使い捨て商品を買わないなど）や人手が必要な作業（建設廃棄物の分別など）について、定着に至っていない。

一般廃棄物については、可燃ごみの中にプラスチック・紙類の比率が高く、分別の推進が今後も必要である。また、産業廃棄物については、廃プラスチック類の海外輸出が難しくなっている情勢なども踏まえ、廃棄物の発生抑制に対する支援も求められている。

第2期循環計画は令和2年度が終期であったことから、これまでの取組に加え、近年関心が高まっている食品ロス削減などの視点も踏まえて、令和3年3月に宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）を策定したところであり、計画の達成に向けて着実な取組が必要である。

《令和3年度以降の取組》

産業廃棄物税充当事業に係る事務処理を適切に行うとともに、県民や事業者への情報提供に努める。

4月 前年度事業報告内容調査 7月 次年度事業要望提出 8月 次年度事業ヒアリング 10月 次年度事業決定通知

【担当：経済商工観光部 富県宮城推進室】

《取組内容》

「みやぎ発展税」の単年度及び累積の活用実績や成果等については、例年、出納整理期間終了直後の6月県議会定例会で報告するとともに、これに合わせて県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。（継続）

また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。（継続）

加えて、平成30年度からは、経済団体等に対し調整や要請を行い、当該団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、実績や成果等を掲載・説明する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。（継続）

《成果（取組結果）》

前年度の単年度実績や成果等について、議会での報告及び県のホームページへの掲載を例年と同時期に速やかに行った。

また、「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、今後の活用施策について意見交換等を行ったほか、「富県宮城推進会議」の構成団体が発行する刊行物やメールマガジンに実績や成果等を掲載いただく機会を調整し、これまでの事業成果について広く周知するよう努めた。

《今後の課題》

令和元年度から活用事業として新たな取組等も含めて取組の実績や成果等をより分かりやすく伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

引き続き、経済団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、主に事業者向けに実績や成果等を掲載・説明する機会をいただけるよう調整や要請を行う。

また、成果等について、少しでも分かりやすい内容となるよう、毎年度、改善に向けた検討を重ねる。

事項名：（3）統一的な基準による地方公会計制度への対応

意見の内容

（本県における対応状況）

県では総務省の要請を受け、統一的な基準による地方公会計により、平成28年度決算財務書類等を作成・公表し、以降各年度決算分について作成している。令和元年度末には、平成30年度財務書類等及び前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、公表したところである。統一的な基準による地方公会計では、今まで見えにくかったコスト情報・ストック情報の「見える化」など、公共施設等のマネジメントにも活用可能であり、他県との比較や、主な施設のセグメント分析の実施などを通じ、資産管理や受益者負担の適正化への活用など

に向けた試行がなされている。今後とも、財政運営の効率化・適正化やセグメント分析による財務活動上の課題や成果の明確化、公有財産の有効活用など、更なる活用を図られたい。なお、固定資産台帳に記載された財産のみならず、各所属の備品についても、備品台帳の整理・確認が適切に行われていない所属が見られることから、適切な管理に努められたい。

（必要な研修の充実とシステム導入等）

統一的な基準による地方公会計制度に関しては、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を用いるため、財務諸表の作成に必要な簿記などの知識が必要である。これらの知識は、公営企業会計においても必要とされるものであり、担当する職員のみならず、管理監督者も含め、それぞれの職階に応じた各種研修を一層充実されたい。

さらに、現在、会計課において開発した県独自ツールで対応している仕訳作業については、令和5年度から運用予定の新たな財務統合システムにおいて、発生源入力の日々仕訳となることから、円滑なシステムの導入に向け準備を進められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

- 分析対象を「施設」から「事業」に変更し、試行的にセグメント分析を実施した。(継続)
- 担当者レベルの簿記研修及び管理監督者レベルの研修をそれぞれ2回実施した。(継続)

《成果（取組結果）》

- 地方公会計活用ワーキンググループにおいて、分析対象事業（徴税事務及び観光事業）を選定・試行的分析を実施することで、事業別セグメント分析の活用策や活用に応じた課題を整理した。
- 実務担当者を対象とした簿記研修については82名、新任の管理監督者を対象とした研修については43名の参加があり、幅広く公会計に必要な知識の普及に努めた。

《今後の課題》

事業別セグメント分析の具体的な活用方法について、深化させていくことが必要。
また、現状の2種類の研修により制度理解の浸透と実務能力の向上に努め、精度の高い財務書類等の作成を行うとともに、より良い研修体系の在り方についても検討を進めていく。

《令和3年度以降の取組》

県が実施する事業の形態は多種多様なことから、引き続き、事業対象を変更しながら事業別セグメント分析を実施し、有効な活用方法について検討を進めていく。
また、令和5年度の新システム導入と日々仕訳の実施に当たっては、日常業務において発生主義・複式簿記などの知識が必要となることから、引き続き、研修等を通じて公会計制度の運用に必要な知識の普及啓発を進めていく。

【担当：総務部 管財課】

《取組内容》

集団作業会による固定資産台帳の登録作業補助（継続）、固定資産台帳マニュアル等の更新（継続）を行い、各所属が適切に固定資産台帳の整理・確認ができるよう努めた。

《成果（取組結果）》

令和3年3月に固定資産台帳が完成し、4月に県ホームページにて公表している。

《今後の課題》

各所属が適切に固定資産台帳の管理・更新を行えるための支援。

《令和3年度以降の取組》

固定資産台帳マニュアル等の更新・拡充等を行う。

【担当：出納局 会計課】

《取組内容》

新たな財務統合システムの開発に向けて、ベンダーと設計工程の打ち合わせを行った。(新規)

《成果（取組結果）》

9月から週1日ペースでベンダーとの打ち合わせを行い、新システムにおける財務システムとの連動及び本県独自の公会計システムの動作をベンダーと共有し、新システム内における公会計システムの動作定義を確立させた。

《今後の課題》

令和5年度より公会計業務が日々仕訳となることから、複式簿記の知識等について、ほぼ全職員が必修となる。
そのため、今後研修の機会を増やす等、職員の複式簿記の知識等の習熟に向けて働きかけていきたい。

<p>《令和3年度以降の取組》 構築中の新システムへ現在の公会計データの取込テストを令和4年1月以降に行う。</p>
<p>【担当：出納局 契約課】 《取組内容》 ○財務規則第178条及び144条の規定に基づき、各所属に対して、毎年5月末までに前年度末における重要物品と備品の照合確認を行った上で、現在高報告を求めているほか、備品管理に係る注意喚起の文書を発出した。(継続) ○財務総合管理システム(物品管理)研修会を開催するとともに、地方公所に対しては会計指導検査室で実施する会計事務指導に同行して備品登録等の適正な執行を指導している。(継続) ○重要物品の処分の承認に当たっては詳細に審査し、事務処理の遅延が判明した所属に対しては、遅延理由と再発防止策を求めて適正な執行への意識を促している。(継続)</p> <p>《成果(取組結果)》 各所属において、年度末における全ての重要物品と備品に係る照合確認を実施するとともに、確認結果に基づく現在高報告書を契約課において受理した。</p> <p>《今後の課題》 各所属の担当者が異動した場合でも適正な備品管理に対して継続的に意識を持たせる。</p> <p>《令和3年度以降の取組》 ○研修会の開催、会計事務指導等による適正な指導を継続する。(継続) ○ニューズレターや内部統制の一環として実施する多所属間双方向検証マルチアングルゼミナールにおいてテーマとして取り上げる。(新規)</p>

事項名：(4) 収入未済の縮減と債権管理

意 見 の 内 容
<p>(収入未済額の状況) 令和元年度の一般会計及び特別会計の収入未済額(繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。)は、総額48億3,766万883円で、前年度に比べ8,640万542円減少している。このうち、県税の収入未済額は32億7,315万9,474円で、前年度と比べ8,188万1,028円増加した。これは、前年度に比べ徴収猶予額が増加したことによる。収入率は前年度と同じ98.8%となった。徴収猶予額を除いた収入未済額は、平成30年度31億5,019万5,092円に対し、令和元年度30億6,804万7,979円となり、前年度と比べ8,214万7,113円減少している。一方、県税以外の収入未済額(繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。)は、15億6,450万1,409円で、前年度に比べ9,052万1,570円減少した。</p> <p>(収入未済額のさらなる縮減) 収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において収入未済額の縮減に向けた取組方針を定め、令和元年度から3か年を設定期間とし、県税以外で3億円を縮減する目標に向け様々な取組を実施しているところであり、県税についても「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、目標を設定して徴収対策に取り組み、着実に成果を上げてきていることは評価するところである。今後とも現年度分の徴収率の向上に努めながら、確実な目標達成に向けた取組の強化を図られたい。</p> <p>(貸付金における債権管理の徹底) 貸付金における債権管理の状況については、長年の不適切な債権管理により、複数の貸付金において償還の猶予や免除等の手続が行われていなかったものや、時効のため不納欠損となった事案が発生している。また、連帯保証人に対する督促等が行われていない事案が認められる。今後は、このようなことのないよう債権管理事務には万全を期すとともに、貸付金制度が借り手に十分理解されていない状況も認められたので、制度の厳格な運用に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 税務課】 《取組内容》 県税収入未済額縮減対策については、平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和2年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑止に取り組んでいる。(継続) 特に、収入未済額の大半を占め、重点税目と位置付けている個人県民税については、職員相互併任制度をはじめとした支援を行うなど、積極的に市町村と連携・協働して徴収対策を行い、収入未済額の縮減対策を実施した。(継続) 個人県民税以外の税目については、これまでの滞納処分を中心とする取組により収入未済額を縮減し、今後もこれまでの取組を徹底することで一層収入未済額の縮減を進めるとともに、納付手段の拡大や自動車税種別割の納期内納付率向上の推進するための啓発活動を実施した。(継続) 一方、新型コロナウイルス感染症の影響により一時に納付が困難となった者については、納税者からの申請により、新たに創設された徴収猶予制度を適用するなど適切に対応し</p>

ている。不納欠損処理は、捜索など徹底した財産調査を実施して滞納処分可能財産の発見に努めるも、財産が発見できない場合や、財産があっても換価・配当が見込めない場合に、滞納処分の執行停止を行った上で処理しているものであり、適切に租税債権の管理をしている。(継続)

《成果（取組結果）》

個人県民税の令和3年3月末現在の収入率は、現年分85.56%（対前年比△0.53ポイント減）、滞納繰越分32.15%（対前年比△0.07ポイント減）、合計83.53%（対前年比△0.25ポイント減）と前年度と比べて減少し、収入未済額は前年度同期比で約8千5百万円の増となっている。

個人県民税以外の税目の令和3年3月末現在の収入率は、現年分現年分97.48%（対前年比△0.54ポイント減）、滞納繰越分44.80%（対前年比12.18ポイント増）、合計97.31%（対前年比△0.56ポイント減）と前年度と比べて減少し、収入未済額は徴収猶予の特例による猶予額を含むため、前年度同期比で約13億6千7百万円と大幅な増加となっている。

宮城県市町村合同インターネット公売を令和3年1月実施のYahoo!官公庁オークション時に設定し、7市町が出品した51件中31件が落札され、落札金額は18,977,174円となった。

令和2年度自動車税定期賦課の納期内納付率は、80.87%（対前年比2.28ポイント増）と前年度と比べて増加している。

個人県民税以外の税目の滞納処分については、令和3年3月末現在で差押件数1,607件、捜索件数2件、タイヤロック3台となっている。

一方、納税緩和制度として、徴収猶予9件（徴収猶予の特例を除く）、換価の猶予59件、滞納処分の執行停止463件を適用している。

《今後の課題》

個人県民税は、県税収入未済額の大半を占めていることから、徴収対策の重点税目として、市町村の状況に合わせた積極的な支援を継続することが必要である。

個人県民税以外の税目については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入未済額が増加しており、確定申告により調定減となるものを除くと、滞納整理の難易度が上がることが予想され、より適切で効果的な取組が必要である。

《令和3年度以降の取組》

令和3年度は平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」の最終年度となることから、これまでの取組結果について検証するとともに、一層の収入未済額の縮減対策が必要となることから、令和4年度を初年度とする「次期県税滞納額縮減対策3か年計画」を策定する。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

県税以外の収入未済額については、収入未済縮減推進会議を年に2回程度開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、平成30年度決算時点の収入未済額から3年間で3億円の縮減に向けた進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況を共有するなど、適切な債権管理・回収に全庁を挙げて取り組んでいる。令和3年2月には、債権管理について、多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）を実施し、利用料・使用料等を所管する課が債権管理の課題や工夫について意見交換を行い、各債権の取組事例を共有するなど相互の情報共有を図った。また、回収が困難な債権については、引き続き、一括契約による債権回収会社（サービサー）への委託を行うなど、債権管理担当課室の業務支援に努めている。

なお、債権管理担当課室においては、債務者の生活状況や経営状況を的確に把握し、工夫しながら文書や訪問等による催告や分割納付等による納付促進に取り組んでおり、それでも回収不能と判断した債権については不納欠損処分を行っている。

主な債権の取組概要は、以下のとおり。

・[竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金]

- ①債務者の収入・資産状況を的確に把握するため、財産調査を実施（継続）
- ②分納が中断した債務者に対して、分納再開に向け交渉を実施（継続）
- ③分納を実施している債務者の納付が滞ることがないようにフォローアップを継続実施（継続）
- ④法人債務者の所有不動産への参加差押えの実施（継続）

・[生活保護扶助費返還金]

- ①定期的な家庭訪問、電話や文書による催告を行い、納入指導を実施（継続）
- ②一括納入が困難な世帯に対して、履行延期特約承認の申請を指導し、分割による納入を促進（継続）
- ③生活保護法第78条に係る徴収金について、可能な限り生活保護費から徴収（継続）
- ④債務者が死亡し相続人がいない債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分を実施（継続）
- ⑤保健福祉事務所に対し、縮減目標等の取組方針の作成、収入未済額の発生要因や未然防止策及び債権管理事務の基本的な流れや事務手続きを周知徹底し、保健福祉事務所の取組の強化を実施（新規）

⑥被保護世帯へ「生活保護のしおり」を配布し、収入申告義務の周知徹底を図るなど、新たな収入未済発生を防ぐとともに、課税調査による未申告収入の把握（継続）

・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

平成26年度に策定した収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、収入未済額の縮減に向けた取組を実施。

①申請時及び償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による指導（継続）

②償還以外にも連絡を密に行うなど生活状況把握による未然防止、債務者の納入状況や生活状況を踏まえたきめ細やかな償還指導の実施（継続）

③電話、文書等の催告及び休日訪問による催告（継続）

④一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付の促進（継続）

⑤回収困難案件について、債権回収会社（サービサー）の活用（継続）

・[小規模企業者等設備導入資金貸付金／中小企業貸付金]

①未収債権整理強化期間を設定し、滞納企業及び連帯保証人に対して、集中的に訪問調査、納付指導及び公簿調査を実施（継続）

②滞納企業の経営実態を把握し、経営改善について指導・助言を実施（継続）

・[県営住宅使用料]

①滞納者等に対する休日や夜間の訪問催告等を集中的に実施（継続）

②連帯保証人への電話及び訪問による催告を積極的に実施（継続）

③宮城県住宅供給公社との連絡調整会議のほか、担当者との打ち合わせも実施し、収入未済の発生抑制に向けた取組の強化を指導・助言（拡充）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

・[竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金]

預貯金差押え後の納付交渉による分納の開始や差押えなどにより、令和2年度の収入未済縮減目標額22,255千円に対して、3月末時点で22,255千円縮減した。

・[生活保護扶助費返還金]

夜間、休日を含む家庭訪問、電話や文書による催告等のほか、一括納入が困難な世帯に対して履行延期特約承認の申請や生活保護法第78条の2の規定による保護費からの直接納入による分納の実施などにより、令和2年度の収入未済額縮減目標額24,468千円に対して、3月末時点で10,258千円縮減した。

・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

借受人等に対する面接による指導、休日訪問による催告や一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付を促進したことにより、令和2年度の収入未済額縮減目標額9,776千円に対して3月末時点で12,078千円縮減した。

・[小規模企業者等設備導入資金／中小企業貸付金]

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少するなど経営が不安定な状況となったため、1回の納付額を減額するなど、継続した納付が可能となるよう柔軟に対応したほか、電話や訪問により債務者及び連帯保証人に対し定期的に納付指導を行ったことより、令和2年度の収入未済額縮減目標額900千円に対して3月末時点で800千円縮減した。

・[県営住宅使用料]

休日や夜間の訪問催告を集中的に行ったほか、連帯保証人への催告を積極的におこなったことなどにより、令和2年度の収入未済額縮減目標額16,651千円に対して、3月末時点で17,513千円縮減した。

《今後の課題》

これまで各債権管理担当課室においては、滞納の未然防止策や債権管理・回収の強化等を図り、収入未済額の縮減に努めてきた。しかし、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝出来ない場合や債務者の経済的な事情等により回収困難な事案等も存在しており、また、こうした事案等も含め、債権管理・回収を限られた人員で対応しなければならないのが実情である。

このため、収入未済縮減推進会議や内部統制の取組である多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）において、各債権の取組事例を共有するほか、引き続きサービサーへの一括契約による委託を行うなど、より一層、債権管理担当課室の支援に努めることにより、全庁的な取組の強化につなげていく必要がある。

生活保護扶助費返還金については、収入未済の発生防止に向けて、収入があった事実を実施機関が把握したときには既に消費済みであったという事態を防止するため、被保護世帯への適時・適切な収入申告の指導を徹底する必要がある。このため、「生活保護のしおり」を活用しての指導や、収入が予想される時期に家庭訪問の回数を増やすなど、時期を失することなく収入を把握する工夫を行い、あらかじめ返還金等が発生しないように意識した活動をしていく必要がある。また、収入未済の解消に向けて、債権の回収率を向上させるため、適切な督促・催告や分割納付などの制度を活用した債権回収を進める必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、前年度よりも収入未済額は縮減となっているが、依然として多額の収入未済額が存在するため、過年度分のさらなる縮減に加え、現年

度分における収入未済額の新規発生の抑制に向けたより一層の取組が必要である。また、県外居住者や長期滞納者については、サービサーを活用するなど債権回収に向けて取り組んでいるが、効果が現れない場合には支払督促等の法的措置を検討し、適切な債権管理を進める必要がある。

《令和3年度以降の取組》

収入未済縮減推進会議では、引き続き、取組方針に基づき、目標に向けた進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況の共有や一括契約によるサービサーへの委託などの債権管理担当課室への支援を行う。また、内部統制の取組である多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）においても、効果的な取組などの共有・水平展開を図っていく。さらに、県税を含めた債権の一元管理手法の有効性についても、県が取り得る方策について研究に努める。

債権管理担当課室においては、債権管理マニュアル等を策定し、滞納の未然防止に努めるほか、収入未済発生初期から催告等を行い、早期の債権回収に努める。また、回収困難な事案では外部委託も含め法的措置を積極的に検討し、債権回収の強化を図っていくとともに、回収不能な債権については、県民への説明責任を果たしつつ、債権放棄等により不納欠損処分を行っていく。

・[生活保護扶助費返還金]

- ①被保護世帯に「生活保護のしおり」を配布したり、機会があるごとに説明を行い、収入申告義務の周知徹底を図り、適正な収入申告の指導により新たな収入未済の発生を防ぐ。
- ②被保護世帯からの収入申告を待つばかりではなく、訪問活動や課税調査により、未申告収入の把握に努める。
- ③定期的な家庭訪問や電話等による催告の継続で、納入が停滞している案件の納入再開を促す。
- ④一括納入が困難な場合は、納入が困難である理由・課題・収支状況を整理し、履行延期特約承認等や保護費からの徴収を活用することにより、分割納入が行われるよう指導する。
- ⑤生活保護法第77条の2徴収金及び法第78条に係る徴収金については、可能な限り保護費からの徴収を行う。
- ⑥普段から債権を発生させないことを意識して業務を実施できるよう保健福祉事務所を対象とした債権管理研修会を開催する。
- ⑦各事務所で、収入未済者一覧を作成し、収入未済に対する意識を向上させ解消を図る。
- ⑧「生活保護扶助費返還に係る債権管理マニュアル」に基づく定期報告により、収入状況を把握し、対応の指示等を行う。
- ⑨時効が到来した債権については、不納欠損処分により縮減を図る。
- ⑩債務者が死亡した相続人がいない債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分により縮減を図る。

・[母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、収入未済額の縮減に向けた取組を継続・強化する。

- ①母子父子寡婦福祉資金貸付金対策会議を開催し、本庁と地方機関が一体となった取組を推進するとともに、各地方機関において対策検討会を開催し、取組方針・計画の決定、取組内容の検証等を行う。
- ②事務取扱要領及び債権管理マニュアルに基づき、債権区分に応じた適切な債権管理を実施する。
- ③未済発生の未然防止のため、貸付時、貸付期間及び据置期間における予告（注意喚起等）などの取組を強化し、借受人等の償還に対する意識付けを図る。
- ④連帯借受人、連帯保証人に対する催告等の取組を強化する。
- ⑤既存の担当者会議のほか、担当者研修の実施により、担当職員のスキルアップを図る。
- ⑥口座振替の対象金融機関の拡充を図る。
- ⑦借受人等に対するひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援を行う。
- ⑧サービサーへの委託対象を拡大し債権回収を行うとともに、悪質滞納者等に対しての支払督促等の検討を行い、困難事案の早期解決を図る。

【担当：保健福祉部 医療人材対策室】

《取組内容》

【看護学生修学資金】

(収入未済のさらなる縮減)

- 1 毎月未納額縮減に向けた行動計画を立て、中長期の滞納に陥らないよう管理を徹底。(継続)
- 2 既に中長期の未済者に対しては、個別訪問を実施し、未済額の縮減に努めた。(拡充)

(貸付金における債権管理の徹底)

- 1 台帳を整備するとともに、必要な手続の時期や内容を容易に確認できるよう一覧表を整備し、適正な債権管理に努めた。(拡充)
- 2 新規収入未済額の未然防止としては、貸付決定の際、貸付決定者に対して貸付の手引きの配布等により、償還免除及び猶予の条件を満たさない場合、返還が発生することや、その場合の返還方法などについて周知徹底を図り、さらに貸付条例や貸付の手引きの内容について、貸付者を推薦した看護学校に対して、生徒に対する制度内容の周知等の指導の強化を依頼した。(継続)

【医学生修学資金】

(収入未済額のさらなる縮減)

過年度（平成20年度及び平成30年度）に発生した収入未済については、債務者及び連帯保証人に対する電話・メール等による督促を毎月継続している。さらに、債務者の所在地付近に指定金融機関等が無い事情を考慮し、ATMから医療政策課の資金前送口座に入金させ、その後、職員が納入通知書で歳計口座に入金する手法を採るなど、納入促進に向けた取組を実施している。(継続)

(貸付金における債権管理の徹底)

なお、新規貸付については、貸与者及び連帯保証人2名と契約を締結するよう平成31年2月議会で条例改正し、債権の保全を図っているほか、貸付決定時には貸与者に対し、制度の趣旨を説明するとともに地域医療に携わる意志を確認することにより、制度からの離脱を防止している。(継続)

《成果（取組結果）》

【看護学生修学資金】

上記の取組みにより、平成27年度及び令和元年度調定額のうち長期未納となっていた2件171,000円について、令和2年度内の納入を完了し、年度当初に設定した未納額の目標縮減額に到達することができた。また、貸付の手引きの配布等により、貸付制度の利用を検討している学生や養成学校からの事前問合せもあり、貸付制度の周知及び適切な説明への効果もみられた。

なお、債権管理については、事務の遅れなどはなく、適時的確に行っている。

【医学生修学資金】

上記の取組により、平成30年度に発生した収入未済については、令和2年度中に全額償還された。また、平成20年度に発生した収入未済については、未済額約630万円のうち、122万円が償還された。

《今後の課題》

【看護学生修学資金】

従来のような長期滞納者の数は減少したが、依然、故意ではないものの、指定した納入期限までに納入されないことも見受けられるため、今後は、これらの場合において長期滞納へと陥らないよう適切な債権管理を徹底するとともに、債務者との適切な連絡交渉等に一層努めることが必要である。

【医学生修学資金】

平成20年度に発生した収入未済について、債務者は様々な地域から同制度の貸付を受けており、債務超過の状況に陥っているが、医師として医療機関に従事し、安定的な収入があることから継続的に連絡や納付交渉を行うこととする。

《令和3年度以降の取組》

【看護学生修学資金】

令和3年度以降は、これまでの取組みを適切に継続しながらも、各取組みにおける改善点等を洗い出し、より最適な債権管理の運用方法を検討していくこととしたい。

【医学生修学資金】

過年度に発生した収入未済については、債務者及び連帯保証人に対する納付交渉を継続的に実施するとともに、給与差押等強制執行による対応等についても検討を行う。また、新規貸付の際には貸与者に対し制度趣旨の説明を徹底することにより収入未済発生を未然に防ぐよう努める。

【担当：保健福祉部 長寿社会政策課】

《取組内容》

介護福祉士等修学資金貸付金においては、これまで被貸与者及び連帯保証人に対し文書や電話、居宅訪問を行い、被貸与者本人の就業状況による償還免除要件の該当の有無を確認した後、償還免除額、償還額の確定処理を行っており、令和2年度は未処理案件はないが、償還決定したものについて、債権管理を適切に行うように努めた。(継続)

《成果（取組結果）》

令和元年度に未処理案件全てについて、償還免除決定等による債権額の確定処理を行っており、令和2年度は償還決定したものについて、収入未済とならないよう、被貸与者に対し、適時、督促等行っている。

なお、令和元年度以前からの収入未済額については、連帯保証人に対し督促等行ったところ、連帯保証人から一部償還がなされている。

《今後の課題》

償還決定したものについては、引き続き債権管理を適切に行っていく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

債権管理を適切に行い、収入未済とならないよう、適時、督促等行っていく。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 奨学資金貸付金償還金の未納状態が継続している者には、年2回、未納額総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。(継続)
- さらに、2か月以上の滞納者に対しては、年1回、その連帯保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。(拡充)
- 住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍の公用請求等による居住地調査に重点的に取組み、速やかに督促を行った。(拡充)
- 平日昼間に電話がつかない者に対しては、朝夕に電話による督促を行った。(継続)
- 高等学校校長会や高等学校教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の場では、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、その償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続)
- 私立高校など、収入未済の割合が高い高校に対し、現状の認識や、償還の重要性を理解し奨学生としての自覚を持たせる指導を行うよう協力を要請した。(継続)

《成果（取組結果）》

- 過年度の収入未済のうち、63,311,943円を回収し、収入未済の縮減に努めた。

《今後の課題》

- 当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業である。最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が年々増加し、それに併せて収入未済も大幅に増加している。
- 貸付金の償還は、10年程度の長期間で行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。
- この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける（返済を要する）」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。
- また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。
- さらに、近年、償還対象者及び連帯保証人が自己破産する案件が増加していることから、その対応を整理する必要がある。

《令和3年度以降の取組》

- 取組方針に基づき、滞納者や連帯保証人に対して、督促状の送付、電話による督促、納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか、連帯保証人に対しても積極的に行っていく。
- 2か月以上の滞納者の連帯保証人に対する催告文書の送付を年2回以上実施する。
- 債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を拡充していく。

事項名：(5) 補助金等事務の適正な執行

意 見 の 内 容
<p>(適正な事務手続)</p> <p>補助金交付手続きについては、これまでも平成20年度に改善方針を示し適正に執行されるよう取り組んできたものの、平成29年度の包括外部監査において、14項目にわたる監査結果や意見が示され、令和元年度に補助金交付手続きの更なる改善方針が示されたところである。しかしながら、定期監査において、補助金の実績報告書の提出期限が守られていないなど、補助金事務の不適切な取扱が見受けられ、改善方針が遵守されているとは言えない状況である。今後、このようなことがないように、改善方針の周知方法を見直すなど、担当職員への周知徹底を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(履行確認の徹底)</p> <p>平成29年度の包括外部監査では、補助申請時におけるヒアリングや現地調査の徹底、実績確認時におけるヒアリングや写真確認、証憑書類の検証の徹底など、補助対象事業の確実な履行確認などが求められている。包括外部監査の結果を踏まえた改善方針においても徹底した履行確認を行うこととしていることから、必要に応じ現地調査を行うなど補助対象事業の確実な履行確認に努められたい。また、補助金に限らず、業務委託等においても履行確認の徹底を図るとともに、不適正な事務の発生リスクとして認識し、内部統制上の課題としても取組まれたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p>

《取組内容》

補助金交付手続きにおける適正な事務執行が確保されるよう、「補助金交付手続きの改善方針」について、適切に申請内容の確認及び実績確認等が行われるよう改正するとともに、改善方針が遵守されるよう、職員への周知徹底を図る。(継続)

《成果(取組結果)》

補助事業の確実な履行確認が行われるよう、令和元年度に「補助金交付手続きの改善方針」について、現地調査・ヒアリング・写真確認等を実施した場合の記録の徹底を図るよう改正を行い周知を図った。

令和2年度には、令和元年度に支出のあった補助金交付手続きにおける実績確認状況等を調査し、適正な確認手続きを徹底すべき状況を確認したことから、補助金手続きにおける実績確認については、ヒアリングや成果物等の写真確認、実績確認用チェックリストの作成実施等により、補助事業の確実な履行調査を行い、適正な執行を徹底するよう職員へ再度周知を図った。

また、担当職員が必要に応じて「補助金手続きの改善方針」の内容を容易に確認できるよう、共通基盤システム(職員ポータル)の共有フォルダに掲載した。

《今後の課題》

適正な補助金交付事務が確保されるよう、「補助金交付手続きの改善方針」について継続的に周知徹底を図る必要がある。

《令和3年度以降の取組》

「補助金交付手続きの改善方針」について引き続き周知を図り、適正手続の徹底を確保していく。

【担当：出納局 契約課】

《取組内容》

- 目的物(成果品)の有無に応じた完了報告書の提出期限を整理し、委託契約書の文例を整理した。(新規)
- 完了報告書作成に係る注意点を、ニュースレター(No.119 令和3年1月発行)へ掲載した。(新規)

《成果(取組結果)》

○目的物(成果品)の有無に応じた委託契約書の文例について全庁に通知するとともに、完了報告書の提出期限についてニュースレターを通じて周知徹底を図った。

《今後の課題》

○契約執行課において担当者が毎年変わるため、継続的に周知していく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

- 研修会において適宜周知を続ける。(継続)
- 内部統制の一環として実施する多所属間双方向検証マルチアングルゼミナールのテーマとして取り上げる。(新規)

事項名：(6) 内部統制の取組の推進

意 見 の 内 容

(本県の取組状況)

本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成27年3月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年7月から全国に先駆けて、会計事務分野において内部統制の取組を取り入れてきたところである。さらに、地方自治法の改正により、財務事務全般の内部統制の実施が義務づけられたことから、内部統制行動計画を、これまでの会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」として改正し、令和元年7月から仮運用を行った。令和2年4月からは正式運用を行っており、令和2年度決算から毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することとなる。

(内部統制導入後の状況)

地方公共団体における内部統制とは、自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。本県においても、組織内すべての者によって遂行される取組であるため、職員への周知を図り、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、不適正な事務処理等の未然防止に努めてきたところである。

しかしながら、定期監査における状況を見ると、複数者によるチェック不足や職員間の引継ぎ、あるいは事業担当者と庶務担当者との情報伝達の不備等を原因とした、支払遅延などの事務処理の誤りが、依然として後を絶たない状況にある。

また、介護福祉士修学資金貸付金事務における就業状況未確認、法定受託事務である国庫補助金の支出事務における未払い、教職員の退職手当算定誤りといった重大な不備も発生している状況である。

(内部統制機能の一層の有効性確保)

内部統制については、様々な取組により年々浸透しているものの、監査結果における指摘等の観点から決して十分であるとはいえない状況である。今後、不適正な事務処理の改善のためには、事務執行担当者が規定等を遵守するとともに、組織的には、認識の共有のための的確な情報伝達や効果的な取組の横展開、内部統制上のエラーの見える化などにより一層取組む必要がある。内部統制は、リスクコントロールであり、県業務における危機管理の手法であることを認識し、有効に機能するよう、より一層深い浸透を図りたい。なお、内部統制の推進にあたっては、庶務担当者など特定の職員に過大な負担が生じることのないよう配慮されたい。

対 応 の 状 況

【担当：出納局 会計課】

《取組内容》

- 出納局の会計事務の広報誌「ニュースレター」による内部統制に関する記事を掲載し、制度の周知を図った。(継続)
- 令和2年度から、地道な統制活動にも光を当てながら、日常的に投稿・情報共有を行う動的モニタリングシステム「みやぎファインプレーポイント」について、8月末から施行した。なお、施行にあたっては、県内5箇所(県庁、大崎、大河原、石巻、気仙沼)で説明会を開催し、取組内容の周知を図った。また、毎月、優良事例をとりまとめ、優良事例の横展開を行った。(新規)
- さらに独立的評価として、複数の所属が集まり特定のテーマについて意見交換することで、相互にモニタリングを行うマルチアングルゼミナールを延べ71所属を対象に計7回実施し、各業務の潜在リスクや先進取組事例について横断的な情報共有を図った。(継続)

《成果(取組結果)》

- ニュースレターの連載記事により、内部統制制度の理解促進につながった。
- みやぎファインプレーポイント、マルチアングルゼミナールを通じて得られた優良事例を横断的に展開することで、取組内容の周知、各所属の潜在リスクの把握、実効性のある取組の実施など、内部統制の向上につながった。

《今後の課題》

- 内部統制の仕組みは整ったものの、制度や考え方、取組内容が庁内に浸透、定着したとは言い難いことから、引き続き職員への普及啓発を進めるとともに、各種取組の更なるブラッシュアップを図る必要がある。
- 内部統制の取組が内部統制推進員と庶務ラインで完結している所属が散見されており、全職員参加の取組であることが認識されていない。

《令和3年度以降の取組》

- 各種階層別研修などを通じて、内部統制の制度や取組内容について、周知し、各職員が内部統制の実行者であることを自覚するよう、普及啓発を行う。
- モニタリングの取組を引き続き、継続して行うとともに、優良事例を庁内報等を通じて全庁的な横展開を図り、内部統制の強化を行っていく。

事項名：(7) 人材の育成と働き方改革の推進

意 見 の 内 容

(震災後の職員の状況)

行政需要が多様化・複雑化・高度化し続けている中でも、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していく必要がある。震災後の知事部局においては、経験の浅い若手職員の割合が年々増加しており、若手職員に対しては十分な育成指導が必要であるが、震災後は各職員が担当業務に追われ、育成指導に手が回らない状況にある。しかも、現在の職員の年齢構成は、指導的立場である40歳前後の中堅職員が最も少ないM字型になっていることから、若手職員への育成指導不足が懸念される状況となっている。実際、定期監査において、指導助言が不十分なために若手職員の事務処理誤りにいたる事例も少なからず見受けられる。

全体的な状況を見てみると、未だに復旧・復興業務等による職員の負担は大きく、時間外勤務についても縮減の取組はなされているものの、依然として長時間勤務が恒常化している部署もあり、震災後増加した精神疾患による病気休暇承認者・休職者の数も減っていない状況にある。また、毎年のように大きな自然災害が発生しており、さらにはコロナ禍の影響などにより、職員は多くの業務を抱え、限られた人員での対応を余儀なくされている。

一方で、子育て世代男性の育児参加への意識の高まり、中高年世代での親の介護問題等が生じているため、これまで以上に育児や介護のために柔軟な働き方を必要としている職員は年々増加しており、女性職員の活躍・働き方改革の推進とともに対応が求められている。

(若手職員の育成指導)

こうした状況を踏まえ、引き続き「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員を目指した人材育成に努められたい。特に全職員の3割を超える震災後に入庁した若手職員の育成指導については、各種研修制度のさらなる充実のもとより、震災後の復旧・復興業務等に追われ、十分な実施が難しい状況にあった職場内での育成指導を充実させ、若手職員を職場全体で責任を持って育て上げる体制の再構築を図るなど、その育成に全力を尽くされたい。なお、震災後入庁した職員の中には、震災後の迅速な処理のための特例的な事務執行しか経験していない者もいることから、平常時の基本に則った事務を理解し適切に執行できる人材となるよう、育成指導に当たっては十分留意されたい。

（働き方改革の推進）

県では、県庁組織の活性化による県民サービスの向上と、職員が健康で充実した時間を過ごすこと、また、様々な事情を抱える職員を含め、すべての人材が活躍できる環境をつくりあげることを目指し、「職員の意識改革」、「業務の生産性向上」、「柔軟な働き方の推進」の3本柱を軸に取組を進めているところである。令和元年度には、生産性の向上を目的として、議事録作成支援システムの導入、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用した業務改善、Web会議システムの導入などの実証を行うとともに、柔軟な働き方を推進するため、週休日勤務の振替期間延長や時差勤務制度の拡充を試験導入したところである。特に、RPAを活用した業務改善においては、実証を行った5業務で職員の作業時間が削減されるなど、一定の効果が認められたことから、今後は、全庁への本格的な導入を図り、コロナ禍において利用効果のあったWeb会議システムについては、さらなる有効活用について検討されたい。また、コロナ禍において有効とされ、総務省においても推進しているテレワークについても、早期の導入に向け、制度上の課題も含め検討されたい。

なお、働き方改革を推進するに当たっては、職員一人ひとりの意識改革が最も重要と考えられることから、働き方改革への理解が浸透するよう努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

みやぎ人財育成基本方針に掲げた「創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員」の育成のため、職場内における日常的なOJTなどの「職場研修」と、研修所研修や部局研修をはじめとする「職場外研修」を行っている。

各所属での若手職員の育成に効果的である職場研修を実施するためには、指導者の育成が重要であるため、研修所研修等に加え、OJTマニュアルの周知等により、OJT指導者の育成に努めている。（拡充）

また、平成30年度から本格実施したメンター制度により、新規採用職員に対する業務指導等を行うとともに、メンター自身のマネジメント力の向上を図っている。（継続）

さらに、新規採用職員向けのeラーニング研修を新設し、新規採用職員の自主的な学習の環境を整備し、職務遂行に必要な基礎的知識の修得と自己啓発意欲の向上を支援している。（新規）

次に、職場外研修についても、将来の組織運営を見据え、中堅職員の早期からのマネジメント力の育成及び政策力の向上に資するよう主査級研修及び主任主査級研修の研修内容を充実している。（拡充）

具体的には、主査級研修において、ロジカルシンキングによる分析、説明力向上や職場内コミュニケーションの活性化に資する内容を拡充し、業務遂行マネジメント力の向上と、政策形成の基礎スキルの修得を図っているほか、主任主査級研修においては、固定観念にとらわれない発想力（ラテラルシンキング）の向上や問題解決に関する内容を拡充し、業務運営マネジメント力の向上と、政策形成の基礎となる問題解決力の向上を図っている。（拡充）

《成果（取組結果）》

【公務研修所研修（OJT関連講義） [] はR2修了者数】

階層別研修「主査級研修」（ロジカルシンキングによる分析・説明力、職場内コミュニケーション など）（継続）[131人]

階層別研修「主任主査級研修」（監督職に必要となるマネジメント能力、リーダーシップとフォロワーシップ など）（継続）[87人]

階層別研修「班長研修」（ビジネスコーチングの基本的なスキル、人財マネジメント など）（継続）[144人]

階層別研修「課長補佐（総括）研修」（管理職の心構え、マネジメント上の問題と解決 など）（継続）[131人]

階層別研修「課長級研修」（副知事講話、自治体マネジメント など）（継続）[74人]

【東北自治研修所研修 [] はR2宮城県修了者数】

中堅職員研修（マネジメント総論）（継続）[1人]

働き方改革マネジメントコース（新規）[6人]

OJT指導者養成研修（継続）[3人]

【その他OJT関連の取組】

（1）職場研修支援事業（継続）外部講師謝金等の支援 [延べ4所属 延べ131人受講]

（2）OJTマニュアルの配布（継続）管理職メルマガで周知

【職員自ら学ぶ機会の提供 [] はR2修了者数】

（2）自主研修支援（新任職員を追加）

○通信講座受講支援（継続）[8人]

○eラーニング研修（継続）（自治大学校）[58人]

○eラーニング研修（継続）（民間）[109人]

○eラーニング研修（新規）（新任職員）[177人]

【メンター支援】

- (1) メンターの指定
- (2) メンターメルマガ（継続）メンター活動に必要な知識や心構え等の情報を月1回メルマガで配信

《今後の課題》

東日本大震災等からの復旧・復興業務への対応のため、新規採用職員が増加している一方、定員適正化の取組として、採用者数を抑制してきたことが影響し、年齢層の偏りが生じており、職員の今後の年齢構成等も踏まえると、若い世代からの部下指導等を通じたマネジメント力の育成が必要となっている。

また、東日本大震災後に採用された職員が全体の3割超となっていることから、東日本大震災で得た教訓や知識、ノウハウ等を伝承し、今後の大規模災害発生時の対応に活かしていく必要がある。

さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月から7月にかけて予定していた研修は延期又は中止を余儀なくされ、選択制研修を全て中止し、階層別研修を中心に実施せざるを得ない状況となったことから、今後、集合型研修を実施できない状況になっても人財育成が滞ることのないよう工夫していく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

みやぎ人財育成基本方針では、職員が自律的学習に取り組むには、上司や同僚が、職員の思いを理解して温かく後押ししたり、職場における職員間の相談・助言が活発に行われたりすることにより、職場全体で資質・能力の育成に取り組む「学習的職場風土」が大切であるとしており、各所属で学習的職場風土づくりが進むとともに、職員が積極的な自己啓発意欲に基づき、自身に必要な知識・能力の修得に励むことで、基本的な事務を理解し適切に執行する体制の強化及び人材の育成に繋がるものとする。

具体的には、業務遂行に必要な実務・専門的知識の修得等を目的とした職場研修を活性化し、職員の課題解決能力等の向上を図るため、各所属が行う職場研修に係る経費を公務研修所が支援する「職場研修支援事業」を引き続き実施する。また、職場研修に活用可能な視聴覚教材の充実を図るほか、新たにWeb上のビデオアーカイブサービスを活用した取組を新たに実施する。

さらに、自己啓発支援として、若手職員をはじめとした職員の基礎的知識の修得と自己啓発意欲の向上を図るとともに、時間や場所による制約を受けにくく、感染症対策の面からも有効であるeラーニング研修等の受講機会を拡充する。

若手職員の育成に当たっては、若手職員に対する研修だけでなく、職場内での育成指導を充実させる必要があることから、それぞれの職位に応じて求められるマネジメント力をはじめとする資質・能力や知識の修得を図る。また、発災から10年が経過し、職員の中でも東日本大震災の記憶の風化が懸念されることから、今後の災害発生に備え、東日本大震災の記憶と教訓の伝承と、それを踏まえた災害対応能力の向上を図る。

具体的には、各階層別の研修において、マネジメント力、コーチングスキル等を修得するための演習や職位に応じた心構えなどを学ぶほか、選択制研修では新たに「ケースで学ぶOJT講座」や「人が育つ現場のマネジメント講座」等を実施する。また、震災伝承の取組として、新任職員研修では、被災地を訪問し、被災当時の状況及び復興の現状を理解するための現地研修を実施するほか、主査級研修では、災害対応業務に対する心構えに加え、避難所における活動を想定した演習、主任主査級研修では、困難な状況下における意思決定の様々な事例についての演習、班長研修では、本県組織における災害対応のための体制と事例について学び、自らの役割の再認識を図るための研修を実施することとしている。

なお、公務研修所においては、新型コロナウイルス感染防止対策を最大限に行い、可能な限り対面による研修を実施することとしている。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

令和2年度は主に次の取組を行った。

- RPAについては、令和元年度の実証事業の結果を踏まえ、導入に当たっての課題と方向性等を検討した。(継続)
- Web会議システムについては、本格導入に向けた運用方法の検討や通信帯域の負荷状況の検証を行い、運用体制を整備した。(拡充)
- 在宅勤務については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、令和2年4月、新たに在宅勤務制度を創設するとともに専用パソコンを整備した。(拡充)
- 働き方改革の推進については、働き方改革の趣旨の理解促進と取組の興味・関心の喚起を図るため、職員を対象とした出前講座を実施した。(継続)

《成果（取組結果）》

令和2年度の主な取組結果は以下のとおり。

- RPAは、作業時間の削減が見込めるなどの業務について、関連する情報処理システムの更新に併せて導入していくこととした。
- Web会議システムは、全庁（県内地方機関及び県外事務所含む。以下、同じ。）で約3,800回の利用があった。
- 在宅勤務は、全庁で約1,500人日の利用があった。
- 出前講座は、延べ2回、計72人が受講した（参考：令和元年度19回570人、平成30年度16回460人）。

《今後の課題》

- 検証の結果、RPAよりも簡便なエクセル（VBA）により対応可能な業務があることが分かったので、その利用拡大に向けた研修等が必要である。
- Web会議システムは、認知度の向上に併せて利用頻度も上がり、専用パソコン等の機器や実施場所（会議室）が不足しており、対応について検討が必要である。
- 在宅勤務は、制度の一層の利用拡大に向けて、専用パソコンの機能追加等の検討が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等との両立を図るため、オンラインによる会議等、研修方法の検討が必要である。

《令和3年度以降の取組》

- 令和2年度の課題を踏まえ、以下の取組を行っていく。
- RPAよりもVBAの導入が適切な業務について、エクセルの活用等による自動処理の導入支援を行う。
- Web会議システムに必要な機器を各所属に配布するなど、職員用パソコンで利用できる環境整備を行う。
- 在宅勤務が行いやすくなるよう、専用パソコンの機能追加等を検討する。
- オンライン研修等、新しい手法による開催や講義内容の見直しを行う。

事項名：（8）東日本大震災からの復旧・復興

意見の内容

（復旧・復興の状況）

東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度～令和2年度）」に基づき、復旧・復興事業が進められ、最終年度を迎えたところである。

公共土木施設（被災箇所2,296か所）については、令和2年5月末現在、2,201か所（約96%）が完成しており、災害公営住宅については、整備計画戸数15,823戸が平成30年度中に全て完成している。このほか、令和2年5月末現在、農地（復旧対象面積約13,000ha）は約99%が、漁港（被災箇所数1,251か所）は約90%が完成済みであり、概ね順調に進んでいるといえるが、防潮堤については、令和2年5月末現在、計画延長233.8kmに対し、着手延長233.4km（約99%）となっているものの、完了延長127.5km（約55%）と進捗管理になお注意を要するものも残っているところである。

（ハード事業の完遂と被災者への支援の継続）

復旧・復興に係るハード事業については、進捗管理に努め出来る限り早期の各事業の完遂を図られたい。また、令和3年度からの5年間で「第2期復興・創生期間」と国の復興会議において位置付けられており、県としても引き続き被災者の心のケアなど必要な施策を継続するとともに、福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求や風評被害対策も含め、適切な対応を継続されたい。

（危機意識の低下防止）

震災発生からまもなく10年となり、震災対応したベテラン職員が減少し、震災後に入庁した職員が3割を超える状況となるなど、危機意識の低下も懸念されることから、災害発生時に迅速に対応できる体制の堅持に努めるとともに、職員の震災の記憶を風化させず、震災の教訓が確実に後世に伝承されるような手立てを引き続き講じられたい。また、令和3年に延期された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」がまさに復興五輪となるよう、本県の復興状況やこれまでの多くの支援に対する感謝の気持ちを、様々な形で積極的に情報発信されたい。

（民間企業、NPO、ボランティア等とのパートナーシップの深化）

震災からの復興の過程において、県と民間企業、NPO、ボランティアなどとのパートナーシップが拡大してきている。今後も、被災者の心のケアのほか、震災による移転や災害公営住宅における孤立化防止や新たな地域コミュニティ構築、地域おこしや移住・定住に向けた取組などにおいて、県以外の主体が担い手として大変重要であるとともに、人口減少・少子高齢化社会を迎えた状況においては、持続可能な行政経営という観点からも、民間企業のノウハウ等の活用は重要不可欠である。今後も、これまで蓄積されてきた関係性やノウハウ、仕組み等を維持、継承、発展させながら、パートナーシップの一層の深化を図られたい。

対応の状況

【担当：企画部 オリンピック・パラリンピック大会推進課】

《取組内容》

- 内閣官房や復興庁、大会組織委員会などに対して、延期となっても東京2020大会が復興五輪の意義に沿った大会となるよう協力を要請した。（継続）
- 大会延期前に決定したリレールートを基本として、延期後に新たに完成した道路や施設等に応じてリレールートを一部変更した。（継続）
- 東日本大震災の伝承や復旧・復興に関する情報を発信する「語り部ボランティア」を本県都市ボランティアの役割に設定するほか、復興五輪として都市ボランティア全員が体现していけるよう育成を進める。（継続）

《成果（取組結果）》

- 仙台駅において「復興ありがとうホストタウンの展示PR」（内閣官房）を行ったほか、聖火リレーのスタートに合わせて在京海外メディアを対象とした「メディア招聘ツアー」（復興庁）の実施、大会時に来日したメディアに向けた「東日本大震災からの復興の取組に関するメディアガイド」（大会組織委員会）の制作等を行った。また、当県制作の「復興支援感謝映像」について、大会1年前となる7月に都内私鉄の車内ビジョンにおいて放映し、復興支援に対する感謝の意を伝えた。
- リレールートは、延期前と同様に沿岸15市町の震災遺構や復興を象徴するような施設などを盛り込んでおり、また、聖火ランナーも延期前と同じランナーが走行することで調整した。
- 「語り部ボランティア」の活動場所の一つとして仙台駅東ロシャトルバス乗り場に近接する施設に活動場所を確保し、語り部ボランティア自身の体験や思いを発信する活動を行うことにした。併せて震災のパネル展示も予定しており、震災の風化防止に向けた枠組みを設定した。

《今後の課題》

大会競技が県内で行われるなど、またとない機会であるオリンピックへの県民の積極的な参画や気運醸成に向け、積極的な広報活動を展開し、周知を図っていく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

- 組織委員会主催による東北復興をテーマとした大規模文化イベントの開催や、被災地の生徒が制作に参加した「復興のモニュメント」の県内設置、本県主催による宮城スタジアム周辺での「おもてなしイベント」の開催など、復興五輪を体現するイベントを予定していることから、復興五輪の意義に沿った内容となるように各機関と連携して実施していく。
- 組織委員会のガイドラインに基づき、セレモニー会場や沿道での新型コロナウイルス感染症対策を実施していく。
- 都市ボランティアへの研修を再開するとともに、「語り部ボランティア」への個別研修も実施して大会に臨み、都市ボランティア各々がより充実した活動となるよう取組を進める。

【担当：企画部 地域振興課】

《取組内容》

被災地で復興支援に取り組むNPO等民間団体に対して、活動資金の助成や自立的・継続的活動に向けたアドバイザーの派遣等を行ったほか、復興支援専門員を設置して、被災地に向いて情報収集及び施策の周知や活用助言を実施するとともに、市町が設置する復興支援員に対して、研修会の開催等により活動のサポートを行った。（継続）

《成果（取組結果）》

53団体の活動への助成により、被災者の多様なニーズに柔軟に対応できる民間団体の人脈やノウハウを活用して、被災地のまちづくりやコミュニティ形成、地域おこし活動など被災地の復興と被災者の生活環境の改善が図られるとともに、全助成団体に対する年2回の公認会計士による会計検査や2団体へのアドバイザー派遣により、団体の運営面での育成強化が図られた。また、復興支援専門員の活動を通じて、復興に携わる様々な主体と良好な関係を構築したほか、復興支援員に向けた8回の研修会や意見交換会の開催及び震災後10年間の復興支援活動を総括するみやぎ地域復興ミーティングの開催により、関係者間の広域連携を促すとともに、県内の復興支援活動の活性化が図られた。

《今後の課題》

震災後10年を経過したが、復興の進捗度合いは地域によって様々であり、今後も民間団体の取組に期待される役割が大きいことから、地域の復興や被災者のために必要な取組を継続できるよう、復興の完了に向けて支援を継続するとともに、こうした民間団体が自立的かつ持続的に活動していくことが可能となるよう、運営基盤の強化や多様な主体間の連携の機会提供などに取り組んでいく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

NPO等民間団体への助成は、復興完了のために今後も必要となる地域コミュニティ形成や心のケア等の被災者の個別課題の解決に向けて直接支援を行う活動等に対象事業の重点化を図るとともに、当助成金をはじめとする復興支援事業について、被災市町や関係者と連携を図り、必要な事業の見極めや支援のあり方等について検討していく。

【担当：復興・危機管理部 復興・危機管理総務課】

《取組内容》

毎年開催する6・12宮城県民防災の日総合防災訓練において、訓練の想定を東日本大震災級の地震及び津波災害とし、災害対策本部事務局体制の強化と対応手順の確認を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

新しい災害対策本部事務局体制や制度に基づく対応を訓練で実践するとともに、訓練の振り返りを通じて課題を確認し、災害対策本部事務局体制や各種マニュアルの見直しを行った。

《今後の課題》

訓練により対応手順等は確認できるものの実災害時の混乱等の再現はできないため、東日本大震災時の対応状況を知り訓練に反映できる職員が少なくなることで訓練の実効性を

確保することが難しくなっている。

《令和3年度以降の取組》

新しい部が創設され、災害対策本部事務局の体制を見直すとともに、より実効性のある対応マニュアルの整備に努める。

【担当：復興・危機管理部 復興支援・伝承課】

《取組内容》

東日本大震災からの復旧・復興過程で得られた職員等の経験や教訓などを次代に伝承するとともに、今後発生が予想される様々な災害対応における活用を想定して、震災対応に関する主要なテーマに係る職員インタビュー調査を通じた報告書等の取りまとめを行っている。(継続)

《成果（取組結果）》

インタビュー調査においては、現在の担当者をはじめ、震災対応の経験が無い若手職員など広く聴講者を募ることで、直接生の声を聞ける効率的な伝承の場とできることから、積極的に募集をかけ、令和元年度実施と比較して倍以上の聴講者に参加してもらうことができた。

《今後の課題》

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の進め方に配慮が必要な状況にある。一方で、時間の経過とともに対応 職員の中でも当時の記憶の風化が進んでいくほか、当時活躍した職員が定年退職していく状況もある。

《令和3年度以降の取組》

コロナ禍の状況は引き続いていますが、実施可能なテーマからできる限りインタビュー調査を実施するとともに、広く聴講者を募り、今後も直接伝承できる場の創設に努めていく。

【担当：復興・危機管理部 原子力安全対策課】

《取組内容》

1 測定・公表

○きめ細かな放射線・放射能の測定（継続）

「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を毎年度改訂し、総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施する。

・放射線の測定

生活環境を中心に、モニタリングポスト（40か所）による連続監視、携帯型放射線測定器等による随時測定、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定（R1 1,431か所、R2 1,381か所）など、空間放射線率の測定を幅広く行い、放射性物質の広域的な分布状況と経時的な変化の把握に努める。

・放射能の測定

「食べ物・飲み物」から「産業活動に伴う環境や物」まで、広範囲にわたって放射性物質濃度の測定を実施している。「食べ物・飲み物」については、水道水の測定のほか、生産・流通・消費の各段階における食品検査を実施する。また、住民から持ち込まれた自然採取の山菜やきのこ、自家栽培野菜については、市町村が測定できるよう、測定機器の配備と技術研修を実施する。

○県民及び国内外への正しい情報の発信（継続）

放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」を令和元年度にリニューアルした「みやぎ原子力情報ステーション」により、情報を一元化し、正確な情報を、よりわかりやすく発信する。また、県民を対象としたセミナー等の開催、みやぎ出前講座への講師派遣、電話相談窓口の開設、各種広報誌への掲載やパンフレットの配布などを通じ、放射線・放射能等の理解の促進に努める。

2 除染

○市町村への支援（継続）

除染は平成29年3月で完了したが、除去土壌等の処分が課題となっていることから、現在除去土壌等を保管している7市町のニーズを把握して国に要望するとともに国と連携しながら、市町へのきめ細やかな支援を継続する。また、国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令やガイドラインの早期提示を求める。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援（継続）

農林水産業や商工業等の出荷制限や風評被害などによる営業損害について、電話相談窓口で民間事業者等からの相談等を受けるほか、東京電力の賠償窓口や国の原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターの紹介や、仙台弁護士会等と連携した個別無料相談会の開催などにより、損害賠償請求を支援する。

・個別無料相談会の開催

目的：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等が、法的アドバイスを受けることで円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会等と連携して各圏域で個別無料相談会を開催するもの。

4 その他

○東京電力福島第一原子力発電事故被害対策基本方針の改訂及び同実施計画（第4期）の策定（新規）

原子力発電所事故の被害等に対する総合的な対応を図るため、「宮城県震災復興計画」に合わせて平成23年度に策定した基本方針について、令和2年度に復興計画が満了となることから、状況の変化も踏まえて改訂するとともに、基本方針の目標を達成するための実施計画についても、基本方針の改訂に合わせて新たに第4期計画を策定する。

○多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）への対応（新規）

東京電力福島第一原子力発電所内で発生した放射性物質を含んだ水を処理した水、いわゆるALPS処理水の取扱いについて、国では基本的な方針を策定、公表するものとしているが、処理水が放出されると、我が県においても風評被害を受ける懸念があることから、これに関する必要な対応を行う。

《成果（取組結果）》

1 測定・公表

○きめ細やかな放射線・放射能の測定

・放射線の測定

県独自で、または市町村及び国等の関係機関と連携し、モニタリングポスト、携帯型測定器や走行サーベイ等によるきめ細やかな測定を行い、県内の生活環境に問題ないことを確認した。

・放射能の測定

住民が持ち込んだ自家栽培野菜等については、市町村が主体となって、県が貸与した機器を用いて測定を行い、その結果を住民に伝えたほか、降下物、大気浮遊じん等については、県が測定を行い、問題がないことを確認した。

○県民及び国内外への正しい情報の発信

県民の不安解消等のため、「みやぎ原子力情報ステーション」、「放射線・放射能に関するセミナー」、令和2年度から新たに取組んだ「車座形式による研修会」や放射線・放射能に関する相談窓口・パンフレット等により放射線や放射能の測定結果や放射線等に関する情報提供を行い、理解の促進を図った。

2 除染

○市町村への支援

丸森町で実施される除去土壌等の処分に係る実証実験の説明会に出席し、町や国の考えや動向について情報収集するとともに、いまだに国において除去土壌の処分基準を定める省令やガイドラインが策定されなことから、引き続き国に対し、早期提示されるよう政府要望を行った。また、亘理町で汚染状況重点調査地域の指定解除の希望が出されたことから、町や国と協議・連携して、解除に向けて取り組んだ。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

・個別無料相談会の開催

実施時期 令和2年10月、2回開催（県内1圏域（大河原））

参加者等 延べ3組4名が参加

成果の概要 参加した民間事業者等のアンケートで「参考になった」との評価を得た。

4 その他

○東京電力福島第一原子力発電事故被害対策基本方針の改訂及び同実施計画（第4期）の策定

県内の業界、自治体等62の団体で構成する「みやぎ県民会議幹事会」の会員から聴取したアンケート、実施計画（第3期）の関係各課室による事業評価及び専門家からの意見を踏まえ、知事をトップとした「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部会議」での承認を経て、令和3年3月1日付で基本方針の改訂及び同実施計画の策定を行った。

○多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）への対応

・政府要望の実施

「令和3年度国の施策・予算に関する提案・要望書」において、ALPS処理水の取扱いについて丁寧かつ慎重な検討を行い、基本的な方針の公表に際しては、風評被害対策等への丁寧かつ十分な取組を併せて公表するなど、国は責任を持って万全の対策を講じるよう要望した。

・国への意見具申

令和2年9月において国が開催した「多核種除去設備等処理水の取扱いに係る関係者の御意見を伺う場」において、遠藤副知事から、丁寧かつ慎重に取り組むことや、正確な情報を継続的に発信すること、国民的な議論による方針決定を求める旨を意見した。

《今後の課題》

1 測定・公表

○放射線・放射能の測定

除染の実施、放射性物質の物理的減衰等により県内の空間放射線量率は低下し、農林水産物の放射性物質濃度の基準値超過の割合についても年毎に減少してきているものの、きのこや山菜などの林産物、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣に出荷制限が残っていること、また、新たに、気仙沼市と南三陸町の野生キノコについて、国から出荷制限指示が出された。

○県民や国内外への正しい情報の発信

電話相談窓口の相談件数は年々減少しており、県民の不安は概ね収束傾向にあると考えられるが、未だに県民から不安が寄せられている。

2 除染

○除染に伴い生じた除去土壌については、処分に関する省令やガイドラインなどの基準が未だに定められておらず、現在も7市町で用意した仮置場などで、引き続き保管されている。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

個別無料相談会への参加者は、事故直後と比べると年々数は減ってはきているものの、東京電力との直接交渉が進展しない請求者から、賠償を受けるための他の方法についての相談が引き続き寄せられている。

4 その他

○東京電力福島第一原子力発電事故被害対策基本方針の改訂及び同実施計画（第4期）の策定

基本方針及び同実施計画により対処する課題については、放射性物質に汚染された廃棄物等や風評に関するもので、改訂前の基本方針や以前の実施計画においても取り組んできたものの、解決は容易ではない。

○多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）への対応

国では「適切な時期に政府として責任を持って処分方法を定める」と表明していたが、令和3年4月に、2年後を目途に福島第一原子力発電所の敷地から海洋放出することとし、併せて風評を発生させない取組や風評影響が発生した際の取組などの基本方針を決定した。また、それを受け同月、東京電力ホールディングス株式会社が事業者としての対応方針を発表した。これまで政府要望などを通じて、処理水の処分に関しては国民や国際社会の理解が得られるよう丁寧かつ慎重に、国民的議論の下で方針を決定するよう求めてきたが、現在のところ、国民の理解が十分に得られているとは言いがたい状況にある。

《令和3年度以降の取組》

1 測定・公表

○実態に応じた放射線・放射能の測定の検討と正確で迅速な測定結果の公表

空間放射線量率や放射能濃度が低下してきていることから、引き続き測定のあり方を検討するとともに、正確で迅速な測定結果の公表を行っていく。

○県民や国内外への正しい情報の発信

ポータルサイトやパンフレットの内容を見直しして、正確で分かりやすい情報発信に努めていくとともに、車座形式による研修会を充実させることにより、放射線や放射能に対する一層の理解の促進を図っていく。

2 除染

○除染は平成29年3月で完了したが、除去土壌等の処分が課題となっていることから、国や7市町を参集して情報収集・意見交換を行い、課題解決に寄与する場として、平成23年に設置した「除染対策連絡会議」を開催し、市町を支援していく。

○引き続き国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令やガイドラインの早期提示を求めるとともに、その処分が進むよう、今以上の積極的な関与について要望していく。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう、引き続き仙台弁護士会等の協力を得て個別無料相談会等を開催するとともに、福島県に近い白石市や丸森町、本年度に野生きのこの出荷制限指示を受けた気仙沼市や南三陸町で実施するなど、開催場所について配慮することや、潜在的にいると思われる損害賠償の請求権に関する情報を認知していない民間事業者等に向けて、原子力損害賠償法による賠償請求制度を総合的に認知してもらえるよう、個別無料法律相談会の案内チラシの裏面にその仕組みを記載し、賠償請求に繋げてもらえるようにするなど、事業者等の損害賠償請求をきめ細やかに支援していく。

4 その他

○東京電力福島第一原子力発電事故被害対策基本方針及び同実施計画（第4期）の改訂

基本方針及び同実施計画の進捗状況を把握するとともに、状況を踏まえ、必要に応じて改訂を行っていく。

○多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）への対応

令和3年4月に政府の基本方針等が決定されたことに伴い、国及び東京電力に対し緊急の要望・要請を行い、海洋放出以外の処分方法も引き続き検討しながら、国民・国際社会の理解醸成に向けた取組強化や、新たな風評を生じさせないための取組などについて、速やかに県の考えを申し入れる。また、国及び東京電力に対し責任ある対応を継続的に申し入れる必要があることから、県内関係団体の切実な思いや、様々な懸念などの意見を集約するための場を設置し、関係団体等の思いの実現に向けて強く申し入れを行っていく。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- 多様な主体とのパートナーシップの確立を推進するため、公募委員2名を含む宮城県民間非営利活動促進委員会を開催し、学識経験者、市町村の代表者、企業、NPO関係者、県民など幅広い分野の委員から、民間非営利活動（以下、NPO活動）の促進に係る施策・事業の実施について意見を聴取した。（継続）
- NPO活動の促進に関する基本的な計画である「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」（以下、基本計画）の策定に当たっては、パブリックコメントの実施だけでなく、促進委員会委員と県内で活動するNPOから県内のNPOを取り巻く現状と課題について意見を聴取する機会を設け、今後取り組むべき施策や事業に反映させた。（新規）
- 復興・被災者支援を行うNPO等と他団体等の結びつく力（絆力）を強化し継続した支援につなげるため、NPOと多様な主体とがともに集い、交流できる機会を創出することにより、連携の強化に努めた。また、NPO等が継続して復興・被災者支援を行うため、協働による効果的な復興・被災者支援活動に取り組んできたNPOの事例を情報収集し、今後の活動に役立つ情報を冊子にまとめて提供した。（継続）
- NPO活動を促進する中核機能拠点である「みやぎNPOプラザ」を運営するとともに、「みやぎNPOプラザ」と県内のNPO支援施設の連携を強化し、多様な主体との連携によるNPO活動が図られるよう、NPO支援施設の活動支援、人材育成、協働事業を実施した。（拡充）
- NPOの運営基盤を図りながら、NPOと多様な主体との連携を促進するため、「プロボノ」（※）の普及啓発セミナーを実施した。（継続）
※プロボノ：自らの経験や職業上の知識・スキルを生かして社会貢献するボランティア活動全般のこと

《成果（取組結果）》

- 促進委員会を5回開催したほか、任意の委員勉強会を3回開催し、NPO活動に係る県の施策や事業について広く意見を聴取する機会を設け、新たな基本計画の施策や事業に反映させた。
- 石巻地区、気仙沼地区及び仙台地区において、地域でのつながりや新たな関係が構築されるような交流会を開催し、復興・被災者支援に取り組む団体の活動を紹介するとともに、復興・被災者支援を行うNPO等と他団体等との交流を深める取組を実施した。
- 「みやぎNPOプラザ」が実施する県内のNPO支援施設12施設の活動支援や各地域のニーズを踏まえた協働事業の実施を通して、施設間のネットワークを強化し、各地域におけるNPO活動の基盤づくりを図った。
- NPOや企業、行政職員を対象とするプロボノオンラインセミナーを開催し、地域の課題解決の担い手であるNPOのプロボノ事例の紹介を通して、多様な主体との協働の必要性について理解の拡大を図った。

《今後の課題》

- 復興の進捗状況に地域差が出ていること、地域や被災した方々の個別課題が多様化していることから、今後もNPOによりきめ細かい把握や取組が必要とされており、NPOが果たすべき役割は大きいと捉えているが、県内のNPOの多くは、依然として運営基盤がぜい弱であり、団体の組織運営や資金調達などの基盤強化へ向けた取組が求められている。
- NPOとの協働をより一層推進するため、引き続き、NPOに対する理解を促進するとともに、市町村、企業、教育機関等との連携強化が必要となっている。

《令和3年度以降の取組》

- 引き続き、復興・被災者支援に携わるNPOの活動成果の情報発信や交流機会の創出に努め、NPOに対する理解醸成を図り、県民や企業など様々な主体の積極的な支援や協働の取組につなげる。
- 「みやぎNPOプラザ」による県内各地のNPO支援施設の育成支援を継続し、情報の集約やノウハウの共有などにより、各施設がNPO活動支援を効果的・効率的に実施できるよう、連携を強化する。
- 「プロボノ」によるNPOの運営基盤強化を進めるとともに多様な主体との連携を図ることを目的とし、NPOや企業等を対象とした普及啓発セミナー及び交流会を開催する。
- 令和3年3月に策定された「仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想（宮城県民会館と宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化）」を踏まえ、より効果的な活動の促進に向けた多様な主体との連携・協働の取組が実施できるよう検討を進める。

【担当：保健福祉部 子ども・家庭支援課】

《取組内容》

令和元年度に引き続き令和2年度においても、子どもから大人までの切れ目のない支援を行うため、大人と子ども双方の心のケアに精通した専門家が配置され、被災地の関係機

関とのネットワークが確立されており、各地域に設置された活動拠点から支援要請に柔軟に手厚く対応できる機関である「みやぎ心のケアセンター」に子どもの心のケアに関する事業を委託した。(継続)

《成果（取組結果）》

みやぎ心のケアセンターにおいて、子どもや保護者からの相談対応のほか、市町村、保育所、学校等に児童精神科医や臨床心理士、保健師等の専門職を派遣し、コンサルテーション等を行ったほか、心のケアに関する研修会を実施した。

○令和2年度の実績

- ・相談事業 述べ431件
- ・専門家派遣事業 262回
- ・研修事業 31回

《今後の課題》

地域において支援を継続できるように、支援者支援の充実を図る必要がある。

《令和3年度以降の取組》

引き続き、子どもから大人まで切れ目のない支援を継続できるように、みやぎ心のケアセンターにおいて子どもや保護者を対象とした相談対応を行うほか、地域の支援者の育成を目的としたコンサルテーションや研修等を実施していく。

【担当：保健福祉部 精神保健推進室】

《取組内容》

- みやぎ心のケアセンターの運営（継続）
- 仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施（継続）
- 精神保健福祉センターにおける依存症及び自死、ひきこもりに関する相談支援等（継続）
- 保健所の精神保健福祉相談やアルコール関連問題等の専門相談（継続）
- 心のケアの取組の方向性について沿岸市町、県機関、みやぎ心のケアセンター等関係者による協議の実施（継続）

《成果（取組結果）》

- みやぎ心のケアセンターの運営
専門職による住民支援（令和2年度：対面相談3,793件 電話相談2,398件）、メンタルヘルス講演会・サロン動等による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修会の開催等、保健所、市町、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。
- 仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助
訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（令和2年度：対面相談2,220件 電話相談2,003件）等を実施した。
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施
精神科医療機関等2団体に委託し実施した。
（令和2年度：訪問1,057件 電話相談1,115件 個別支援会議2,420件 関係機関調整65件）
- 県精神保健福祉センターの相談支援等の実施
薬物、アルコール、ギャンブルなどについての本人や家族の相談支援や家族教室の他、県精神保健福祉センター内に設置した「宮城県自死対策推進センター」、「宮城県ひきこもり地域支援センター」や、NPO法人に委託している「宮城県ひきこもり地域支援センター南支所」において、自死、ひきこもりに関する相談支援等を実施した。
- 保健所の精神保健福祉相談、アルコール関連問題やひきこもり等に対応する専門相談の実施
- 「令和3年度以降の宮城県の心のケア取組方針」の策定
令和3年度以降の体制を踏まえ、市町・保健所・精神保健福祉センター・心のケアセンター等とともに、被災者の心のケア対策の在り方や将来的な地域精神保健福祉への移行の検討を実施し、被災地の現状と課題を踏まえた「令和3年度以降の宮城県の心のケア取組方針」を策定した。

《今後の課題》

被災者の生活再建が本格化する中で、支援を必要とする被災者の心の健康に関しては、度重なる生活環境の変化や家族機能の低下などの背景の多様化や、アルコール関連問題やひきこもり、生活困窮など複数の問題が絡み複雑化している。

今後は、幅広い生活支援を含めた支援が必要となるため、身近な住民同士のつながりや保健・福祉に関する相談やサービスなどを活用した支援体制づくりなど、様々な関係機関

との連携による支援が必要であるとともに、住民への支援や対応困難な事例に関わる支援者への専門的な助言等が必要となることから、支援者支援の体制強化が求められる。
また、沿岸部地域では、もともと心のケアを担う専門職員が不足していたことに加え、市町でも震災後に採用された保健師等が増加していることから、市町の活動を支える県機関の支援体制の強化と人材育成と確保の取組が必要である。

《令和3年度以降の取組》

震災による心の問題は長期にわたることから、引き続き心のケアセンターを中心として、保健所や市町、関係機関・団体等とより一層の連携を図り、子どもから大人までの切れ目のない支援を継続していく。

そのために、「令和3年度以降の宮城県の心のケア取組方針」に基づき、年齢や地域による切れ目のない支援に取り組むために、これまで取り組んできた被災地の心のケア対策を、円滑に地域精神保健福祉へ移行するため、市町・保健所・精神保健福祉センター・心のケアセンター等とともに具体的に検討を行う。

また、継続した心のケアが必要であり、長期的かつ安定的な事業の実施が可能となるよう、確実な財源措置を国に要望していく。

【担当：経済商工観光部 観光政策課】

《取組内容》

- 令和元年度では、昨年度に引き続き通年観光キャンペーンを展開し、一年を通して魅力ある仙台・宮城の観光素材を多数発信した。(継続)
- 被災地を訪れる(訪れたい)人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置・運営し、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアー、教育旅行などの希望に対して情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行っている。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。(継続)
- 福島第一原子力発電所事故による風評被害の損害賠償については、東北電力株式会社から提示された内容に対して観光事業者から批判や不満の声があったことから、賠償地域の追加、指針の見直しや賠償請求に当たり観光事業者に負担を強いることがないよう政府要望を継続的に行ってきた。(継続)

《成果(取組結果)》

- 震災後大きく落ち込んだ観光客入込数については、観光キャンペーンによる誘客促進等に取り組んできた結果、令和元年は6,796万人となり、東日本大震災前の平成22年を上回り過去最高を記録した。(平成22年比110.9%、前年比105.8%)
- 「みやぎ観光復興支援センター」は平成23年度から令和2年度までに累計で1,290団体45,759人、「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」は平成25年度から令和2年度までに472団体29,699人のマッチング実績を上げた。平成27年度からは両センターの運営体制を一本化しており、令和2年度は新型コロナウイルスの影響によりボランティアツアーのマッチングは0団体、教育旅行については27団体1,773人のマッチングとなった。初回マッチング以降は、訪問希望者と受入先との直接調整が増加していることもあり、新規のマッチング件数は横ばいとなっている。
- 東京電力ホールディングス株式会社は、中間指針や独自の賠償基準に合致しない損害への賠償には未だ消極的である。

《今後の課題》

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光需要が大きく落ち込んでいることから、感染収束後における早期回復に向けた観光需要喚起策を講じる必要がある。
- 震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきており、復興状況の情報を的確に収集・発信していくことが求められる。また、ボランティアツアーや教育旅行のマッチング件数が落ち着いてきた一方で、教育旅行に関してはニーズの内容が細分化・高度化し、よりきめ細かな対応が求められてきている。
- 放射能に対する反応が顕著な韓国や香港など一部の国からの外国人観光客宿泊者数が震災前の水準に回復しておらず、依然として風評が十分に払拭されていない状況である。また、今後、東北電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水が海洋放出された場合、更なる風評被害も懸念される。

《令和3年度以降の取組》

- 市町村や地域の観光事業者等と密に連携を取りながら、感染収束後の観光需要の回復に向けた取り組みを実施していく。
- 令和3年度の事業規模は、現状を維持しつつ、上記課題に対応するため、情報収集・発信能力の維持と教育旅行ニーズへの対応の充実を図り、両センターの一体運営による効果を最大限に引き出す。
- 風評被害に係る観光業への影響は長期間に渡って現れることが見込まれるため、公正・適正な賠償について、国が東京電力ホールディングスに対して強い指導を行うよう引き続き要望していく。

【担当：経済商工観光部 国際ビジネス推進室】

《取組内容》

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないよう万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいるが、いまだに中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が行われている。

このため、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性の信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や

厳しい規制を続けている韓国、台湾などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求め、在外公館、ジェトロ、J N T Oなどの関係機関と連携した取組や、国が主体となって積極的に各国メディアを活用するなど、正確で適切な情報発信を継続して実施するよう国に対して政府要望を行った。(継続)

また、韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤ等については、規制していない国への輸出や国内の消費拡大について、国の積極的な支援を求めた。(継続)

《成果（取組結果）》

政府要望に対しては、国において、多様な魅力や正しい情報を海外に発信するための予算を措置いただいた。

《今後の課題》

中国や韓国など、諸外国による農林水産物等の輸入規制が未だ行われている。

《令和3年度以降の取組》

国に対して引き続き、正確で適切な情報発信を継続して実施するよう、政府要望を行っていく。

【担当：農政部 農村整備課】

《取組内容》

東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農地海岸保全施設等について復旧工事を行い、早期営農再開を図る。特に被害が甚大な地区については、復興交付金を活用した農地の再編整備や排水機場等の整備を行い、地域農業の復興を図る(継続)。

《成果（取組結果）》

東日本大震災の津波により、約 14,300ha の農地が浸水し、そのうち農地の復旧や除塩対策を必要とする面積は、約 13,000ha となっている。農地の復旧や除塩対策については、令和3年3月末現在で全面積の復旧が完了し営農再開が図られた。

また、排水機場(対象47施設)及び農地海岸(対象98箇所)の復旧についても全て完了し、計画どおりの事業進捗が図られた。

復興交付金を活用した農地整備事業については、令和3年3月末現在で、受益面積約 5,245ha の全ての区画整理工事が完成し全農地を農家に引き渡す等、予定どおりの事業進捗が図られた。また、「新たな標準区画(2ha)」として整備方針を策定、実施し、より効率的かつ永続的な農業の展開を目指すなど、各種取組を推進してきた。

土地利用の整序化については、換地の手法を活用して農用地・非農用地エリアが確定され、市町の土地利用計画の策定が図られた。

《今後の課題》

農地整備事業の一部地区については、令和3年2月13日の福島県沖を震源とする地震に係る農地・農業用施設の復旧工事や営農上の不具合を解消する工事への対応、並びに換地業務の遅れにより令和3年度に事業計画期間が延長されたが、同年度内に事業を確実に完了させるためには、地区毎の綿密な工程管理と生じる問題を迅速に解決することが重要である。

農地整備事業の実施地区における土地利用の整序化については、市町の復興まちづくり計画を踏まえた土地利用計画の実現について、関係機関と連携を図りながら支援する必要がある。

《令和3年度以降の取組》

農地整備事業については、事業の進捗具合を地区毎かつ定期的実施する進捗ヒアリングで確認するとともに速やかに問題解決を図りながら、早期の事業完遂に取り組む。

また、今後も基盤整備を契機とした競争力のある経営体の育成や整序化した土地の利用調整を進め、市町の復興まちづくりの実現に取り組んでいく。

【担当：農政部 食産業振興課】

《取組内容》

県産農林水産物の放射性物質検査を継続するとともに、迅速でわかりやすい情報提供と、イベントや各種媒体を活用したPR活動を実施し、県産品の信頼回復と消費拡大に努めた。(継続)

主な事業については、以下のとおり。

【「食料王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

・情報誌でのPR、各種イベントの開催・出展によるPR等を通じて、宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図った。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

・県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間、関係団体が実施するメディアの活用等の事業に補助することにより、PR活動等を支援した。

《成果（取組結果）》

【「食料王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

・各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い、県産品のイメージアップを図った。

■ユーチューバーを活用した情報発信

・発信力のあるユーチューバーを活用し、ブランド食材「仙台牛」の動画を制作、その魅力を発信した。

■情報誌を活用した情報発信

・消費者及び実需者をターゲットとした情報誌に県産品PRの広告記事を掲載した。

■県産食材のPR及び消費拡大

・首都圏の料理人、飲食チェーン店の仕入れ担当者等の実需者を対象とした生産地視察を実施した。

■グルメサイトを活用した情報発信

・「デリッシュキッチン」に県産食材を使ったレシピ配信を行った。

■県産食材を使用した飲食店フェア等の開催

・首都圏の飲食店で夏・冬に開催した。

■東京アンテナショップを活用したイベントの開催

・宮城ふるさとプラザにおいて、県産品や生産者の紹介及び首都圏消費者が選ぶ宮城県産品コンテストなどのイベントを実施した。

■県外物産展を活用した消費体験の促進

・県外物産展開催地（横浜・東京・名古屋・広島・愛知・千葉）において、県産品イメージ向上広告を掲出し、県産品の購入意欲を高めた。

■宮城県産園芸特産物に関する調査・PR等

・北海道内において「宮城県産イチゴ」の市場分析及び動向調査を行うとともにプロモーションを実施した。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

・各団体が行う県産農林水産物等のPRや販路開拓に向けた事業に補助を行い、県産農林水産物等のイメージアップを図った。

■各団体への補助

・農業関係団体等の2団体が実施する2計画に対して、補助を行った。

《今後の課題》

消費者庁のアンケートによれば、風評は払拭されておらず、今後も継続的に事業を展開していく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

引き続き、放射性物質検査を実施し、その結果を情報提供するとともに、県産品の魅力をより伝えられる効果的な広報手法等を検討し、取組を継続していく。

【担当：水産林政部 水産林業政策室】

《取組内容》

円滑な事業の執行のため、①綿密な進捗管理、②マンパワー不足を補うための工事監督等の外部委託を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

漁港、治山各分野において、事業箇所ごとの課題把握やその解決に向けた会議・検討会を定期的に行ったほか、事業費全体に占める契約率や執行率の管理に努めた。また、マンパワー不足への対応として、工事積算や監督業務を外部委託したほか、市町や関係機関等との事業調整についても必要の都度行った。

《今後の課題》

東日本大震災の発生から10年が経過したが、未だ課題を抱える事業箇所もあることから、復興の完遂に向け、市町等とも連携し、その解決に向けて取り組んでいく必要がある。また、他自治体からの派遣職員が減少する中、工事監督等の外部委託も積極的に活用し、計画的な事業推進を図る必要がある。

《令和3年度以降の取組》

令和3年度での事業完了を目指し、引き続き、事業の進行管理により個別事業箇所の課題把握と早期解決に努めるとともに、工事監督等の外部委託によりマンパワー不足を補い、事業の円滑化を図る。

【担当：土木部 土木総務課】

《取組内容》

事業進行管理による復旧・復興事業の着実な執行（継続）

《成果（取組結果）》

事業進行管理委員会や幹事会、重点進行管理部会を開催し、各課室及び地方機関との連携を強化しながら、用地取得や工事執行時期の目標を明確にした執行計画を策定した。また、事業執行に当たっては、予算全体の執行管理とともに、事業ごとの工事進捗状況の可視化と情報共有化、事業進捗に向けた課題把握と迅速な対応の実施など、きめ細かな進行管理を行った。

その結果、令和3年2月に発生した福島県沖地震による手戻りがあったにもかかわらず、令和2年度末の復旧・復興に係る明許繰越額は約626億円と前年度（約868億円）に比べ約242億円の減少となり、復旧・復興事業を着実に進めることができた。

《今後の課題》

令和3年度に繰り越した復旧・復興事業の完遂に向けて、確実な予算執行と情報共有の徹底による懸案事項の早期解決を図るとともに、さらにきめ細かな進行管理を行う必要がある。

《令和3年度以降の取組》

復旧・復興事業の確実な完遂に向け、徹底した事業進行管理を行う必要があることから、事業箇所ごとの課題の把握と早期解消を図るため、重点進行管理部会に替わり、当該事業に特化した復旧・復興事業等フォローアップ部会を設置して、重点的に進行管理を行う。

【担当：教育庁 義務教育課】

《取組内容》

- スクールカウンセラーの派遣・配置（継続）
 - ・県内全公立中学校（仙台市を除く）にスクールカウンセラーを配置，全市町村（仙台市を除く）に広域カウンセラーを配置し，域内小学校に派遣
 - ・教育事務所専門カウンセラーの配置（継続）
- 心のケアに係る研修会等の実施（継続）
 - ・心のケアに係る研修会，ケア宮城と共催した教職員等を対象とした研修会
- 心のケアに係る外部人材の活用（継続）
- 学校教育活動復旧支援員の配置（継続）
- 要望する市町村へスクールソーシャルワーカーの配置（継続）
- 「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の充実・拡充（継続）
- 補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施（継続・拡充）
- 不登支援等の実態や施策について、保健福祉部との間で諸会議等での情報共有（継続）

《成果（取組結果）》

- 県内全公立中学校（仙台市を除く133校）及び義務教育学校（後期課程）（1校）にスクールカウンセラーを配置（年間37回程度），全市町村（仙台市を除く）に，広域カウンセラーを配置し，域内小学校（全249校）及び義務教育学校（前期課程）（1校）に派遣（年間25回程度）した。また，市町村教育委員会や学校の要望に応じて，緊急派遣や追加派遣をした。
- 各教育事務所に2～4名の専門カウンセラーを配置し，年間70回の相談日において管内学校への巡回等も含めて児童生徒の状況を把握するとともに，教員・保護者等への相談を実施し，校内の教育相談体制の充実を図った。
- 心のケアに係る研修会等の実施（7回）
- 被災した児童生徒の心のケア，教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため，市町村に対し学校の教育活動を支援する支援員（15名）を配置した。（石巻市，塩竈市，大崎市，大河原町，女川町）
- 全市町村にのべ66名のスクールソーシャルワーカーを配置し，支援を行い，学校を外から支える体制の充実を図った。
- 教育庁内の「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」の情報共有を一層図るとともに，東部教育事務所及び大河原教育事務所内に設置した「児童生徒の心のサポート班」をはじめ，児童生徒や保護者への対応と併せて教職員への助言や学校の課題を解決するための相談窓口と訪問機能を持った学校を外から支える組織体制を構築し，保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化しながら取り組んだ。
- 東日本大震災に起因する心の問題や不登校，いじめなど，学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備に対する補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を28市町に対して実施した。（白石市，大河原町，塩竈市，七ヶ浜町，美里町，石巻市，気仙沼市，南三陸町（28年度設置），多賀城市，松島町，利府町，女川町，登米市（29年度設置），角田市，柴田町，富谷市，加美町，涌谷町，東松島市（30年度設置），蔵王町，川崎町，丸森町，名取市，岩沼市，亘理町，山元町，大崎市，栗原市（令和元年度設置））
- 不登校の課題等の実態や施策について，子どもの心のケア対策会議や青少年の健全な育成に関する諸会議等において，保健福祉部との情報共有を行った。

《今後の課題》

○震災から9年が経過したものの，今後も児童生徒の学習状況や生活状況等を長期的に見守っていく必要があることから，発達の段階に応じた取組を継続して行っていくとともに，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほかに，保健福祉担当部局等の関係機関との緊密な連携による取組の一層の充実が必要となっている。

- 学校や市町村からのニーズは依然として高いことから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの有資格者の確保及び資質向上が課題である。
- 令和3年度以降段階的に現状の県内の教育相談体制を見直し、復興特会終了後も効率的・効果的な教育相談体制が構築されるよう検討していく。
- 教育機会確保法を踏まえ、全児童生徒が安心して教育を受けられるよう、個々の状況に応じた支援や学校における環境の確保等、教育機会の確保を総合的に推進する必要がある。

《令和3年度以降の取組》

- これまでの取組を継続し、被災地における児童生徒の心のケアや教職員等をサポートするため、「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の機能の充実を図り、保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化して取り組み、学校を外から支える体制を一層充実させる。また、児童生徒にとって魅力のある「行きたくなる学校」づくりを推進し、児童生徒のいじめ対策・不登校支援等生徒指導上の諸課題に対する未然防止や早期対応につながる取組を促進する。
- 「みやぎ子どもの心のケアハウス」の教育支援センター化に向け、「みやぎ子ども心のケアハウス運営支援事業」実施市町村への支援の在り方を検討する。
- 不登校の児童生徒や教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を図る「学び支援教室」の拡充を図る。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 県立高等学校へのスクールカウンセラーの通常配置。(継続)
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置。
また、配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる体制を整備。(拡充)
- 不登校・発達支援相談室(総合教育センター内)の開設、24時間子供SOSダイヤルの開設。(継続)
- 心のケア支援員の配置(継続)
- SNSを活用した相談の実施(拡充)
- 精神保健研修会の実施(継続)
- 学力状況調査(高1、2年生対象)による「震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態」等についての把握。(継続)

《成果(取組結果)》

- スクールカウンセラー 全県立高校(72校)に配置。被災沿岸地域の高校(5校)への特別配置。
相談件数 10,102件 教員との相談 6,775件
- スクールソーシャルワーカー 41校に配置
相談件数 1,622件
- 不登校・発達支援相談室 来所相談件数 540件 電話相談件数 1,161件
24時間子供SOSダイヤル 相談件数 1,572件(時間外業務委託分)
- 心のケア支援員 31校配置
生徒指導や教育相談に係る補助業務に当たり、教職員の負担軽減につなげる。
- SNSを活用した相談 LINEを活用した相談体制の整備。
登録者数 822人 相談件数 603件
- 精神保健研修会 8校に対し、延べ17回の校内研修等に講師を派遣。
- 学力状況調査(高1、2年生対象)による「震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態」等についての把握
令和2年度の学力状況調査結果から、震災後の心と体の安定については、学校生活への満足度や集中して勉強できている者の割合が前年度に比べて増加しており、安定した生活を送るようになってきていると判断される。

	1年	2年
毎日同じくらいの時刻に就寝している	86.2%(81.3%)	84.4%(80.4%)
体調はよい	92.2%(86.6%)	90.2%(85.0%)
熟睡ができています	80.5%(78.4%)	80.5%(76.7%)

学校生活に充実感や満足感がある	85.4 % (80.8 %)	77.3 % (73.5 %)
集中して勉強ができています	71.1 % (66.3 %)	66.6 % (58.8 %)

() 内はR1年度

《今後の課題》

- 心のケアに対応する人材のニーズが高まってきているが、本県では、被災という特殊な環境に係る留意を要する点で、高いスキルを有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び電話相談員等の確保が必要である。
- 震災から10年となるが、震災後の学習環境の整備の遅れや、家庭環境の変化などに起因する影響を児童期に受けた生徒を今後も丁寧かつ注意深く見守っていく必要があることから、長期的な視点に立ち、現在の取組を今後も継続していく必要があるが、予算として充当している復興予算の確保が不透明であり、今後の継続が難しくなっている。

《令和3年度以降の取組》

- SNSを活用した相談について、通年での相談期間を設定するなど、相談体制の充実に努める。
- SCやSSWの研修を充実させるとともに、学校への配置日数確保に努める。

【担当：教育庁 生涯学習課】

《取組内容》

家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境整備に取り組む。地域と学校をつなぐコーディネーター及び地域活動の支援者等の人材育成、協働教育の普及・啓発、子供の教育活動を支援する企業・団体等とのネットワーク構築、市町村への補助事業の実施を通して、各市町村における「地域学校協働活動」の充実を図るとともに、「地域学校協働本部」の組織化に取り組んだ。また、東日本大震災による被災地の自律的な復興に向けて、子供の学びを核とした地域住民のネットワークの構築と地域コミュニティの再生を図った。復興庁「被災者支援総合交付金」の交付対象事業「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業〈文部科学省〉」を活用。(継続)

《成果（取組結果）》

県内各地において、子供たちの安全な居場所づくりや体験活動、地域住民との交流活動等、地域の実情に応じた「地域学校協働活動」の充実が図られた。23市町村において、地域学校協働活動の推進組織となる66の「地域学校協働本部」が設置（令和2年7月1日時点）され、学校を核とした地域のネットワークが構築され、地域コミュニティの再生につながっている。

《今後の課題》

- 新学習指導要領の完全実施に向け、「社会に開かれた教育課程」の学校への啓発と、それを実現するための基盤となる組織体制の整備が必要である。
- 「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」は令和2年度が終期となる。令和3年度以降は文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（1/3国庫補助）への移行に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進が求められており、協働本部の整備と地域学校協働活動推進員の配置がさらに必要となっている。

《令和3年度以降の取組》

「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」は、「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」として、依然支援を必要とする自治体を対象に事業の継続が認められたほか、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」も活用しながら、地域と学校の連携・協働による子供の学習環境の好転に関わる取り組みや、震災の風化防止や復興に関わる学びを通して中・高校生及び大学生など若者の復興の担い手を育成し、地域コミュニティの復興促進を図る。

事項名：(9) 共生社会の形成と推進

意見の内容

(本県の取組状況)

本県では、「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を、「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき多文化共生社会の形成推進のための取組を、従来からそれぞれ進めてきたところである。さらに、障害を理由とする差別の解消を内容とする「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」及び手話の公的認知を内容とする「手話言語条例（仮称）」の制定を進めている。

(共生社会の形成と多様性への配慮)

これまで、共生社会の形成に向けて、男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、目指すべき目標を掲げ、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでおり、

また、多文化共生社会の実現のために、3つの視点で計画を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に実施している。さらに、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）の達成に向け、県施策を総合的に推進していくこととしており、国が優先課題に掲げる、あらゆる人々が活躍する社会の実現・ジェンダー平等の実現に向け注力されたい。

（男女共同参画の推進）

県では、平成13年に宮城県男女共同参画推進条例を施行し、平成15年に「宮城県男女共同参画基本計画」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきたところである。県庁内では、女性職員の割合は年々増加し、役職段階に占める割合も増えている状況である。また、審議会等の女性委員の登用割合も増加傾向にあり、さらには、男性の育児休暇取得率も年々増えているなど、一定の進展が見られる。

一方、男女雇用機会均等法が施行されて30年以上が経過し、女性の社会進出が進んではいるものの、県全体としては、女性がより活躍するための環境が十分であるとは言えない状況にある。

したがって、引き続き県庁内において、男女共同参画の一層の推進に努めるとともに、県の全ての事業において、男女共同参画の視点に配慮しつつ、女性がより活躍するための環境の醸成にも努められたい。

対 応 の 状 況

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- 宮城県男女共同参画施策推進本部会議を令和2年8月に開催し、本部長（知事）から、更なる女性委員の登用と男女共同参画の視点に配慮した事業の推進について、これまで以上に重要性を認識して、各部局長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示があった。（継続）
- 男女共同参画施策推進本部幹事会及び各部局主管課長会議を令和2年7月に開催し、審議会等への女性委員の登用状況の進捗状況等を議題とし、環境生活部次長から各部局に対し、目標達成に向け、更なる登用推進について依頼した。（継続）
- 庁内における審議会等への女性委員の登用状況について、登用推進が着実に図られるよう、各部局主管課へ情報提供し、情報共有を行っているほか、審議会等の委員候補の選任の際には、事前協議により進捗管理を実施した。（継続）
- 様々な分野で活躍している女性人材のリスト（「宮城県女性人材リスト」）を整備し、県や市町村の審議会等委員の選定の際に情報提供を行い、女性委員の登用を促進した。（継続）
- 男女共同参画推進のため普及啓発事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小や中止などを強いられたが、オンラインでのシンポジウムの開催や、地域や対象を限定するなどしてセミナーを開催したほか、NPO等地域団体との連携（新規）や市町村との共催により普及啓発を図った。（継続）
- 「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）についての相談対応を実施したほか、県や市町村、各種相談窓口の職員を対象としたLGBT講座を開催し、正しい理解・配慮について啓発活動に努めた。（継続）
- 「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、ホームページで認証企業の公表や取組を紹介したほか（継続）、認証企業向けセミナーを宮城労働局と連携して開催し、認証企業の取組照会と国の制度改正について説明の機会を設けた。（新規）また、保健福祉部との共同により、特に優れた取組をしている企業を「いきいき男女・ここに子育て応援企業」として知事表彰を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

- 「第3次宮城県男女共同参画基本計画（計画期間 H29~R2）」（「女性活躍推進法」で地方公共団体において策定を努力義務としている「推進計画」としても位置付け。）に基づき、12項目の目標値の達成に向け、各種施策を展開し、進捗状況及び施策の実施状況を取りまとめ、令和2年9月議会に報告し、公表した。
- 女性委員の登用については、様々な機会を通じて周知徹底を図った。登用の推進について全庁での浸透は図られ、令和2年4月1日現在の登用率については38.8%となった。
- 「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、令和2年4月1日以降の入札公告から「宮城県建設関連業務総合落札方式」の評価項目（価格以外）として認証制度が追加され、認証制度の認知度が更に向上し、令和2年度末の認証企業数は429社（うち新規認証132社）となり、昨年度比（308社）で121社と大幅の増加となった。
- 「第3次宮城県男女共同参画基本計画」の計画期間が令和2年度末で終了することに伴い、これまでの取組の実績や課題、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、本県の男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「第4次宮城県男女共同参画基本計画（計画期間 R3~R7）」を令和3年3月に策定し、SDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成にも寄与することとしている。

《今後の課題》

- 県内における男女共同参画社会づくりの取組は、全体的として着実に広がりを見せているが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等には根強いものがあり、県内全域に浸透しているとは言えない状況にある。
- 「宮城県男女共同参画基本計画」に基づき、目標値の達成に向け、各種施策を展開する必要がある。特に「女性委員の割合45%」を達成するため、委員の推薦を依頼してい

る団体の一層の理解促進や委員候補となる女性人材の発掘を図る必要がある。

○市町村における「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の策定について、未策定の市町村もあることから、「女性活躍推進法に基づく推進計画」とともに、その策定をより一層促し、市町村における男女共同参画の取組を促進する必要がある。

《令和3年度以降の取組》

○「第4次男女共同参画基本計画」においては、新たにNPO等地域団体との男女共同参画に関わる連携事業の実施回数や防災女性リーダー養成者数等の4項目を加え計14項目を指標として設定し、この達成を目指して施策を推進する。(新規)

○具体的取組としては、「県の審議会等における女性委員の登用率の向上」、「女性のチカラを活かす企業認証制度」や「みやぎの女性活躍促進連携会議」との連携事業などに引き続き積極的に取り組み、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく。(継続)

○また、県内全域における男女共同参画社会づくりの取組を積極的に進めていくため、新たに「女性活躍ネットワーク事業」として、県内の女性支援NPO等6団体のネットワーク形成を図り、県との連携・協働によるセミナー等を市町村の協力のもと県内各地で開催することとしている。(新規)

○本県における、男女共同参画社会を実現するため、県内の経済団体等で構成する「みやぎの女性活躍促進連携会議」や市町村、事業者、NPOなどと連携しながら施策を展開するとともに、職員の意識啓発にも努め、着実に施策を推進していく。(継続)

【担当：保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

障害を理由とする差別の解消等を規定する条例と手話の公的認知等を規定する条例について、障害当事者団体への説明会(計29団体)やパブリックコメント(19人、6団体から合計135件)を実施するとともに、障害者施策推進協議会での審議(計3回)を踏まえ、制定した。(新規)

《成果(取組結果)》

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(令和三年宮城県条例第三十一号)」と「手話言語条例(令和三年宮城県条例第三十二号)」を新規に制定し、令和3年3月26日に公布した。

《今後の課題》

条例の制定を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発を行うとともに、差別に関する相談体制を整備していく必要がある。

《令和3年度以降の取組》

障害を理由とする差別の解消に向けて様々な広報媒体を用いた普及啓発を行うとともに、差別に関する相談に関し、必要に応じてあっせんを行う等、適切に対応できる体制づくりを進めていく。

【担当：経済商工観光部 国際政策課】

《取組内容》

在住外国人が地域で生活していく中で立ちはだかる3つの壁(「意識の壁」・「言葉の壁」・「生活の壁」)を取り除くため、啓発ツールの作成(継続)や、みやぎ外国人相談センターの設置・運営(継続)、ICTを活用した日本語教育支援事業(新規)、技能実習生等と地域との交流事業(継続)などの各種事業を実施したほか、新型コロナウイルス感染症対応のため、受信・相談センターの多言語化(新規)や多言語での情報発信を強化し、外国人が安心して生活ができる環境整備を進めた。

《成果(取組結果)》

みやぎ外国人相談センターの設置・運営においては、387件の相談(前年対比136件増)が寄せられ、内容に応じた的確な対応に努めたほか、コロナ禍の中でも県内2地域で技能実習生と地域との交流を行うなど、多文化共生社会の形成の実現に向けた取組を進めた。

《今後の課題》

これまでの取組により、多文化共生社会の形成に向け一定の成果をあげていると認識しているが、3つの壁を取り除いていくためには、継続的な取組が必要である。また、近年は、技能実習生や留学生等の増加とともに、在留資格や国籍の多様化が進んでおり、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、外国人県民が地域でより安心して生活を送ることができるよう、きめ細かい対応が必要である。

《令和3年度以降の取組》

「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、多文化共生社会形成の更なる推進に向け、各種事業を着実に実施し、在住外国人等が地域で安心して生活できる環境整備を図っていく。

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 高等学校等育英奨学資金貸付基金について

意 見 の 内 容
<p>高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億4千1百万円で、前年度に比べ約2千4百万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。</p> <p>引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど新たな収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：教育庁 高校教育課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○償還方法については、原則口座振替としているが、残高不足や口座を解約した場合など、償還期日に口座振替できない場合に、振込用紙同封の督促状を送付し納付を促した。(継続) ○未納状態が継続している者には、年2回、未納額総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。(継続) ○さらに、2か月以上の滞納者に対しては、年1回、その連帯保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。(拡充) ○平日昼間に電話が繋がらない者に対しては、朝夕に電話による督促を行った。(継続) ○滞納者が納付したい時にタイミングを逃さず受領できるよう、就学支援班の職員全員を現金取扱員に指定した。(継続) ○償還口座について、借受者口座と連帯保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続) ○住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍の公用請求等による居住地調査に重点的に取組み、速やかに督促を行った。(拡充) ○償還方法について、借受者が償還しやすいよう、月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦と半年賦償還の併用償還の4種類の方法を選択可能としている。なお、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した滞納者に対しては、その滞納額をさらに分割して納付することを可能としている。(継続) ○生活保護、失業中、育児休業等で無給・減給など、経済的困窮等により償還が困難な借受者に対しては、償還の猶予申請を案内し、新たな収入未済の発生抑制に努めた。(継続) ○高等学校校長会や高等学校教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の場では、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、その償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続) ○債権回収会社(サービサー)へ業務委託を行い、回収困難案件の回収に取り組んだ。(継続) ○収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金収入未済縮減に向けた取組方針」(以下「取組方針」という。)を策定した。(継続) ○私立高校など、収入未済の割合が高い高校に対して、現状の認識や、償還の重要性を理解し奨学生としての自覚を持たせる指導を行うよう協力を要請した。(継続) <p>《成果(取組結果)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過年度の収入未済のうち、63,311,943円を回収し、収入未済の縮減に努めた。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業であり、最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が年々増加し、令和3年度が償還額のピークを迎える見込であり、それに併せて収入未済も大幅に増加している。 ○貸付金の償還は、10年程度の長期間で行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。 ○この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける(返済を要する)」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。 ○また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。 ○さらに、近年、償還対象者及び連帯保証人が自己破産する案件が増加していることから、その対応を整理する必要がある。

《令和3年度以降の取組》

- 取組方針に基づき、滞納者や連帯保証人に対して、督促状の送付、電話による督促、納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか、連帯保証人に対しても積極的に行っていく。
- 2か月以上の滞納者の連帯保証人に対する催告文書の送付を年2回以上実施する。
- 債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を拡充していく。

